

山形大学人文学部

研究年報

第 13 号

目 次

論 文

ボッティチェッリ作《聖母子と四天使と六聖人（サン・バルナバ祭壇画）》

——ダンテ『神曲』銘文と聖母信仰

.....石 澤 靖 典..... 1

カントによる帰謬法的証明の拒否における哲学方法論上の洞察

.....千 葉 清 史..... 21

資料紹介

都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討

.....戸 室 健 作..... 33

調査報告

公益法人を巡る改革についての山形県の公益法人の意識について

—公益法人アンケート調査結果の分析—

.....金 子 優 子..... 55

山形県高島町におけるデマンド型交通の調査報告—デマンドタクシーの調査報告—

.....砂 田 洋 志..... 65

平成26年度研究・教育活動報告 83

投稿規程 144

平成 28 年 3 月

山形大学人文学部

論 文

ボッティチェッリ作《聖母子と四天使と六聖人 (サン・バルナバ祭壇画)》

——ダンテ『神曲』 銘文と聖母信仰

山形大学人文学部人間文化学科

石 澤 靖 典

はじめに

現在フィレンツェのウフィツィ美術館が所蔵するボッティチェッリの《聖母子と四天使と六聖人》、通称《サン・バルナバ祭壇画》(図1)は、元来は同市のアウグスティヌス派教会であるサン・バルナバ聖堂の主祭壇画として制作された作品である¹。制作年は確定されていないが、さまざまな状況証拠から、1480年代中頃から後半とされている²。いわゆる〈聖会話〉の形式をとる本作品



図1 ボッティチェッリ《サン・バルナバ祭壇画》、1487年頃、フィレンツェ、ウフィツィ美術館

1 《サン・バルナバ祭壇画》、268×280cm、板、テンペラ、フィレンツェ、ウフィツィ美術館。本作品の基本データについては以下を参照されたい。Herbert P. Horne, *Alessandro Filipepi commonly called Sandro Botticelli, Painter of Florence*, London, 1908, pp.111-117; Ronald Lightbown, *Sandro Botticelli, Life and Work*, London, 1978, vol.II, pp.66-69. また同時代の他の〈聖会話〉図像の形式からその特徴を論じた以下の研究も参照。Damian Dombrowski, *Die religiösen Gemälde Sandro Botticellis. Malerei als pia philosophia*, Berlin-München, 2010, pp.274-292.

2 本作品成立にまつわる同時代の文書は現存しない。最初にこの作品に言及したのはアルベルティニ『彫刻・絵画に関する覚書 (*Memoriale di molte statue e pitture che sono nell'inclyta ciptà di Florentia*)』(1510)であり、簡潔ながら、「サンクト・バルナバ〔聖堂〕には、サンドロ・ボッティチェッリの手になる大きな板絵が一点と他の絵画がある」との記述がある。拙訳『フランチェスコ・アルベルティニ『彫刻・絵画に関する覚書』(一五一〇)』、『美術史学』、31-32号、2010-11年、153-182頁参照。その後、『アントニオ・ビッリの書 (*Libro di Antonio Billi*)』(16世紀前半)、『アノニモ・マリアベキアーノ稿本 (*Codice dell'Anonimo Magliabechiano*)』(16世紀中頃)、ヴァザーリ『美術家列伝 (*Vite*)』(1550、1568年)、ボッキ=チネッリ『フィレンツェ市の美 (*Le bellezze della città di Fiorenza*)』(1677)、リーカ『フィレンツェ教会史 (*Nottizie istoriche delle chiese fiorentine*)』(1758年、註5参照)などに記述がみられ、この間、作品がサン・バルナバ聖堂に存在し続けたことが明らかとなる。1808年以降にアカデミア美術館に移され、1919年に現所在地であるウフィツィ美術館に収蔵された。年代推定については、R. Lightbown, *op.cit.*, vol.II, p.69を参照。また1480年代後半を支持する最近の研究としては、Hans Körner, *Botticelli*, Köln, 2006, pp.314ff. がある。

の構図は、中央の高い位置に玉座の聖母子を据え、前景に6人の聖人を配している。聖母の両脇には4人の天使がおり、うち二人はキリストの受難具を手に持ち、他の二人はピロードのカーテンに手をかけながら玉座をわれわれに開陳しようとしている。カーテンのさらに上方には、《受胎告知》をあしらった円形の浮彫が配されている（図2）。また、この祭壇画はもともと7点の板絵からなるブレデッラを備えていたが、現在は、そのうちの4点が残されている（図3）³。図像は主画面の各聖人の生涯に取材したエピソードを一点ずつ、それぞれの聖人の足元を飾るよう配されている。中央には、腕を広げたキリストの像—いわゆる〈悲しみの人〉図像—を見ることができる（図4）⁴。

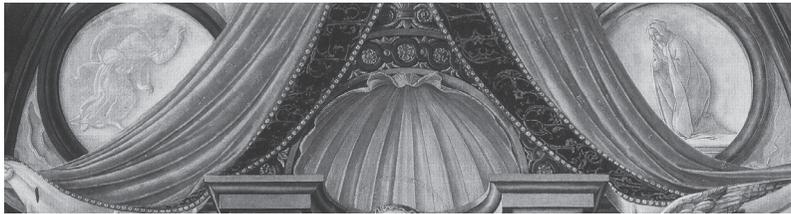


図2 ボッティチェッリ《サン・バルナバ祭壇画》（部分）



図3 ボッティチェッリ《サン・バルナバ祭壇画》ブレデッラ



図4 ボッティチェッリ《サン・バルナバ祭壇画》ブレデッラ中央パネル〈悲しみの人〉

祭壇画がおかれていたサン・バルナバ聖堂は、フィレンツェの北西に位置する小規模な教会である⁵。1289年6月11日、すなわち聖バルナバの日にフィレンツェはカンバルディーノの平原でアレツォ軍と対戦し、歴史的な勝利を収めた⁶。聖バルナバの加護により戦いに勝利することがで

3 各ブレデッラの詳細については R. Lightbown, *op.cit.*, vol.II, p.67を見よ。

4 〈悲しみの人〉図像については、Erwin Panofsky, "Imago Pietatis", *Festschrift für MaxFriedländer*, Leipzig, 1927, pp.261-308を参照。

5 サン・バルナバ聖堂の基本データについては、Giuseppe Richa, *Notizie storiche delle chiese fiorentine*, Firenze, 1758, TomoVII, pp.53-67; Walter und Elisabeth Paatz, *Die Kirchen von Florenz*, Frankfurt, 1955, Bd.I, pp.319-329を参照。

6 この戦いについては14世紀の年代記作者であるジョヴァンニ・ヴィッラーニがその『年代記 (Cronica)』第7巻131章に詳しく記録している。G. Villani, *Cronica*, cura di G. Dragomanni, Tom.I, Firenze, 1844, pp.457-461。

きたと信じたフィレンツェのひとつとは、聖人に感謝の意を表するため、その名を冠した教会を創設することとし、建物は1322年に落成した⁷。

祭壇画は同聖堂の主祭壇画であったが、この作品が成立する過程、および受容環境においては、フィレンツェ市内のいくつかの組織が関与していたことが知られている。すなわちサン・バルナバ聖堂自体は、アウグスティヌス派に属する教会であったが、祭壇が置かれていた主礼拝堂はフィレンツェ政庁の所有となっていた⁸。さらに当時の習慣では、教会内の設備の実際の管理運営あるいは装飾事業は、市内の同業者組合に委託されることになっており、本聖堂の場合、その任にあったのは大組合のひとつである医師薬種業組合 (Arte dei Medici e speziali) であった⁹。現在も聖堂のファサードには、この組合の守護聖人である聖母子の像 (図5) が掲げられている。



図5 《聖母子》、フィレンツェ、サン・バルナバ聖堂正面

したがって本祭壇画の受注関係について整理すると、その主たる受容者はアウグスティヌス派の修道士たちだったが、祭壇画を実際に注文したのはおそらく、医師薬種業組合であり、さらに作品はフィレンツェ政庁の保護下にあるというやや複雑な環境にあったといえる。

一方、この作品に特徴的な要素としてしばしば注目されてきたもうひとつの点として、聖母の足元にダンテ『神曲』からとられた銘文が刻まれていることが挙げられる (図6)¹⁰。「VERGINE・MADRE・FIGLIA・DELTVO・FIGLIO・(処女であり母、あなたの息子の娘) —— これは、『神曲』「天国篇」第33歌冒頭の一節であり、天界に上昇したダンテがベアトリーチェの導きにより至高天にまで到達し、聖母の御前に立った場面において、聖ベルナルドゥスが唱える祈祷文として発せられるものである¹¹。



図6 ポッティチェリ《サン・バルナバ祭壇画》(部分)

7 W.-E. Paatz, *op. cit.*, p.319.

8 H. P. Home, *op. cit.*, p.112.

9 *ibid.*

10 R. Lightbown, *op. cit.*, vol.II, p.66.

11 原詩は以下。“Vergine Madre, figlia del tuo figlio,/umile e alta più che creatura,/ termine fisso d’eterno consiglio, / tu se’ colei che l’umana natura / nobilitasti sì, che ’l suo fattore / non disdegnò di farsi sua fattura (処女であり母、あなたの息子の娘、/ あらゆる被造物より身を卑しくし、かつ崇高、/ 永遠の御心の定まれる的(まと)、/ あなたこそは人類を / この上なく高貴にされた方、それゆえに創造主は / 自らを人の被造物とされることを厭わなかった)” Dante Alighieri, *La Commedia secondo l’antica vulgata*, a cura di G. Petrocchi, Le lettere, 1994, vol.4 *Paradiso*, Canto XXXIII, 1-6. [ダンテ『神曲』「天国篇」第33歌1-6、原基晶訳、講談社、2014年、492頁]

キリスト教主題画のなかに『神曲』のような「世俗文学」の一節が銘文で刻まれるのは、いかにダンテがフィレンツェの詩人であったとしても、またいかに『神曲』が中世スコラ哲学的な宇宙観に基礎をおき、その神学に多くを負っているとしても、それほど一般的なことではなかった¹²。なるほど、ダンテはこの聖堂の創設理由となったカンバルディーノの戦いに兵士として参加したといわれており¹³、したがって、この詩人の銘文が挿入された理由も、そうしたダンテと聖堂の縁の深さによって説明される、とこれまでの多くの研究者たちは推定してきた¹⁴。しかし、なぜ『神曲』のこの一節がとくに選ばれたかについては、具体的な論証がこころみられることはほとんどなかったといえる。

こうした点から、本稿では、まずはこの銘文の意味を検討し、それを手掛かりに作品の図像内容を検討する。さらにその結果をもとに先に述べたような作品の複雑な成立環境がこの銘文とどのような関係にあったかを論じたい。そこでまずは、問題点をより明確にするために、従来の研究を具体的に参照することから始めよう。

1 先行研究 —— 問題の所在

先行研究においてとりあげられた問題点の一つは、作品の主題や聖人の選定、構図などが、制作時の状況とどのような関係にあったかという点である。

まず、聖母子を中心とする祭壇画となっているのは、この聖堂の管理者たる医師薬種業組合が、聖母子を守護聖人とする団体だったことが主たる理由と考えられよう¹⁵。さらに前景に並ぶ聖人に関しても、この組合や先に述べたようないくつかの組織・団体との関連が想定されてきた。左側には、端から順に、アレクサンドリアの聖カタリナ、聖アウグスティヌス、聖バルナバの3人が並ぶが、たとえば、左端のアレクサンドリアの聖カタリナは、医師薬種業組合に属する理髪師の守護聖人との指摘がある¹⁶。その隣の聖アウグスティヌスは、所蔵する聖堂がアウグスティヌス会のものであることを示している。さらに右隣の聖バルナバはいうまでもなく、この聖堂の名のもとになった聖人である。一方、画面右側の3人は、左から、洗礼者聖ヨハネ、聖イグナティウス、大天使ミカエルである。洗礼者聖ヨハネは、フィレンツェ市の守護聖人であり、これは聖堂の主礼拝堂の所有者がフィレンツェ政庁であることと関連しよう。一方、聖イグナティウスは、おそらく外科医の守護聖人であることが存在理由だろう。この職業も医師薬種業組合に属していた。右端の大天使ミカエルは、カンバルディーノの戦いにおける勝利を意味するとの指摘がある

12 コーヴィによれば、同時代のフィレンツェ絵画においてダンテ『神曲』の一節が、ダンテの肖像画か、もしくは聖母子像に銘文として挿入される事例はあるものの、現存する作品は、ごくわずかである。Dario A. Covi, *The Inscription in Fifteenth Century Florentine Painting*, New York, London, 1986, pp.170-172.

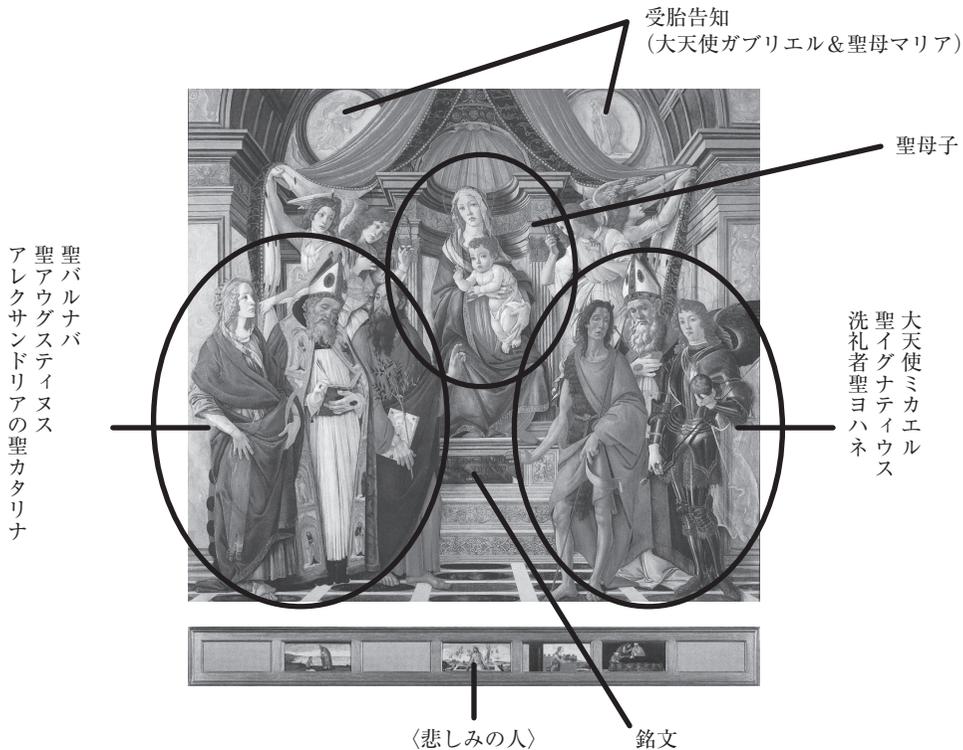
13 レオナルド・ブルーニの『ダンテ伝』で伝えられたこの話は、15世紀には広く知られていた。Leonardo Bruni, *Le vite di Dante e del Petrarca*, Roma, 1987, pp.32-33.

14 Alessandro Cecchi, *Botticelli*, Milano, 2005, p.242-253.

15 フィレンツェの医師薬種業組合は、とりわけ聖母マリアと聖バルナバ信仰に関与していた。Raffaele Ciasca, *L'arte dei Medici e Speciali nella storia e nel commercio fiorentino dal secolo XII al XV*, Firenze, 1927, pp.217-232.

16 A. Cecchi, *op.cit.*, p.253.

一方、チェッキは、この天使もまた医師薬種業組合の守護聖人であった可能性を指摘している¹⁷。本祭壇画の主要人物およびモチーフを図示すると（参考図1）のようになる。



参考図1 ボッティチェリ《サン・バルナバ祭壇画》のモチーフ配置

また、ローリー・テイラー＝ミッチェル¹⁸は、本祭壇画に対する医師薬種業組合の関与を調査し¹⁹、メディチ家もまたこの組合と浅からぬ関係にあったことを明らかにしている²⁰。

これに対しアンドリュー・C・ブルームは、ダンテの銘文そのものに注目する²¹。先に述べたように『神曲』「天国篇」33歌の冒頭に登場するこの詩句は、物語のなかでは、聖バルナルドゥスによって発せられている。すなわち、ベアトリーチェとともに天国の最上位に上昇したダンテを聖バルナルドゥスが出迎え、そこで彼女を礼賛する歌を吟唱するのである。その出だしがこの文句であり、バルナルドゥスの朗読が終わるとともに、ダンテは光に満たされた聖母の姿を正視することができるようになる。こうして『神曲』全体の幕は閉じられるのである。

17 *ibid.*

18 Laurie Taylor-Mitchell, "Botticelli's *San Barnaba Altarpiece*: Guild Patronage in a Florentine Context", in D.G. Wilkins and R.L. Wilkins (eds.), *The Search for a Patron in the Middle Ages and the Renaissance*, Lewiston, 1996, pp.115-135.

19 たとえば天蓋のカーテンが医師のガウンをあらわすなど。

20 *ibid.* ダンテの銘文はダンテ再評価の動きと連動するとしている。

21 Andrew C. Blume, "A Close Reading of Dante and Botticelli's *San Barnaba Altarpiece*", *Arte cristiana*, 87, 1999, pp.203-210.

ブルームによると、聖母賛歌の「処女であり母、あなたの息子の娘」とは、処女のまま母となったマリアの神秘性、あるいは息子の母親であり、かつその娘でもあるというパラドクスを、超越的に可能にしたマリアの奇蹟的な立場を明らかにしたものだという²²。事実、1481年に『神曲』註解を出版した、人文主義者のクリストフォロ・ランディーノはこの一節に関し、「ここでダンテは、非常に凝った言い回しにより、聖母の奇蹟性を賞賛し、彼女の好意、配慮を引き出そうとしている」と説明している²³。とりわけ、ダンテにとって重要なのは、人間である彼が、いかにして生きながら神の世界を目にすることができるかという問題であった。生身の人間には通常不可能なこのようなおこないを実現するには、ひとえに奇蹟的な力に与るしか方法はない。処女にして母であるというマリアの奇蹟性を強調し、その彼女の力添えを得ることによってのみ、ダンテにもまた、彼岸旅行という超越的な行為が可能となるのである。したがって、ランディーノによれば、不可能事を可能にするあらゆる矛盾を超えた存在としてのマリアをうたったこの文句は、彼女の能力の偉大さを明らかにしているのであり、ダンテはこうしたベルナルドゥスの祈りを仲介として始めて、聖母の面前に立ちその姿をじかに見るのができたのである。ブルームはさらに、こうしたダンテの立場はそのまま、当時この祭壇画の前に立った信者たち、すなわち鑑賞者の立場に重なるという。つまり、本作品の前に立つ者は、ダンテの銘文およびその左右の聖人たちのとりなしにより、聖母と直接対面し、詩人と同じ体験をすることが可能となったと考えられる²⁴。

さて、ブルームの解釈は、作品におけるダンテの銘文の機能を説明し、さらに当時この絵を見た人間のリアルな鑑賞空間を浮き彫りにしている点で興味深いといえる。しかしブルームの解釈には、この祭壇画の主たる鑑賞者であったアウグスティヌス会修道士にとって、こうした鑑賞体験が何を意味していたかが説明されていない。また当時祭壇画のおかれていた主礼拝堂の所有者であったフィレンツェ政庁、またその管理運営を委託されていた医師薬種業組合の関与もまた考慮されていない。

したがって本稿では、祭壇画の前の鑑賞空間をもとりこむ銘文の機能を指摘したブルームの意見を踏まえたうえで、さらにその意味をもう一度、同時代の美術における聖母図像との比較から捉えなおし、これまで見過ごされてきた作品の複合的なイメージを明らかにしていきたい。

2 〈授乳の聖母〉と〈二重のとりなし〉図像

(i) 不在の聖ベルナルドゥスと〈授乳の聖母〉

さて、銘文によって暗示された聖ベルナルドゥスの存在は、この祭壇画の鑑賞体験において一つの特徴ある形式をもたらしたと思われる。

そもそもダンテが「天国篇」の最終局面において、聖ベルナルドゥスに聖母賛歌を吟じさせた

22 A.C. Blume, *op.cit.*, p.205.

23 Cristoforo Landino, *Comento sopra la Comedia*, a cura di Paolo Procaccioli, Roma, 2001, tomo IV, p.2014.

24 A.C. Blume, *op.cit.*, p.206.

のはなぜだろうか。いうまでもなく聖ベルナルドゥスは、中世修道院文化において、聖母礼賛を積極的に促進した著名な神学者であり、その点、『神曲』の聖母の登場場面の導入役としてもっともふさわしい人物であったことは疑いない²⁵。

15世紀のシエナで制作された『神曲』写本の「天国篇」第33歌挿絵(図7)では、聖母の面前でこの歌詞を吟ずる聖ベルナルドゥスの姿がやや説明的に描写されている。ポッティチェッリの祭壇画の前に立つものは、今このような状況が自分の眼前で展開しているのを想像することができたのではないだろうか。あるいは14世紀の写本挿絵(図8)では、玉座の聖母が天使をともなって上方に出現している²⁶。

しかしこの構図はまた、鑑賞者に聖ベルナルドゥスにまつわる有名な奇蹟譚を思い起こさせることにもなったと思われる。というのもこの聖人には、これとほぼ同じ状況で、書き物の最中に聖母が幻影となって現れる逸話が伝えられており、15世紀のフィレンツェでも、その主題はしばしば描かれたからである。フィリッポ・リッピやペルジーノ、フィリッピノ・リッピなどポッティチェッリ周辺の画家も数多くその作例を残している(図9、10、11)²⁷。

さらにこの伝説には続きがある。聖母がベルナルドゥスの前に現れると、彼女は自ら乳房を押さえ、聖人の口を浸すように数滴の母乳を注いだということである。実際、聖人に授乳する聖母を描いた作例が、14~17世紀にかけて、いくつか存在している(図12、13)²⁸。



図7 ジョヴァンニ・ディ・パオロ《天国篇第33歌挿絵》(イエイツ＝トンプソン写本)、1445年頃、ロンドン、大英図書館

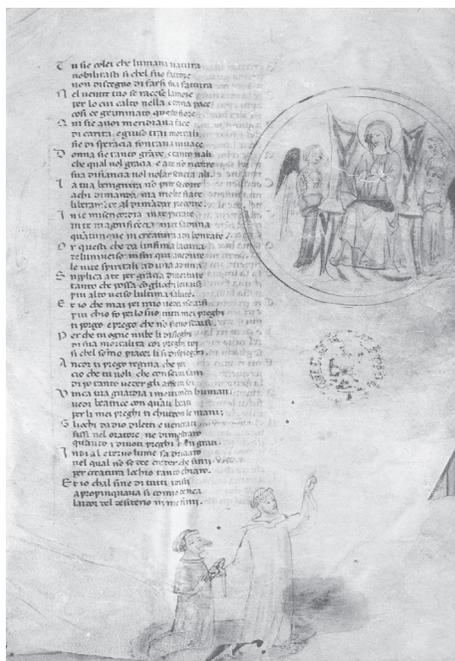


図8 作者不詳「天国篇」第33歌挿絵、14世紀中頃、パリ、アーセナル図書館

25 Cf. AA.VV., *Enciclopedia dantesca*, Roma, 1970-78, vol.1, pp.601-605.

26 Peter Brieger, Millard Meiss, Charles S. Singleton, *Illuminated Manuscripts of the Divine Comedy*, Princeton, 1969, vol.1, pp.207-208 and vol.2, pp.517-521; John Pope-Hennessy, *Paradiso. The Illuminations to Dante's Divine Comedy by Giovanni di Paolo*, London, 1993, p.186.

27 イタリアにおける聖ベルナルドゥス圖像については以下を参照。Laura Dal Prà (cura di), *Bernardo di Chiaravalle nell'arte italiana dal XIV al XVIII secolo*, Milano, 1990.

28 ラウラ・ダル・プラによれば、聖母から母乳を受ける聖ベルナルドゥスの圖像は14および15世紀のイベリア半島で発展し、次第にフランス、ドイツへと広まった後、やや遅れてイタリアに流入した。Laura Dal Prà, "Bernardo di Chiaravalle. Realtà e interpretazione nell'arte italiana", in L. Dal Prà (cura di), *Bernardo di Chiaravalle nell'arte... cit.*, pp.29-88, esp.66.

通常、〈授乳の聖母〉といえ、聖母が（ベルナルドゥスではなく）幼児キリストに乳房を直接差し出す図像（図14）をさす²⁹。したがってベルナルドゥスの奇蹟譚では、こうした伝統的な〈授乳の聖母〉主題における幼児イエスに代わり、聖人がその位置に立ち、母乳を授けられる構図をとっていることになる³⁰。

《サン・バルナバ祭壇画》に聖ベルナルドゥスは描かれていない。しかし、ダンテの銘文とその詩句が登場する『神曲』における場面状況から、鑑賞者は聖母に直面する不在の聖人の姿を想起し、さらにその構図から〈授乳の聖母〉という主題もまた連想した可能性をまずは確認しておきたい。

(ii) ダンテの銘文における〈二重のとりなし〉の含意

ここで銘文の文句「処女であり母、あなたの息子の娘」が、不可能を可能にする聖母の奇蹟性をあらわすと同時代のランディーノによって解釈



図9 フィリッポ・リッピ《聖ベルナルドゥスの幻影》、1447年頃、ロンドン、ナショナル・ギャラリー

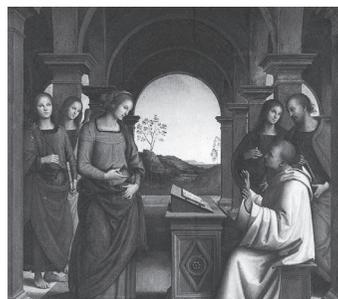


図10 ペルギーノ《聖ベルナルドゥスの幻影》、1489-90年、ミュンヘン、アルテ・ピナコテーク



図11 フィリッピーノ・リッピ《聖ベルナルドゥスの幻影》、1486年頃、フィレンツェ、バディア聖堂



図12 作者不詳《聖ベルナルドゥスに授乳する聖母》、16世紀前半、ファエンツァ、ピナコテカ・コムナーレ



図13 ベルナルディーノ・ボッチェッティ《聖ベルナルドゥスに授乳する聖母》、1598年、フィレンツェ、サンタ・マリア・マッダレーナ・デイ・パッツィ修道院ジリオ礼拝堂



図14 フィリッピーノ・リッピ《聖母子と聖ヒエロニムス、聖ドミニクス》（部分）、1485年頃、ロンドン、ナショナル・ギャラリー

29 15世紀のフィレンツェにおける〈授乳の聖母〉図像については Megan Holmes, "Disrobing the Virgin: The Madonna Lactans in Fifteenth-Century Florentine Art", in *Picturing Women in Renaissance and Baroque Italy*, G.A. Johnson, S.F. Matthews Grieco (eds.), Cambridge, 1997, pp.167-195 を参照。

30 聖母の授乳のモチーフについては、以下も参照。マリリン・ヤーロム『乳房論—乳房をめぐる欲望の社会史』平石律子訳、トレヴィル、1998年、40-59頁。

されていたことをもう一度、思い出してみよう。この奇蹟性とは、具体的にはどのようにイメージされるだろうか。

まず「処女であり母 (vergine madre)」とは、聖母がイエスの母、すなわち一度子を産んだ身でありながら、純潔をいまだ保持していることを述べたものである。一方、「あなたの息子の娘 (figlia del tuo figlio)」とは、聖母がイエスの母親でありながら、同時にその娘でもあるということ、言い換えるなら、神 (の子) を産出した身でありながら、神に産出 (創造) された身でもあるという合理的に説明の困難な状況を述べている。

キリスト教の三位一体論 (とくにその成立にあたってはアウグスティヌスの『三位一体論』の影響が大きかった) では、父なる神と子なるイエス (および聖霊) は、神の異なる位相であるものの、本質においては同一であるから、聖母は神の子にして親というパラドクスが生じることになるのである。つまりダンテのこの文句は「父なる神 - 子イエス・キリスト - 聖母マリア」という三人の神秘的な関係を述べたものと言える。

ここで、美術の図像伝統に目を向けると、このような三人の関係性は、クワトロチェントのトスカーナ絵画にしばしばあらわれる、いわゆる〈二重のとりなし Doppia intercessione〉図像 (図15) を想起させる³¹。この図像は信者の祈願と救済を聖母とイエスの二人がともに (つまり二重に) 父なる神にとりなすことをあらわしたもので、構図的には、聖母マリアが息子であるイエス・キリストに信者の救済を祈願する一方、それと向かい合うキリストが今度は父なる神に対し、聖母からの申し出を再度とりつぐという構図をとる。聖母は信者に対し乳房を露わにすることで、いわゆる〈授乳の聖母 Madonna lactans〉のポーズをとり、一方のキリストはわき腹の傷を父なる神に示すことで、自らが起こった贖罪を強調する。したがってこれは〈授乳の聖母〉のやや特異なヴァリエントともいべき形式といえよう。

筆者がとくに主張したいのは、ダンテの銘文が、〈授乳の聖母〉のなかでもとりわけ〈二重のとりなし〉図像に近いイメージ、およびその教義内容を伴って、当時の鑑賞者に受容されていたのではないかということである。



図15 ロレンツォ・モナコ？
《キリストと聖母の二重のとりなし》、
1402年以前、ニューヨーク、メトロ
ポリタン美術館

31 〈二重のとりなし〉図像の典拠は、ボンヌヴァル大修道院長であったシャルトルのエルナルドゥス (1156没) の『聖母マリアを讃える書 (Libellus de Laudibus Beatae Mariae Virginis)』の一節にもとづく。その図像学的展開については以下を参照。P. Perdrizet, *La Vierge de Miséricorde. Étude d'un thème iconographique*, Paris, 1908, 237-252; E. Panofsky, "Imago Pietatis, Ein Beitrag zur Typengeschichte des 'Schmerzensmanns' und der 'Maria Mediatrix'", *Festschrift für Max J. Friedländer zum 60. Geburtstag*, Leipzig, 1927, pp. 261-308, esp. pp. 285-295; M. Meiss, "An Early Altarpiece from the Cathedral of Florence", *Metropolitan Museum of Art Bulletin*, 12, 1954, pp. 302-317; G. Schiller, *Ikongraphie der christlichen Kunst*, vol. II, Kassel, 1968, pp. 238-240.

3 〈二重のとりなし〉図像の波及

(i) 大聖堂祭壇画

この点を検証するために、まずは《サン・バルナバ祭壇画》の構図と〈二重のとりなし〉図の構成とを比較してみたい。

〈二重のとりなし〉の構図を明快に提示したもっとも早い作例のひとつは、もともとフィレンツェ大聖堂西正面中央扉の脇に設置されていた祭壇画である³²（図15）。ここでは画面右の聖母が、足元に保護した信者たちの取りなしを左のキリストに願っている。一方、キリストは右斜め上方にいる父なる神にむかって、聖母のとりなしをさらに取り次いでいる。18世紀の教会史家ジュゼッペ・リーカによると、この祭壇画の下には、裸体のキリスト像、いわゆる〈悲しみの人〉をあしらったプレデッラが配置されていた³³（参考図2）。中世ではしばしば〈授乳の聖母〉と〈悲しみの人〉が二連画でセットにして描かれた。大聖堂の祭壇画はこうした伝統を引き継いでプレデッラに〈悲しみの人〉を挿入したに違いないと考えられる³⁴。さらにこの大聖堂の祭壇画について伝えられているところによると、ミサの際にはこの祭壇の前に《受胎告知》をあらわした、二基の彫刻（聖母と天使ガブリエル）が設置されたということである（参考図2）。ミースは、こうした図像の組み合わせが、フィリッピーノ・リッピの作例に影響を与えたと指摘している（図16）³⁵。ここでは中央の〈とりなし〉図像に加え、下部のプレデッラ中央に〈悲しみの人〉、さらに上部の左右には《受胎告知》が配されており、先の大聖堂の祭壇画と同じ構成を示していることがわかる。

さて、この配置が、《サン・バルナバ祭壇画》でもやはり、共通して採用されていることは興味深いと思われる。ボッティチェッリの祭壇画でも、プレデッラの中央にはやはりリッピと同様のキリスト像（悲しみの人）が配されていた。また上部の円形浮彫の主題が受胎告知であることは先に述べたとおりである。したがって、《サン・バルナバ祭壇画》の構成が大聖堂の《二重



参考図2 大聖堂における図15
および周辺図像のオリジナル配置

32 本作品については以下を参照。F. Zeri, *Italian Paintings. A Catalogue of the Collection of The Metropolitan Museum of Art. Florentine School*, Bradford-London, 1971, pp.56-60; Timothy Verdon, "Intercession of Christ and the Virgin from Florence Cathedral: Iconographic and Ecclesiological Significance", *Fabric of Images: European Paintings on Textile Supports in the Fourteenth and Fifteenth Centuries*, London, 2000, pp.43-54.

33 G. Richa, *op.cit.*, Firenze, 1757, TomoVI, pp.115-116.

34 M. Meiss, "An Early Altarpiece from the Cathedral of Florence", *op.cit.*, esp. 308f.

35 *ibid.*, p.314.

のとりなし》を意識していた可能性が指摘されるだろう。

さらに〈二重のとりなし〉図は先の聖ベルナルドゥスの〈聖母の幻影〉図像と融合することもあった。15世紀のモンテ・ディ・ジョヴァンニの作品(図17)では、聖ベルナルドゥスの目の前に〈二重のとりなし〉が幻影として現れているのを見ることができる³⁶。すなわち、画面の上半分には父なる神とキリスト、聖母マリアが典型的な〈二重のとりなし〉図像の構成で配されており、彼らより一段下の床面には、これらの場面を幻影として目撃する聖ベルナルドゥスの跪く姿が描かれているのである。加えて聖母は、自らの左胸に手を添え、ベルナルドゥスとわれわれ鑑賞者の方にその乳房を差し向けている。この図の複合的な構成から、〈授乳の聖母〉と〈ベルナルドゥスに授乳する聖母〉が、〈授乳〉を共通項としながら、しばしば交換可能な主題として取り扱われていたことが確かめられる。

そもそもこの時代、ベルナルドゥスは〈二重のとりなし〉をうたった賛歌の作者と考えられていた。実際、ヤコブス・デ・ヴォラギネの『黄金伝説』には、聖ベルナルドゥスの言葉として以下の一節が引用されている³⁷。

おお人間よ、あなたは、確実な歩みを父なる神にむかって踏みだした。そこでは、おん母はおん子のまえに、おん子はおん父のまえに立っておられる。おん母は、おん子にご自分のからだと乳房をしめしておられ、おん子は、おん父にご自分のわき腹と傷痕をしめしておられる。こんなに多くの愛のしるしがあるのだから、とりなしが拒否されるということはありえない。



図16 フィリッピーノ・リッピ
《キリストと聖母の二重のとりなし》、
1495年頃、ミュンヘン、アルテ・
ピナコテーク



図17 モンテ・ディ・ジョヴァンニ
《聖ベルナルドゥスをともなうキリス
トと聖母の二重のとりなし》、
15世紀後半、モントリオール美術館

36 この作品については、Laura Dal Prà (cura di), *Bernardo di Chiaravalle nell'arte italiana dal XIV al XVIII secolo, op.cit.*, pp.148f. を参照。

37 ヤコブス・デ・ヴォラギネ『黄金伝説2』、前田敬作・山口裕訳、人文書院、1984年、221頁。この一節は元来、ボンヌヴァル大修道院長であったシャルトルのエルナルドゥス(1156没)によって歌われたものであり(註31参照)、後に聖ベルナルドゥスにより説教に引用された。しかし、ヤコブス・デ・ヴォラギネが『黄金伝説』のなかで、後者の言葉としてこれを紹介したため、長らくベルナルドゥスがこの文章の作者と信じられるようになった。Cf. Avraham Ronen, "Gozzoli's St. Sebastian Altarpiece in San Gimignano", *Mitteilungen des Kunsthistorischen Institutes in Florenz*, 32, 1988, pp.77-126, esp.p.98ff.

〈二重のとりなし〉図像の成立において、聖ベルナルドゥスは中心的位置を占めていたのであり、ダンテの銘文が想起させるイメージもまた、こうした図像タイプであった可能性がここに示されているといえよう。

(ii) 文字史料における〈二重のとりなし〉と銘文の関連性

次に、ダンテの一節が、〈二重のとりなし〉と結び付いていたことを確証させる文章を二例示しておく。ひとつはロレンツォ・デ・メディチの『賛歌 (Laude)』と題された詩篇の一節である。

マリアよ、汝は生まれたときからいとも善良であった。汝の慎ましきはまことに好ましい。造物主は汝の産物であるのに (che il Fattore è tua fattura)。[中略] 汝らのさらなる救済を疑うなかれ、罪びとたちよ。子に向けられた彼女の胸は、この母の悲しみをあらわにし、血に染まった彼の傷は、慈悲深い善意を彼女に示す。...³⁸ (傍点筆者)

この「造物主は汝の産物である」はダンテの「天国篇」第33課で先の銘文のすぐ後につづく文章「それゆえに創造主は / 自らを人の被造物とされることを厭わなかった (che 'l suo fattore non disdegnò di farsi sua fattura)」を踏まえていることが、すでに研究者により指摘されており³⁹、内容的には銘文の「あなたの息子の娘」と同じことを述べているといえる。そしてロレンツォの詩ではこれに続けて、明らかに〈二重のとりなし〉を踏まえているとわかる文章—「子に向けられた彼女の胸は、この母の悲しみをあらわにし、血に染まった彼の傷は、慈悲深い善意を彼女に示す」が続いている。この点から、ダンテの銘文と〈二重のとりなし〉との連続性が当時の市民、とりわけ本祭壇画とのつながりが深い知識人層にも観念として共有されていたことが確かめられる。

さらに興味深い事例を同時代の美術作品中の銘文にも見出すことができる。それは版画家フランチェスコ・ロッセッリが《サン・バルナバ祭壇画》にもとづいて制作したと考えられる銅版画である⁴⁰ (図18)。フランチェスコ・ロッセッリはボッティチェッリの作品を原画とする版画を何度か制作して



図18 フランチェスコ・ロッセッリ
《聖母子と聖ヘレナ、大天使ミカエル》、
15世紀後半、パリ国立図書館

38 Lorenzo de' Medici, *Opere*, T. Zanato (cura di), Torino, 1992, pp.427-428. 以下に原文の一部を抜粋する “Tu, Maria, fusti onde nacque / tanto bene alla natura;/ l'umiltà tua tanto piacque,/ che il Fattore è tua fattura.[...]/ Più della salute vostra,/ peccator', non dubitate;/ el suo petto al Figlio mostra / questa Madre di pietate;/ le sue piaghe insanguinate / mostra a lei la Bontà pia.”

39 Lorenzo de' Medici, *op.cit.*, p.427.

40 333×272cm、大英博物館およびパリ国立図書館所蔵。Mark J. Zucker, *The Illustrated Bartsch*, 24, *Commentary part2*. *Early Italian Masters*, New York, 1994, pp.89-90.

おり、両者の関係は単なる下絵提供者と彫版師の間柄を越えて、図像内容に関するより詳しい情報交換者、あるいは共同制作者であったのではないかと筆者は考えている⁴¹。この点についてここで詳述する余裕はないが、すくなくともロッセリがポッティチェッリの祭壇画の意図を理解したうえで版画を制作した可能性があるということだけは指摘しておきたい。

さてこの図では、画面の中央を《サン・バルナバ祭壇画》から、その他のセッティングに関しては、やはりポッティチェッリの《バルディ祭壇画》から借用していることがすでに研究者によって確かめられている⁴²。しかし、本図の下の部分、つまり聖母の足元に示された銘文についてはこれまでほとんど注目されることはなかった。これに対し筆者は、この銘文こそは、ポッティチェッリの祭壇画が〈二重のとりなし〉としての機能をもっていたことを明らかにする証拠を提供してくれるものと考え。銘文の内容は次のようになっている。「LACTA MARIA FILVM TVVM CREATO / REM TVV[M] · LACTA · PANEM · CELI · LACTA · / PRETIVM · MVNDI · PR[A] EBELAMBEN / TI · MAMILLAM · VT · IPSE · P[RAE]BEAT / PER · CVTIENTI · MAXILLAM · (マリアよ、汝の息子、汝を造りし者に授乳し給え、天国のパンに授乳し給え、世界の罪の贖い人に授乳し給え、〔母乳を〕飲む〔彼に〕胸を差し出したまえ、彼が〔自分の〕頬を、それを打つものにさし向けることができるように)」⁴³

この「FILVM TVVM CREATO/REM TVV[M] (汝の息子、汝を造りし者)」が、《サン・バルナバ祭壇画》の銘文を踏まえていることは明らかであろう。そしてこれに続けて聖母に対し、息子であるイエスと現世の信者に授乳せよとこの銘文は命じているのである。これは、ポッティチェッリに非常に近い環境において、《サン・バルナバ祭壇画》の銘文が、〈二重のとりなし〉、とりわけ〈授乳〉という側面から理解されていたことを示す証拠といえるだろう。

4 《バルディ祭壇画》におけるアウグスティヌス派思想

では、こうした聖母のとりなしという主題がここで必要とされた理由は何だったのだろうか。この点について祭壇画の鑑賞者であったアウグスティヌス会の教義との関連から問題を探ってみたい。

手掛かりとなるのは、フィレンツェのサント・スピリト聖堂バルディ礼拝堂のためにポッティチェッリが制作した《聖母子と二人の聖ヨハネ (バルディ祭壇画)》である (図19)。サント・ス

41 拙論「ポッティチェッリの後期作品における都市景観—その図像源泉と思想背景—」、『鹿島美術研究』、第26号、2009年、644-660頁。

42 M.J. Zucker, *op. cit.*, p.89.

43 他の銘文は以下のようになっている。左、聖ヘレナ下部—“QVAM VIDES · HELENAM · AMPLECTI · / EST · XPI[STI]ANOR[VM] · SPES · ROMANOR[VM] · VICTO[R]IA / MORTVOR[VM] · RESVRECTIO · C[A] ECOR[VM] · DVX / CONVERSOR[VM] · VIA · CLAVDOR[VM] BACVL[VM] · PAV / P[ER]V[M] CO[N]SOLATIO · ARBOR · REFLECTIONIS (汝が見る、ヘレナの抱きかかえしもの〔すなわち、真の十字架〕、そはキリスト教徒の希望、ローマ人の勝利、死者の復活、盲人の先導者、改悛者の道、足萎えの杖、貧者の慰め、再生の樹木なり)”。右、大天使ミカエル下部—“PRINCEPS · GLORIOSISIME · / MICHAEL · ARCA[N]GELE · ESTO · / MEMOR · NOSTRI · HIC · ET VBI / Q[VE] · SEMPER · PRECARE · PRO / NOBIS · FILIVM · DEI (大天使の長、いとも榮えあるミカエルは、いざこにありても常に我らのことを心に留めおかれ、我らのために神の子に祈らん)”

ピリト聖堂は、アルノ河左岸に立つ、フィレンツェのアウグスティヌス派教会としては最大規模を誇る教会である。《バルデイ祭壇画》は、この教会に礼拝堂を所有していた銀行家のジョヴァンニ・デ・バルデイのために1485年に制作された⁴⁴。つまり、《サン・バルナバ祭壇画》とほぼ同時期の、また同じアウグスティヌス派のための作品ということになる。

ここには中央に聖母子が座し、両脇には洗礼者聖ヨハネと福音書記者聖ヨハネが立っている。この作品の聖母は、右手で覆い隠してはいるが、確かに乳房を幼児キリストに向けてさし出す仕草をしており、ライトボーンは、この作品が〈授乳の聖母〉主題をベースにしていると指摘している⁴⁵。

さらに近年、この作品についての研究論文を発表したランドルフィは、ここには単なる〈授乳の聖母〉のみならず、〈二重のとりなし〉図の伝統もまた反映されていると指摘している⁴⁶。一見したところ、先にみた〈二重のとりなし〉と構図に共通性がないようだが、ランドルフィによれば、聖母がキリストに胸を差し出している点、一方、祭壇画の前景に描かれた磔刑図が幼児キリストの受難を暗示していると考えられる点から、ここには〈二重のとりなし〉の基本要素である、聖母の乳房とキリストの脇腹の傷の組み合わせが、アレンジを加えた上で図像化されていると見なすのである。15世紀のアウグスティヌス派教会では、しばしばこの〈二重のとりなし〉主題が取り上げられたことを考慮するなら、こうしたランドルフィの指摘も相応の説得力を持つと思われる。たとえばゴッツォリは、サンジミニャーノのアウグスティヌス派教会であるサンタゴスティーノ聖堂に、やはり〈二重のとりなし〉図を導入している⁴⁷（図20）。

また、このランドルフィ説を受けた上で、さらに近年ではフォンダラスが、聖母の授乳の意味をよりいっそう掘り下げ



図19 ボッティチェッリ《バルデイ祭壇画》、1485年頃、ベルリン美術館



図20 ゴッツォリ《聖セバスティアヌス》、1464年、サンジミニャーノ、サンタゴスティーノ聖堂

44 R. Lightbown, *op.cit.*, vol.II, p.56-57.

45 R. Lightbown, *Sandro Botticelli. Life and Work*, New York, 1989, p.182.

46 Gemma Landolfi, "Natura e artificio nella Pala Bardi di Sandro Botticelli: Il tema di Maria Nutrice", in Wolfram Prinz (a cura di), *Uomo e natura nella letteratura e nell'arte italiana del Tre-Quattrocento: Atti del Convegno interdisciplinare*, Firenze, 1987, Firenze, 1991, pp.159-171.

47 Dian Cole Ahl, *Benozzo Gozzoli*, New Haven-London, 1996, pp.141-145; A. Ronen, *op.cit.*, pp.77-126.

て解釈している。すなわち、『バルディ祭壇画』の銘文に注目するならば、これらはいずれも、『雅歌』や『集会の書』といった旧約のいわゆる「知恵文学」から引用されており、われわれはそこに、アウグスティヌス派の重視する「知恵」すなわち信者の精神を養育する糧としての神の叡知の観念が、色濃く反映しているのを見ることができる⁴⁸。

「知恵 (Sapientia)」とは、自然界を統べる聖なる秩序の原理であり、キリスト教はこの旧約の観念を「はじめ言葉は神とともにあった」という『ヨハネ福音書』(1:1-4)の一節に結びつけた。とくにアウグスティヌスは三位一体のそれぞれの位相の本質を知恵と定め、三位一体全体そのものが知恵であると主張している⁴⁹。この場合、マリアは「知恵の座 (sedes Sapientiae)」であり、キリストは「受肉した知恵」ということになる。さらにアウグスティヌスは、授乳は肉体の養育であるとし、これを「言葉は肉となり…」というヨハネ福音書の一節にむすびつけた⁵⁰。バルディ祭壇画において福音書記者聖ヨハネがキリストの側に立っているのは偶然ではなく、キリストはヨハネが書物に記す御言葉そのものであるとフォンダラスは指摘している。

こうした「授乳 = 精神と肉体の育成 = 知恵」の観念をあらわした美術上の作例は同時代に多く見つけることができる。たとえば、ギランダイオの《聖母子と諸聖人》(図21)では、授乳する聖母の下に聖ドメニクスが書物を鑑賞者の方に示しており、そこには「聖ドメニクスが学問と知識を伝授する (Disciplinam et sapientiam docuit eos beatus Dominicus)」と記されている⁵¹。同じく授乳場面に書物を描き、母乳が知恵であることを示す図像表現はボッティチェリも用いている。彼の円形画《天蓋の聖母》(図22)は《サン・バルナバ》を思わせる天蓋の下で、聖母がキリストに母乳を与えているが、その背景には書物が置かれており、これがやはり「精神の糧」すなわち「知恵」による養育であることを示している⁵² (図23)。

以上のようなキリスト教的精神を育てる糧を分け与える聖母の役割は、そのまま「教会」の役割に通じる。そこでアウグスティヌスはさらに「教会 (Ecclesia)」としての聖母の役割を強調し



図21 ギランダイオ《聖母子と諸聖人》、1490年代、ミュンヘン、アルテ・ピナコテーク

48 Antonia K. Fondaras, "'Our Mother the Holy Wisdom of God': Nursing in Botticelli's Bardi Altarpiece", *Storia dell'arte*, 111, 2005, pp.7-34.

49 アウグスティヌス『聖三位一体論』第7巻、第2章には「御父と御子は同時に一つの本質であるゆえに一つの知恵であり、両者のそれぞれによって、知恵からの知恵、本質からの本質ということが言われる。〔中略〕御父の御子は同時に一つの知恵、一つの本質であり、そこでは存在することは賢くあることなのである」〔アウグスティヌス著作集 第28巻、三位一体、泉治典訳、教文館、2004年、214頁〕とあり、三位一体と知恵の同一性が論じられている。

50 アウグスティヌス『ヨハネによる福音書講解説教』、第98説教〔アウグスティヌス著作集〕第25巻、茂泉昭男・岡野昌雄訳、教文館、1993年、257頁〕。

51 M. Holmes, *op. cit.*, pp.179-180.

52 この円形画については R. Lightbown, *op. cit.*, vol.II, p.82-83を参照。

ている⁵³。神の観知によりキリスト教徒の魂を育成する「授乳の教会（Ecclesia lactans）」という象徴表現は、ジョヴァンニ・ピサーノの彫刻に先例がある（図24）。したがって、この時代のアウグスティヌス派にとって重要な問題は「聖母のとりなし」とりわけ、信者の養育者としての聖母という思想であったということがわかる。

こうしたアウグスティヌス派に好まれた図像表現の各要素は、《サン・バルナバ祭壇画》においても窺うことができる。先に述べたように、ダンテの銘文には、聖母とイエスの二重のとりなし、とくに聖母の授乳が含意されていた。加えてアウグスティヌスやバルナバが手にする書物、またその方向へキリストが祝福の仕草を示しているのは、書物によって象徴された「知恵」を強調していると見ることができよう。さらに、先のフランチェスコ・ロッセッリの版画が《サン・バルナバ祭壇画》と《バルディ祭壇画》の双方の要素を兼ね備えていることを想起するなら、これら二点の祭壇画はアウグスティヌス派の〈授乳〉思想という点を共通項として、内容的に強い親和性をもっていたと考えることができるのではないだろうか。



図22 ボッティチェッリ
《天蓋の聖母》、1490年頃、ミラノ、
アンブロジーアーナ美術館



図23 ボッティチェッリ
《天蓋の聖母》（部分）

5 《サン・バルナバ祭壇画》制作の動機

ではこうした〈授乳〉を中心とする信者の育成の思想とは、当時のこの祭壇画の主たる受容者であったアウグスティヌス会にとってどのような意味があったのだろうか。また、最初に述べた、主礼拝堂の所有者であるフィレンツェ政庁、および実際の管理をおこなっていた医師薬種業組合にとってどのようなメッセージ性がこめられていたのだろうか。

まず作品成立の状況に目を向けると、本祭壇画にはメディチ家もまた関与していたことがうかがわれる。というのも、1482年にメディチ家の当主ロレンツォ・イル・マニフィコはローマからアウグスティヌス派の厳修派を招聘し、彼らにサン・バルナバ聖堂を譲渡したばかりか、同所の寄宿舎に居住するよう奨励しているからである。教会の管理は引き続き医師薬種業組合が担当したが、この厳修派の招聘が、聖堂の改装、ならびに祭壇画の設置という流れを加速させた可能性は高いといえる⁵⁴。

53 Otto Semmelroth, *Mary, Archetype of the Church*, New York, 1963, p.44.

54 L. Taylor-Mitchell, *op.cit.*, p.127.

では、なぜこの時期、ロレンツォは厳修派を招き、聖堂の改修に関心を示したのだろうか。最初に述べたように、この聖堂は、ダンテも参加したカンバルディーノの戦いの勝利を記念して創設されたものだった。その点、詩人にたいへん縁の深い建物であったことは確かである。また、15世紀の記録によると、医師薬種業組合の過去の組合員名をリスト化した名簿には、ダンテの名前が記載されており、少なくとも15世紀には詩人が同組合の一員であったと信じられていた様子がうかがえる⁵⁵。

すでに前年の1481年に、フィレンツェでは『神曲』の印刷本初版がランディーノの膨大な註解を付したうえで出版されており、ダンテ再評価の動きはピークに達していた。とくにこの時代のダンテ受容の特徴は、ダンテを単なる詩人のカテゴリーにとどめることなく、あらゆる分野に通じた賢人として称揚し、フィレンツェという都市の文化的先進性、他国に対する優位性を証明する象徴として祭り上げたことにある⁵⁶。ポッティチェリもまたランディーノ版『神曲』印刷本の出版に際しては挿図の下絵を担当しており、こうした市を挙げての一大事業に深くかかわっていた⁵⁷。

このような流れから考えるなら、その印刷本出版の翌年に、ロレンツォがアウグスティヌス会厳修派を招聘し、サン・バルナバ聖堂の改修に向けて舵を切ったのは単なる偶然とは思われなくなってくる。そこには、ダンテ礼賛の文脈とともに、過去の戦争においてフィレンツェが輝かしい勝利をおさめたことを栄光化することで、ダンテと都市とをより強く結びつける意図があったと思われる。実際、ロレンツォはかねてより、ラヴェンナで客死したダンテの遺骨を取り戻そうと策を弄していたことが知られており⁵⁸、ダンテを故郷の文化的象徴として称揚する運動が国家レベルで推進されていたことが窺われる。

もちろん、こうした一連の動きは、実際に祭壇画を注文した医師薬種業組合にとっても、ダンテがかつてその組合の一員として記録されていただけに、意味のあることと思われたであろう。ダンテがこの組合に加入したのは、医師としてではなく、むしろフィレンツェ政庁に参画するための便宜上の手段だったとも考えられるが⁵⁹、哲学的傾向の強いこの詩人の性格が、医学と同種



図24 ジョヴァンニ・ピサーノ
〈授乳の教会〉、1314年、ピサ大
聖堂説教壇

55 Michele Barbi, "Dante e l'arte dei Medici e Speciali", *Problemi di critica dantesca*, Seconda seria, 1920-1937 (Firenze, 1941), pp.380-381.

56 André Chastel, *Art et Humanisme à Florence au temps de Laurent le Magnifique*, Paris, 1959, pp.106-111.

57 拙論「ポッティチェリの『神曲』素描とフィレンツェ人文主義」、『美術史学』、第25号、2005年03月、39-67頁。

58 1476年に建築家のアントニオ・マネッティは、ロレンツォ宛書簡において、当時ヴェネツィア大使としてフィレンツェを訪問していたベルナルド・ベンボにダンテの遺骨の返還要求をするようロレンツォに勧めている。1476年4月13日付書簡。Archivio di Stato di Firenze, Mediceo avanti il Principato, XXV, 407.

59 当時フィレンツェの政治に参加するためには何らかの組合に登録されていることが必要とされた。M. Barbi, *op.cit.*, pp.382-384.

の学問領域にある人間として、組合から同族意識をもって受け入れられていた可能性は指摘される⁶⁰。また古くから聖母子を守護聖人として信仰していたこの組合にとって、『神曲』のクライマックスともいべき場面に現れる聖母のイメージは、自分たちの保護を期待する上でもっとも有効な図像として受容されたに違いない⁶¹。

おわりに

以上のような経緯を踏まえるなら、本祭壇画は、医師薬種業組合のパトロンである聖母子と、メディチ家が実質的に主導していたフィレンツェ政庁が、「知恵」により、アウグスティヌスを保護し育成することを視覚化したものと結論付けることができよう。その点、フィレンツェ市の守護聖人である洗礼者聖ヨハネが、右手をダンテの銘文の上にかざし、鑑賞者の視線を誘導しているのは示唆的である。それはフィレンツェが、アウグスティヌス派を保護することを約束する身振りであるとまずはいえそうである。

しかし同時にこの洗礼者聖ヨハネのふるまいは、銘文の作者に対する保護、すなわち、かつて町から追放したダンテをふたたび歓呼をもって迎え入れ、その文学の再評価を目指す、ロレンツォを中心とする一連の復権運動の視覚的メタファーにもなっていることを見逃すべきでないだろう。ダンテによるフィレンツェの文化的アイデンティティの確立という意味においても、またそうした一連の事業に果たしたメディチ家の役割を市民に想起させる意味でも、本作品は都市において一定の機能を果たすことが期待されていたと思われる⁶²。

したがって、本作品の『神曲』銘文は、構図と主題の両面において中心的位置を占めるのであり、そのメッセージが顕わにする〈二重のとりなし〉は、アウグスティヌス派とダンテ崇拝という二つの大きな保護対象をその圏域に含むものだったといえよう。

60 イタリアの大学において哲学と医学は、しばしば同一の学部に組み入れられ、隣接学問としてとらえられる傾向があった。Paul Osker Kristeller, "Philosophy and Medicine in Italy", *Organism, Medicine, and Metaphysics, Essays in Honor of Hans Jonas*, Dordrecht-Boston, 1978, pp.29-37.

61 医師薬種業組合は、オルサンミケーレ聖堂で自らが管理する壁龕において、シモーネ・タレンティの手になる大理石製の《薔薇の聖母》(1399)を設置しており、さらにその上部にあるルカ・デッラ・ロピビアの円形浮彫でも聖母子図像を採用している。

62 15世紀のダンテ受容については以下を参照。C. Dionisotti, "Dante nel Quattrocento", *Atti del congresso internazionale di studi danteschi*, Firenze, 1965, pp.333-378; S.A. Gilson, *Dante and Renaissance Florence*, Cambridge, 2005.

*本論文は、科学研究費学術研究助成基金助成金・基盤研究(C)「ルネサンス期のフィレンツェにおける芸術家と都市の称揚に関する研究」(課題番号15K02096)の研究成果の一部である。

La Madonna col Bambino, sei santi e quattro angeli (Pala di San Barnaba) di Sandro Botticelli: l'iscrizione dalla *Divina Commedia* e il culto mariano

Yasunori ISHIZAWA

La pala di San Barnaba (Firenze, Galleria degli Uffizi) di Sandro Botticelli fu eseguita nella metà del 1480 per l'altar maggiore della chiesa di San Barnaba, Firenze, che apparteneva ai canonici agostiniani nel Quattrocento. L'iconografia caratteristica della pala è che l'iscrizione sui gradini – “VERGINE MADRE FIGLIA DEL TVO FIGLIO” deriva dal canto XXXIII del Paradiso, terza cantica di *Divina Commedia* di Dante Alighieri. In questo articolo, ho studiato il significato del scritto dal punto di vista dell'iconografia della Vergine nell'arte quattrocentesca.

Il verso dell'iscrizione si riferisce alla mistica relazione di “Padre (Dio) - Figlio (Gesù) – Madre (Maria)”, che ci ricorda l'iconografia di *Doppia intercessione* in cui la Vergine assume la posa di *Madonna lactans*. Confrontando con la Pala Bardi (Berlino, Gemäldegalerie), che fu eseguita nel 1485 da stesso Botticelli per la Basilica di Santo Spirito di Firenze, si chiarisce che il suggerimento alla iconografia di Doppia intercessione significava, per gli agostiniani, la Vergine come *Ecclesia lactans* che protegge e nutrice i cristiani.

La chiesa di San Barnaba fu fondata nel 1289, il giorno di festa di San Barnaba (l'11 giugno), e si diceva che i fiorentini vinsero la battaglia di Campaldino per la protezione del santo e che anche Dante partecipava alla battaglia. Nel 1482 Lorenzo de' Medici invitò i canonici agostiniani da Roma e la pala fu commissionata a Botticelli dall'Arte dei Medici e degli Speziali. Seguando la vicenda della chiesa, si può concludere che la pala visualizza la speranza per la protezione del convent e del culto di Dante sotto l'allevamento della *Madonna lactans*.

論 文

カントによる帰謬法的証明の拒否における哲学方法論上の洞察

山形大学人文学部人間文化学科

千 葉 清 史

「純粹理性が超越論的証明に関して訓練に従わしめられる場合の、純粹理性独特の第三の規則は、その証明は決して帰謬法的 (apagogisch) であってはならず、常に明示的 (ostensiv) でなければならない、ということである。」(A789/B817)

『純粹理性批判』「超越論的方法論」における上の引用に始まる箇所ではカントは、帰謬法的証明(すなわち背理法)は彼の超越論哲学において用いられてはならない、と論じている。現代の直観主義論理の支持者とは異なり、カントは排中律や二重否定除去則の論理的妥当性を疑っていないがゆえに¹、これは驚くべきことである。それどころか、彼自身が同書のアンチノミー論で超越論的観念論の間接的証明 (indirekter Beweis) ——すなわち、帰謬法的証明——を提示している (cf. A506f./B534f.) という事情によって、帰謬法的証明のカントによる拒否はより問題的なものとなる²。

この一見した不整合に面して若干の解釈者は、カントによる帰謬法的証明一般の拒否あるいはアンチノミー論における間接的証明のいずれかを不適切なものとして退けることを提案している³。私にはそうした判定は早急であるように思われる。アンチノミー論においてカント自身が超越論的観念論の間接的証明を提示している以上、哲学において帰謬法的証明は決して認められてはならない、という彼の強い拒否はいずれにせよ弱められなければならない。とはいえ、彼のこの拒否の背後にある考えのうちには、擁護可能な内実が存しており、アンチノミー論における彼自身の論証実践の事実のみによって端的に無効とされるべきではない、と私は主張したい。本論考において私は、カントが帰謬法的証明を哲学において用いることを否定した際の論拠を検討し、その背後にある根本理念を擁護することを試みる。

本論考は以下の順で進行する。帰謬法的証明の哲学における使用を拒否するカントの論拠には

* 『純粹理性批判』からの引用は慣例に従い、第一版と第二版のページ数をそれぞれ示した。カントの他の著作を引証する際には、アカデミー版カント全集の巻数と、そこにおけるページ数を示した。

1 Cf. e.g. *Logik*, AA 9, p. 53, pp. 116f. and p. 130.

2 『純粹理性批判』における帰謬法的証明の例としては他に、四種のアンチノミー導出(アンチノミー論第二節)における定立・反定立の証明が挙げられる。しかしながらこれは大した問題を生じさせない。というのも、そこでカントが提示しているものは、(カントが否定する) 独断的形而上学の立場からすればなされるであろう証明であり、最終的にはその妥当性はアンチノミー論の考察を通じて否定されることになるからである。それに対して超越論的観念論の間接的証明は、彼自身が(アンチノミー論第7節までの考察を通じて) 正当なものとして提示しているものであるがゆえに、当該の文脈ではことさらに重要なものとなる。

3 Cf. Glouberman 1991 and Wood 2007.

異なる二種のものが見いだされる。第一節ではそのうちの一つを扱うが、これは擁護不可能であることが容易にわかるものである。第二節で私はもう一つの、より尊重に値する論拠を検討する。しかしながら、その論拠がどれほど尊重に値するといえども、カントによる帰謬法的証明の拒否はいずれにせよ、彼自身がアンチノミー論で超越論的観念論の間接的証明を提示していることと斉合しない。第三節で私は、第二節の成果を用いつつ、カントによる帰謬法的証明の拒否はどのように弱められるべきかを示す。第四節では、特に、懐疑論の克服、という問題圏に関して、以上の考察から得られる教訓を引き出す。

第一節 不適切な論拠（論拠A）

カントがより詳細に論じているのは、残念ながら不適切な方の論拠である（A791-794/B819-822）。その最も明瞭な表現は次の箇所に見いだされる：

「しかし、帰謬法的証明様式は、我々の諸表象のうち主観的なものを客観的なものと、すなわち、対象に際して [実際にそうで] あることの認識とすり替えることができないような学問においてのみ許容され得る。こうしたすり替えがしかし支配的であるような場合には、しばしば次のようなこと、すなわち、ある種の命題の反対が単に思考の主観的制約に矛盾するだけで、対象には矛盾しないか、あるいは、両者の命題は、単に誤って客観的だと思いなされた主観的制約のもとでのみ相互に矛盾するだけで、[この場合には] その制約が偽なのだから、両者はともに偽であり得、一方が偽であるからといって他方が真であるとは推論され得ない、ということが起こらざるを得ない。」（A791/B819；強調原文）

ここでの議論は次のように要約される：帰謬法的証明は、矛盾対当（例えば、「すべてのSはPである」と「すべてのSがPであるわけではない」）と反対対当（例えば、「すべてのSはPである」と「いかなるSもPではない」）が混同されないような学問（例えば数学）においてのみ許容されるが、哲学においてはその手の混同ははむしろありふれたものである。帰謬法的証明は従って、哲学においては拒否されるべきである。—— 帰謬法拒否のこの論拠を以下では「論拠A」と呼ぶことにしよう。

上の引用に続く箇所（A792f/B820f）から、カントはここでは特に、彼がアンチノミー論で批判した、合理的宇宙論における独断的証明を念頭においていることがわかる。合理的宇宙論者は、宇宙論上の抗争における定立と反定立を矛盾対当なもののみをなし、従って、定立ないし反定立を証するにあたり、他方を論駁することによって自説を正当化する、というタイプの帰謬法的証明に訴える。しかしながら、アンチノミー論におけるカントの議論によれば、定立・反定立は実際のところ矛盾対当ではなく単に反対対当をなすにすぎないため、こうした帰謬法的証明は正当で

はなく、それどころか、定立・反定立のどちらも偽であり得るのである⁴。

論拠 A が帰謬法的証明の拒否のために不十分であることは明らかである。あるタイプの証明法が誤用されがちである、ということから、そうしたタイプの証明法を全面的に否定することが正当化されるわけではない。そのことから導かれるのはせいぜいのところ、そうしたタイプの証明法を用いる際には典型的な誤用に対して慎重にならなければならない、という程度のことにすぎない。——内容的な不十分さに加え、論拠 A にはさらなる解釈上の難点も存する。帰謬法的証明は誤用されがちであるがゆえに用いられてはならない、と言うならば、まさにその同じ理由によって、カント自身が与えたような超越論的観念論の間接的証明もまた否定されざるを得まい。論拠 A はこの問題を解決するためのいかなる手がかりも与えないのである。

第二節 もう一つの論拠（論拠 B）

カントがそれに対して挙げている理由がもし論拠 A のようなものだけであったならば、カントによる帰謬法的証明の拒否はむしろ、彼自身の論証実践によって無効にされる、と判定されざるを得なかつたろう。（論拠 A のような薄弱な理由だけからアンチノミー論における超越論的観念論の間接的証明——これはアンチノミー論の根本的論証目標の一つである——の正当性を否定するのは、解釈としてあまりに法外なことである。）しかしながら、テキストを注意深く検討するならば、論拠 A とは異なる論拠をカントが示唆していることが見てとれる：

「直接的あるいは明示的証明は、すべての種類の認識において、その真理の確信 (Überzeugung) に、その真理の源泉への洞察を同時に結びつけるものである；それに対して、帰謬法的証明は、なるほど確実性 (Gewißheit) をもたらすことはできるが、その真理の可能性の根拠との関連に関して、その真理の把握をもたらすことはない。」(A789/B817)

ここでは、証明によって成し遂げられ得る二種の成果が対比されている。一つは、「真理の確信」ないし「確実性」、すなわち、証明されるべきことが実際に真であることが確立される、ということである。さて、証明が行うことはこれ以上のことではない、と考えるのは自然なことである。（ある主張を証明する、とは、その主張が真である、という結論を立証する以外の何であるというのか？）しかしながらカントは、これにとどまらない、もう一つの可能な成果に注意を促す。それは、「その真理の源泉への洞察」ないし「その真理の可能性の根拠との関連に関して、その

4 この記述はカント自身が（『純粹理性批判』アンチノミー論第7節で）与えたアンチノミー解決を単純化したものである。実のところ、宇宙論上の抗争における定立と反定立を矛盾対当なもののみならず、というのは合理的宇宙論者の単なる誤解なのではない。それはむしろ、彼らが暗黙裡に想定する超越論的實在論のもとではまさに不可避的なのである。それに対し、まさにカントの超越論的観念論によって初めて、定立と反定立を単に反対対当をなすだけのものとして理解する可能性が拓かれ、こうしてアンチノミーは解決される。この詳細については Chiba 2012a, 第四章を参照されたい。

真理の把握をもたらすこと」、もう少し敷衍すれば、ある証明によって証されたことがら（ないしそのことの認識）がいかにして可能であるか、ということへの洞察を与えること、である。明示的証明は、前者とともに後者の成果をも実現するが、帰謬法的証明は前者の成果しか実現しない、とカントは述べ、これが帰謬法的証明に対するカントの否定的評価の理由である。これを、以下では論拠 B と呼ぶことにしよう。

とはいえ、以上の説明では論拠 B の内実はまだほとんど明らかになっていない。明示的証明が実現し、帰謬法的証明がまさに実現しえない、とされていること、すなわち、ある証明によって証されたことがらがいかにして可能であるか、ということへの洞察を与える、とは正確にはどのようなことなのであろうか？——私は次のように主張したい：ここで、数学における構成的証明と非構成的証明の区別を援用することが有用である。この数学上の区別とのアナロジーによって我々は、カントが与えている件の区別をよりよく、より具象的に理解できるようになる⁵。

数学における構成的証明とは、証明されるべきテーゼが真であることを証するのみならず、問題となっている数学的対象を構成する実効的手続き（effective procedure）をも同時に示すようなタイプの証明である。それはすなわち、その証明遂行を通じて、問題となっている数学的対象がいかにして発見される、あるいは構成されるか、ということについての情報をも我々に与える。非構成的証明は前者のみを示し、後者は示さない。この区別を明瞭ならしめるために、非構成的証明と構成的証明の例をそれぞれ一つずつ見ていくことにしよう。前者の例は次のものである：

「テーゼ： $x^y = z$ を満たす解で、 x と y が無理数で、 z が有理数となるものが存在する。
証明： $\sqrt{2}$ は無理数であり、 $\sqrt{2}^{\sqrt{2}}$ は有理数であるか無理数であるかのいずれかである。 $\sqrt{2}^{\sqrt{2}}$ が有理数であるならば、 $x = \sqrt{2}, y = \sqrt{2}$ とせよ。そうすれば、 $z = \sqrt{2}^{\sqrt{2}}$ となり、これは仮定より、有理数である。他方、 $\sqrt{2}^{\sqrt{2}}$ が無理数であるとするならば、 $x = \sqrt{2}^{\sqrt{2}}, y = \sqrt{2}$ とせよ。そうすれば、 $z = (\sqrt{2}^{\sqrt{2}})^{\sqrt{2}} = (\sqrt{2})^2 = 2$ となり、これはもちろん有理数である。従って、どちらの場合にも問題の条件は満たされる。」（Dummett 2000, p. 6）

この証明の「トリッキーさ」をよく味わっていただきたい。この証明は確かに、——排中律、

5 こうした方針そのものに対して次のような疑念が提示されよう：「純粹理性批判」『超越論的方法論』第一節「独断的使用における純粹理性の訓練」（A712-738/B740-766）でカントは、哲学を数学になぞらえることを禁じている。上述の説明戦略はそもそも、カントのこの見解に反するのではないか？——こうした疑念に対して私は次のように応えよう：「独断的使用における純粹理性の訓練」の当該箇所を注意深く見るならば、そこでカントが否定しているのは、哲学の方法論に関して数学に範をとろうとすること、具体的には、数学における定義、公理、具象的論証（Demonstration）に類比的な道具立てを用いて哲学を構築しようとするものであり、それ以上のものではないことがわかる。（いかなる観点においても哲学と数学の類比を語ってはならない、というほどの強い禁止を正当化できる論拠をカントはそこでは提示していないし、カントがもしそのような強い禁止を意図していたのだとすればそれは、彼自身が例えば『純粹理性批判』第二版序文（BXIf）で彼の「コペルニクス的転回」を説明する際に数学における革命を持ち出していることと辻褄が合わない。）以下の私の説明は、すでに数学の領域で定着している区別を用いて、哲学上の区別をより直感的に理解しやすくしようとするにすぎず、哲学と数学の方法論を同一視するものではないので、上述のカントの見解には抵触しない。

ここでは特に、「 $\sqrt{2}^{1/2}$ は有理数であるか無理数であるかのいずれかである」が妥当であるという想定のもとで⁶——テーゼが真であることを成功裏に立証している。それはしかしながら、 $\sqrt{2}^{1/2}$ が有理数なのか無理数なのかを未決定のままにとどめ、それどころかこのことがどのようにしたら決定され得るのか、ということすらいささかも説明しない。このように、非構成的証明は、証明されるべきテーゼの具体例を見出す実効的手続きを示すことなくその目的を遂げる。この特質により、非構成的証明は論証戦略として儉約であり、またそれゆえに、数学的にエレガントである、とさえも言われ得る。

構成的証明の例としては、ユークリッドによる素数の無限性証明として一般に知られているものを挙げよう：

素数のリストを $\{p_1, p_2, \dots, p_n\}$ をとり、 $P = p_1 \cdot p_2 \cdot \dots \cdot p_n + 1$ となるような P を作れ。

P は素数であるか否かのいずれかである（またこのことは原則的に決定可能である）。

前者の場合、 P はリストにはない素数である。

後者の場合、 P はリストにはない素数によって割り切れる。

このことからわかるのは、素数の任意のリストに対して、そのリストにはない素数が見出され得る、ということである。すなわち、素数は無限に多く存在する。

排中律を用いているにもかかわらず、この証明は構成的である。なぜならば、それは、素数の任意のリストに対して、そのリストにはない素数を見出す方法を示しているからである。

この二つの例から次のことがわかる：両証明様式の本質的な相違は、それらが用いる論理的形式——例えば排中律 ($A \vee \neg A$) ないし二重否定除去則 ($\neg \neg A \vdash A$) を認めるか否か——というよりはむしろ、その証明が証明を通じて何を明らかにするか、という、その情報量に関わるものである。最も重要な相違とはすなわち、証明が、問題となっている数学的対象を見出す、ないし構成するための実効的手続きを示すか否か、ということである。構成的証明の本質は、そうした実効的手続きを提示することのうちに存し、こうして、非構成的証明に比してより情報量に富む証明となる⁷。

数学におけるこの区別とのアナロジーによって、本節冒頭の引用におけるカントの見解は次のように説明される：帰謬法的証明はなるほど、あるテーゼが真であることをその対論を排除することを通じて示しはするが、そのテーゼにおいて問題となっていることがらがいかにして可能で

6 排中律の妥当性を認めない論理体系（例えば直観主義論理）のもとでは、上の証明は正当な証明とはみなされないことになる（直観主義数学は構成的証明のみを許容する）。とはいえ、構成的/非構成的証明の区別は排中律を認める古典数学においても妥当する一般的なものであり（cf. Dummett 2000, p. 6）、目下の文脈では、排中律に対する特別な懐疑の可能性とその理由を考慮に入れる必要はない。

7 まさにこのことゆえに、（直観主義数学とは異なり、非構成的証明をも認める）古典的数学においても、構成的証明を得た後でお、同じテーゼの構成的証明をも求めることが有意義なこととなる；cf. Dummett 2000, p. 7.

あるかを示さない。明示的証明はそれに対して、まさにその証明遂行を通じて、問題となっていることがらについての実質的洞察を与える。

ここで特に次の二点が注目されるべきである：(1) 哲学における帰謬法的証明の使用をカントが拒否したのは、単なる論理形式に関わる理由からではない。本論考冒頭で述べたように、彼は排中律の妥当性を疑っていなかった。そしてまさにそれだからこそ、彼は数学における帰謬法的証明の使用を否定しなかったのだ。

(2) 帰謬法的証明に対して明示的証明を優越させるカントの理由は、それぞれの証明が提示する情報量に関するものである。さて、数学における非構成的証明と構成的証明の相違と類比的な意味で情報量の多いタイプの証明を哲学において求めた、ということからは、カントが、哲学という知的営み一般の使命に関して、次のような理念を持っていたことが示唆される：哲学は、単にあるテーゼを論争において正当化するだけで満足してはならず、むしろ問題となっていることがらについての実質的な洞察を与え、そのことがら（ないし、それについての認識）がいかにして可能であるか、ということについての積極的な説明を与えるのでなければならない。—— 帰謬法的証明はこの要求を満たさないため、哲学の使命についてのカントの理念からすれば本質的に不十分なものと判定されざるを得ないのである⁸。

第三節 アンチノミー論における間接的証明との不整合の解消

哲学において明示的証明を選好する上述の根拠がいかにそれ自体説得的であろうとも、哲学において帰謬法的証明を全面的に拒否する、というカントの主張は、彼自身がアンチノミー論において超越論的観念論の間接的証明を与えている、という明白な事実と齟齬を来さざるを得ない。この問題はいずれにせよ解決されなければならない。アンチノミー論における超越論的観念論の間接的証明の、『純粹理性批判』体系上の重要性は否定しようもないので、問われるべきは、カントによる帰謬法的証明の哲学的使用の拒否を、その際の彼の根本的な意図を極力損なうことなく、いかにして適切に弱めることができるか、ということである。

さて、前節で論じられた論拠 B は、論拠 A に対して内容的により説得的である、というだけではない。それは、上述の不整合を解消するための手がかりを与え、『純粹理性批判』全体のより整合的な解釈に寄与する、という点でも、論拠 A に勝る。この点を説明することにしよう。

前節の考察の成果を思い出してほしい。帰謬法的証明をカントが批判したのは、それが形式論理的観点において欠陥がある、と理由からではなく、それが、証明において問題となっているこ

8 カントによる帰謬法的証明の拒否を、直観主義論理学者によるそれと比較するのは啓発的である。直観主義者が帰謬法的証明を拒否するのは、彼らが、(排中律や二重否定除去則等) 古典論理学では許容される推論様式の妥当性を否定するからである。それに対してカントは、帰謬法的証明の論理的妥当性そのものを疑いに付すことはせず、それを哲学において使用することのみを拒否したのであり、それは哲学の使命についての彼の理念に基づいている。—— とはいえ、直観主義数学者が古典的推論様式ならびに非構成的証明を否定するより深い理由は数学の使命についての彼らの理念に基づくものだ、とすることもでき (cf. Dummett 2000, p. 6)、その点ではカントと直観主義者との間に類似性が見いだされる、とすることもできる。

とがらについての実質的洞察を与えず、従って、哲学の使命に鑑みて不十分なものである、という理由からであった。さて、この考察からは、カントによる帰謬法的証明の拒否を次のように弱めることが示唆される：上の理由から、哲学は単に帰謬法的証明を与えることのみで満足してはならない。とはいえ、そうであるならば、帰謬法的証明は、それが、明示的証明がなすような実質的な論証を通じて補われる場合には、哲学においても正当なものと認められることになる。

ここで次のような反論が提起されよう：ひとたび明示的証明が得られるならば、同じテーゼに対してさらに帰謬法的証明を得ることは全く余計なことなのではないか⁹？ これに対しては次のように応答できる：帰謬法的証明にはそれ独自の長所が存し、それは明瞭性である。この事情をカントは、前節冒頭の引用に続く次の箇所の説明している：

「従って [帰謬法的証明は]、理性のすべての意図を満足させるようなやり方というよりは、むしろ窮余策 (Nothilfe) である。とはいえ、それは次の点で、直接的証明よりも明証性の点で勝っている：ともかくも矛盾は、最善の結合以上に、表象における明瞭性を備えており、このことによって、具象的論証 (Demonstration) の直観的な性格により近い、という点において。」(A790/B818)

帰謬法的証明は、単なる「窮余策」として許容可能なだけではない。ここで特に注目されるべきことは、カントが帰謬法的証明に独自の効用をも認めている、という点である。

帰謬法的証明の拒否をこのように弱めれば、アンチノミー論における超越論的観念論の間接的証明の正当性と意義は次のように理解されることになる：まず、カントはすでに『純粹理性批判』「超越論的感性論」において超越論的観念論の直接的——すなわち明示的——証明を与えており、アンチノミー論の間接的証明はこの直接的証明によって補われる。このことによって、まずは正当化が得られる。アンチノミー論の間接的証明はまた、明瞭性に関して独自の長所をもち、とりわけ、カント自身がその間接的証明を提示している箇所で明言しているように、「超越論的感性論における直接的証明に満足しないであろう」(A506/B534) 人々に超越論的観念論の正当性を納得させるために役立つ。

こうして件の不整合は解消されることになる。確かに、「超越論的方法論」でカントが実際に述べている、哲学における帰謬法的証明の全面的拒否は割り引いて理解されることになるが、その際、その拒否の根底にあるカントの意図は損なわれていない。それはむしろ、カントの帰謬法的証明の拒否が上のように弱められることで、より適切な仕方でも表現されるようになる、とすら言えよう。

9 逆の場合、すなわち、帰謬法的証明 / 非構成的証明が得られた後に同じテーゼに対する明示的証明 / 構成的証明を求めることの意義に関しては、上の註7を参照。

第四節 以上の考察から得られる教訓

第二節で明らかにされたように、カントによる帰謬法的証明の拒否は、《哲学は単に論争において自説を擁護するだけではなく、問題となっていることがらについての実質的洞察を与えるのでなければならない》という、哲学についての彼の理念に基づいている。この理念に依拠してカントによる帰謬法的証明の拒否を弱めることで、前節では、『純粹理性批判』のテキスト上の矛盾が解決された。さて、この理念は、こうしたカント解釈上の意義だけではなく、哲学方法論一般に関する意義、とりわけ、今日よく見られる哲学上の実践に対する批判的意義をも持つ。

一見すると、哲学についてのこのような理念は、尊重に値するというよりはむしろ、あまりに自明であるがゆえにことさらに話題にする必要もないものだ、と感じられるかもしれない。しかしながら、次の事情に注目すれば、こうした印象にも変更が迫られることになるろう：哲学が産業化され、（ちょうどデカルトがその典型例であったような）個人による徹底的な考察から、むしろアカデミックな世界における論文生産業へとその中心的な場所を移すにつれ、哲学における論争的傾向は現代においてはますます強まっている¹⁰。この傾向においては、対立する立場の欠陥・問題点を示し、それに対する相対的優位を示すことで自説を正当化する、ということが基本戦略となる。もちろんこうした戦略そのものは何ら新しいものではなく、また全く正当なものである。しかしながら、こうした戦略が極端化されると、哲学のもつ「事象の解明」という側面が見失われることになる。

現在こうした傾向がとりわけ顕著であるのは、デカルト以来の「懐疑論の克服」という認識論的問題圏においてであろう。今日典型的であるのは、懐疑論的立場がそれ自体不整合を犯すものである、であるとか、あるいは、懐疑論者からの挑戦をまじめにとる必要はない、ということを示さんとするものである。（「立証責任は懐疑論者の側にある」といった法廷弁論まがいの言い回しすらしばしば見受けられる。）

こうした論証は無益である、と私が主張したいわけではない。とはいえ、もっぱらこうしたタイプの論証のみによって懐疑論の克服が完遂される、と考えられるならばそれは行き過ぎであろう。懐疑論が一個の主張として成り立つかどうかはともかく——ヒュームが看破したように、実際のところ、懐疑論を自らが信奉する立場として提唱できる者などおそらくは存在しない——懐疑論的問題提起は、認識についての我々の通常的理解に重大な挑戦を突きつける。こうした問題があるにもかかわらず我々の認識はいかにして可能であるのか、ということは、実質的な説明が

10 この傾向は、現在における産業化された哲学の最たるものであるところのいわゆる「分析哲学」において顕著である。——ここで強調しておきたいが、私はこのことによっていわゆる「分析哲学」を批判したいのではない。特に「分析哲学」において著しい産業化によって、哲学はより開かれたものになった。すなわち、かつては、数少ない天才のみが哲学を展開し、その他の者は単にそれを「解釈」するに甘んじるのみであったが、今日では、多くの研究者が——一つの貢献はいかに僅かなものであれ——哲学の「進歩」（とでも言い得ようもの）にいくばくかでも寄与し得るようになった。このことは喜ばしき変化であると言わざるを得まい。とはいえ、この産業化によって変質ないし少なくとも覆い隠されてしまう側面も存在し、私がここで注目しているのは哲学のそうした側面である。

与えられるべきことがらである。我々の認識をよりよく理解するためには、こうした説明が必要なのだ。少なくとも、こうした説明を与える、という課題は、懐疑論がそれ自体擁護可能な立場ではない、ということが示されることによって消滅するわけではない。哲学は単なる論争ゲームではないのだ。

前節までの考察からすれば、懐疑論の問題点を示すだけで懐疑論克服が成し遂げられる、という考えは少なくとも哲学についてのカント的理念に反する。これは一見すると意外なことである。というのも、懐疑論の自己論駁性を示すことによってそれを退けるタイプの論証——今日では「超越論的論証」と呼ばれている¹¹——を提示しているのはカント自身だからである；それは『純粹理性批判』第二版「観念論論駁」である。

ここではしかし、前節で論じられたのと類比的な事情が考慮されるべきである。「観念論論駁」はなるほど、それ自体としてみれば、帰謬法的証明に類比的な消極的論証にとどまる。それはしかしながら、『純粹理性批判』第一版「第四パラロギスムス」において与えられる、「超越論的観念論」を用いた外的認識の可能性についての積極的説明¹²によって補われている。まさにこの補填により、「観念論論駁」は、哲学についてのカント的理念を損なうことなく、『純粹理性批判』の体系のうちに取り入れられ得るのである。

いわゆる「超越論的論証」の現代における提唱者は、それが『純粹理性批判』の中心的な論証様式であるとみなす傾向にある。こうした見解はしばしば批判されてきた。その理由としてよく挙げられるのは、「観念論論駁」の議論が、純粹理性批判の根本想定である超越論的観念論を用いていない、ということである¹³。本論考における今までの考察の一つの帰結は、「超越論的方法論」において示唆される哲学についてのカントの理念もまた、いわゆる「超越論的論証」のカント的思索における中心性を疑う理由を与える、ということである¹⁴。

参考文献

- Bell, David 1999: “Transcendental Arguments and Non-Naturalistic Anti-Realism”, in Stern, Robert (ed.), *Transcendental Arguments: Problems and Prospects*, Oxford, Oxford University Press.
- Chiba, Kiyoshi 2012a: *Kants Ontologie der raumzeitlichen Wirklichkeit: Versuch einer anti-realistischen*

11 これについては千葉 2016 でより詳細に論じた。

12 これについては千葉 2012b, 第一節、より詳細には、Chiba 2012a, 第5章を参照。

13 例えば Bell 1999 を参照。「観念論論駁」では超越論的観念論は実質的論拠として用いられていない、ということについては、千葉 2012b, 第三節、より詳細には、Chiba 2012a, 第6.1節で論じた。

14 本論考は、2014年9月28日～10月3日にドイツのミュンスター大学で行われた XXIII. Kongress der Deutschen Gesellschaft für Philosophie における口頭発表に加筆・修正を加えたものである。前稿作成の際に有益なコメントを下された Christian Hofmann (Fernuniversität Hagen) に感謝申し上げたい。また、本研究は MEXT 科研費 26370004 (「超越論的論証：その本質と発展可能性」) の助成を受けたものである。

Interpretation, Berlin, Walter de Gruyter.

千葉 清史 2012b: 「『純粹理性批判』第二版「観念論論駁」の論証上の特性」, 京都大学哲学論叢刊行会 (編), 『哲学論叢』第39号.

千葉 清史 2016: 「二種の超越論的論証を区別することの必要性」, 『東北哲学会年報』, 第32号.

Dummett, Michael 2000: *Elements of Intuitionism*, 2nd Edition, Oxford, Oxford University Press.

Glouberman, Mark 1991: “Transcendental Idealism: The Dialectical Dimension”, *Dialectica* 45.

Wood, Allen 2007: “Debating Allison on Transcendental Idealism”, *Kantian Review* 12.

Philosophisch-methodologische Einsicht von Kants Ablehnung des apagogischen Beweises

Kiyoshi CHIBA

In der „Transzendentalen Methodenlehre“ der Kritik der reinen Vernunft behauptet Kant, dass der apagogische Beweis (m.a.W. *reductio ad absurdum*) in seiner Transzendentalphilosophie nicht verwendet werden darf. Diese Behauptung ist aber problematisch, vor allem deswegen, weil sie damit kollidiert, dass Kant selbst im Antinomiekapitel desselben Buchs einen indirekten – d.h. apagogischen – Beweis für seinen transzendentalen Idealismus vorlegt. Angesichts dieser Inkonsistenz beurteilen einige Interpreten entweder Kants Ablehnung des apagogischen Beweises oder den apagogischen Beweis im Antinomiekapitel als inadäquat. Ich finde ein solches Urteil vorschnell. In der vorliegenden Abhandlung versuche ich, durch Untersuchung von Kants Argumenten gegen den apagogischen Beweis, die sich dahinter versteckende Grundidee zu verteidigen.

Die Abhandlung ist wie folgt strukturiert: Im kantischen Text finden sich für Kants Ablehnung des apagogischen Beweises zwei unterschiedliche Argumente. Im ersten Abschnitt betrachte ich das eine, das sich als unhaltbar herausstellt. Im zweiten Abschnitt untersuche ich das andere, das überzeugender ist, und erläutere die Grundidee, die sich hinter diesem Argument versteckt. Wie respektabel sie aber immer sein mag, Kants Ablehnung des apagogischen Beweises in der „Transzendentalen Methodenlehre“ stimmt damit ohnehin nicht überein, dass er selbst in der Antinomielehre einen indirekten Beweis für seinen transzendentalen Idealismus vorlegt. Im dritten Abschnitt zeige ich aufgrund des Ergebnisses des zweiten Abschnittes, wie Kants Ablehnung des apagogischen Beweises geschwächt werden sollte. Am Ende, im vierten Abschnitt, ziehe ich aus der vorigen Erörterung eine Lektüre für die philosophische Methodologie, besonders hinsichtlich der Problematik der Widerlegung des Skeptizismus.

資料紹介

都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討

山形大学人文学部法経政策学科

戸 室 健 作

1 はじめに

本論文の課題は、都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の最新の推移について明らかにし、検討することである。子どもの貧困率を都道府県別に明らかにするのは、本論文が初めてである。

筆者は既に戸室 [2013] において、1992年、1997年、2002年、2007年における都道府県別の貧困率、捕捉率、ワーキングプア率を明らかにした。今回、2012年の『就業構造基本調査』のオーダーメード集計が、2014年12月から独立行政法人統計センター（以下、統計センターと略）で開始されたことにより、最新の2012年の各割合も計算することが可能になった。

戸室 [2013] 以前において、都道府県別の貧困率と捕捉率を本格的に計算した研究は駒村 [2003] のみであった。ここで「本格的」という意味は、貧困率を計算するのに必要な最低生活費の設定が、個人単位ではなく世帯単位で行われていること（当然、世帯の人数によって最低生活費は異なる）と、都道府県ごとの生活費の違いを考慮して決められているということである。

例えば「年収200万円以下の世帯」という一律の貧困ラインを使用して各都道府県の貧困率を計算することは、世帯人数や都道府県ごとの生活費の違いを考慮していない点で「本格的」とは言えない。

駒村 [2003] は、1984年、1989年、1994年、1999年の都道府県別貧困率と捕捉率を明らかにし、戸室 [2013] は、1992年、1997年、2002年、2007年のそれらを明らかにした。また、戸室 [2013] は都道府県別のワーキングプア率を初めて計算した論文でもある。

戸室 [2013] 以降、都道府県別貧困率を計算した論考は、管見の限り週刊東洋経済 [2015 : 70-72] だけである。週刊東洋経済 [2015] では、筆者と同じ『就業構造基本調査』と『被保護者調査』を使用して、2012年と2002年の都道府県別貧困率を比較検討している。しかし、実際に貧困率の数値が明記されているのは、2012年の「貧困率ワースト5」と「低貧困率ベスト5」の計10自治体に留まる。そして、なにより貧困率の算出の仕方が筆者と異なっている。

週刊東洋経済 [2015] では、各都道府県の生活保護世帯における1世帯平均の最低生活費を貧困ラインとし、その貧困ラインを各都道府県の世帯所得別世帯数に当てはめて貧困率を算出している。この推計方法では世帯人員の考慮がない。生活保護における最低生活費は世帯人員数によってその金額が大きく異なることを考えると、都道府県別、世帯人員別に貧困ラインを算出しなければ、より精確な貧困率にはならないだろう。都道府県別、世帯人員別の貧困率を算出するには、

公表されている『就業構造基本調査』では不可能であり、統計センターのオーダーメイド集計を利用しなければならない。

本論文では、オーダーメイド集計を利用して都道府県別、世帯人員別の貧困ラインを設定した上で貧困率を算出しており、1992年から2012年までの精確な貧困率の推移が把握できるようになっている。特に今回、2012年の貧困率が解明されたことにより、2008年以降の「リーマンショック」や「東日本大震災」を体験した後の状況を知ることが可能となっている。

さらに、本論文では戸室〔2013〕では試みなかった都道府県別の子どもの貧困率を推計している。子どもの貧困に関しては、子どもの貧困対策法が2014年1月に施行されて、自治体では子どもの貧困対策の施策策定と実施が義務づけられた。しかし、地域別の貧困率は公表されていないため、各自治体では自分の地域にそもそもどのくらい子どもの貧困が存在しているのか分からない状況である。これでは適切な貧困対策を実施することや、施策の効果を把握することは難しいであろう。本論文がその一助になればと思う。

2 研究方法

計算に用いた資料は、総務省（旧総務庁）『就業構造基本調査』（1992年、1997年、2002年、2007年、2012年）と、厚生労働省（旧厚生省）『被保護者全国一斉調査』（1992年、1997年、2002年、2007年）と『被保護者調査』（2012年）¹である。

(1) 貧困率、ワーキングプア率の計算方法

筆者は都道府県別の貧困率とワーキングプア率を算出するために、『就業構造基本調査』を、統計センターに委託してオーダーメイド集計してもらい、都道府県別の「世帯主の就業状態、世帯の主な収入の種類、親族世帯人員、世帯所得別世帯数」の表（1992年、1997年、2002年、2007年）²と、都道府県別の「世帯主の就業状態・仕事の主従、世帯主の主な収入の種類、親族世帯人員、世帯所得別世帯数」（2012年）の表を得た³。

貧困率とは、総世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合のことである（最低生活費については後述）。

ワーキングプア率とは、就業世帯（世帯の主な収入が就業によっている世帯）のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯（貧困就業世帯）の割合のことである。

『就業構造基本調査』（1992年～2007年）には、上記のように「世帯の主な収入の種類」とい

1 『被保護者全国一斉調査』は、2012年度から『被保護者調査』に名称変更した。

2 『就業構造基本調査』の「世帯所得」とは、親族世帯員が通常得ている過去1年間の収入の合計のことである。収入は税込み額である（『就業構造基本調査』の「用語の解説」より）。

3 統計センターのホームページによると、『就業構造基本調査』のオーダーメイド集計では、1992年、1997年の表は千世帯単位（百の位を四捨五入）、2002年、2007年、2012年の表は百世帯単位（十の位を四捨五入）で結果表章を行っている。また、分布のなかったセルと標本数が5未満のセルは、共に「0」で表章している。

う分類項目がある。こうした分類項目があるため、ワーキングプア率の算出が可能になるのだ。

「世帯の主な収入の種類」は、各世帯を、「賃金・給料が主な世帯」、「農業収入が主な世帯」、「農業収入以外の事業収入が主な世帯」、「内職収入が主な世帯」、「家賃・地代が主な世帯」、「利子・配当が主な世帯」、「年金・恩給が主な世帯」、「雇用保険が主な世帯」、「仕送りが主な世帯」、「その他の収入が主な世帯」の10種類に分類している（1992年の『就業構造基本調査』には「仕送りが主な世帯」の項目がなく9種類となっている）。このうち、「賃金・給料が主な世帯」、「農業収入が主な世帯」、「農業収入以外の事業収入が主な世帯」、「内職収入が主な世帯」の4種類の合計を就業世帯とした。したがって貧困就業世帯とは、この4種類の合計世帯のうち最低生活費以下の世帯のことである。

なお、『就業構造基本調査』（2012年）から、「世帯の主な収入の種類」という分類項目が質問項目の変更によりなくなった。代わって、「世帯主の主な収入の種類」となった。それに伴い、本論文における2012年の就業世帯の定義も、「世帯の主な収入が就業によっている世帯」ではなく、「世帯主の主な収入が就業によっている世帯」になっていることに留意されたい。

また、『就業構造基本調査』（2012年）における「世帯主の主な収入の種類」の分類項目も、次の11項目に変わっている。「賃金・給料」、「事業収入（農業収入を含む）」、「内職収入」、「社会保障給付一年金・恩給」、「社会保障給付一雇用保険」、「社会保障給付一その他の給付」、「仕送り」、「家賃・地代」、「利子・配当」、「その他」、「収入なし」。このうち、「賃金・給料」、「事業収入（農業収入を含む）」、「内職収入」の3種類の合計を就業世帯とした。

(2) 子どもの貧困率の計算方法

筆者は都道府県別の子どもの貧困率を算出するために、『就業構造基本調査』を、統計センターに委託してオーダーメイド集計してもらい、都道府県別の「世帯所得、世帯人員別末子の年齢が18歳未満の世帯数」の表（1992年、1997年、2002年、2007年）と、都道府県別の「世帯所得、親族世帯人員別末子の年齢が18歳未満の世帯数」の表（2012年）を得た。

子どもの貧困率とは、18歳未満の末子がいる世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合のことである。

いま述べた表のうち、1992年～2007年は「世帯人員別」で、2012年は「親族世帯人員別」となっていて、分類項目が異なっている。しかし、統計センターによると、1992年～2007年の「世帯人員別」は、「親族世帯人員別」にしても数値は一致するとのことである。というのも、1992年の表については、「世帯人員」に「非親族世帯員」は含まれていないため、結果、「親族世帯人員」となります」とのことであり、1997年、2002年、2007年の表については、「末子の年齢」の対象は「親族世帯」であるため、「親族世帯人員」とクロスした場合と同じ分布となります」とのことである（2015年1月5日の統計センターからのメールより）。

また、「末子の年齢」の対象となる世帯は、1992年、1997年の表が「夫婦と子供からなる世帯、

夫婦と子供と親からなる世帯及び母子世帯」であり、2002年、2007年、2012年の表が「夫婦と子供からなる世帯、夫婦と子供と親からなる世帯及び母子・父子世帯」である。そのため、1992年、1997年の表には父子世帯は含まれていない。

(3) 貧困基準の設定方法

貧困基準は、『被保護者全国一斉調査』（1992年、1997年、2002年、2007年）と『被保護者調査』（2012年）における「最低生活費」を基準にした。この「最低生活費」は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計である。現物給付の医療扶助が含まれていない点には留意する必要がある⁴。

『被保護者全国一斉調査』と『被保護者調査』から、都道府県別の最低生活費を算出する方法を、『被保護者調査』（2012年）を例に述べよう。『被保護者調査』の「保護の決定状況額（積み上げ）、世帯人員・都道府県 - 指定都市 - 中核市・保護の決定状況別」には、都道府県別、世帯人員別に、生活保護の世帯数と最低生活費の総額が掲載されている。そこで、最低生活費／世帯数によって、都道府県別、世帯人員別の最低生活費が計算できる。計算の結果が表1である。1992年～2007年の最低生活費についても、これと同様の方法で計算した。詳しくは戸室 [2013] を参照されたい。

これらの最低生活費を、都道府県別、世帯人員別の世帯総数に当てはめて、最低生活費以下の世帯数を貧困世帯とした。『就業構造基本調査』の世帯所得は100万円間隔で調査されており、最低生活費を当てはめるときは、その間隔に世帯数が均等分布していると仮定した。

本論文の分析に用いた都道府県別、世帯人員別、世帯類型別の貧困世帯数、世帯数、貧困率の実数については、1992年～2007年のものは戸室 [2013: 付表] に掲載されている。2012年のものについては、戸室 [2015: 付表1] に掲載した。また、1992年～2012年の都道府県別、世帯人員別の子どもの貧困世帯数、子どものいる世帯数、子どもの貧困率の実数については、戸室 [2015: 付表2] に掲載した。必要に応じて参照されたい。

(4) 捕捉率の計算方法

都道府県別の貧困世帯数が分かると、都道府県別の生活保護世帯の捕捉率を算出することが可

4 なお、日本政府が2009年10月に相対的貧困率を公表して以降、相対的貧困率がマスメディアなどで広く取り上げられている。そのため、本論文のように貧困基準に生活保護基準を用いることは特殊に思う読者がいるかもしれない。しかし、貧困基準に生活保護基準を用いることは社会政策研究では長らく行われてきた手法であり、全く特殊ではない。

周知のように相対的貧困率は、国民1人当たりの可処分所得を高い方から低い方に並べ、その中央値の半分を下回る人の割合のことである。あくまでも相対的に見て貧困の人々がどれくらいの割合で存在しているかを示す数値である。それに対し、生活保護基準を用いることは、貧困な人々の割合を明らかにすると同時に、その基準を下回る生活は決して許されないという意味が付与される。生活保護基準とは、国家公認の貧困の救済基準でもあるからだ。しかし、日本では数多くの人々が生活保護基準を下回る生活を余儀なくされている。本論文では都道府県別の捕捉率の推移も明らかにしているが、貧困基準を生活保護基準にすることで、生活保護制度がしっかりと機能しているのか、その効果を捕捉率という形で検証することが可能になる。貧困基準を生活保護基準に設定することの意義については、さしあたり岩田 [2007:48-51] を参照されたい。

表1 都道府県別の最低生活費(年額。単位は円)

2012年	1人	2人	3人	4人	5人以上
北海道	1,149,701	1,899,512	2,753,129	3,323,500	4,026,133
青森	1,010,666	1,619,448	2,388,773	2,958,985	3,747,707
岩手	970,734	1,588,459	2,383,161	2,887,666	3,688,548
宮城	1,139,995	1,868,796	2,728,849	3,241,611	4,047,283
秋田	955,415	1,564,114	2,297,623	2,899,888	3,465,604
山形	980,372	1,580,990	2,282,750	2,811,478	3,873,337
福島	978,010	1,599,487	2,363,900	2,988,870	3,726,217
茨城	1,018,372	1,664,182	2,380,164	2,950,925	3,724,167
栃木	1,083,594	1,745,164	2,492,632	3,004,935	3,861,533
群馬	1,080,615	1,702,712	2,449,476	3,083,479	3,723,547
埼玉	1,329,398	2,079,159	2,907,986	3,495,472	4,247,236
千葉	1,288,255	2,001,364	2,815,900	3,394,439	4,231,698
東京	1,436,799	2,200,874	3,042,087	3,608,207	4,281,457
神奈川	1,455,507	2,241,303	3,128,381	3,716,516	4,424,695
新潟	1,060,825	1,768,396	2,559,073	3,180,279	3,774,925
富山	986,296	1,599,605	2,338,986	3,001,017	3,511,251
石川	1,047,752	1,744,583	2,449,217	3,130,001	3,984,048
福井	955,980	1,604,338	2,332,274	2,838,324	3,717,289
山梨	958,246	1,623,962	2,374,598	2,910,404	3,792,714
長野	1,042,320	1,714,151	2,524,717	3,079,157	3,873,450
岐阜	1,090,653	1,732,779	2,489,422	3,004,524	3,827,582
静岡	1,161,119	1,859,066	2,704,064	3,252,346	3,952,265
愛知	1,229,090	1,924,528	2,733,949	3,313,357	4,057,849
三重	1,045,641	1,692,768	2,567,457	3,122,661	3,830,066
滋賀	1,118,495	1,833,817	2,631,892	3,157,443	3,964,114
京都	1,332,718	2,118,613	3,032,311	3,595,281	4,281,949
大阪	1,348,638	2,127,237	3,023,442	3,623,143	4,321,929
兵庫	1,302,134	2,084,749	2,999,327	3,599,435	4,320,843
奈良	1,097,249	1,801,090	2,627,803	3,149,358	3,842,133
和歌山	1,049,536	1,666,188	2,478,988	3,115,073	3,906,734
鳥取	1,034,364	1,682,176	2,425,423	2,950,651	3,711,368
島根	1,037,632	1,661,947	2,439,482	3,038,821	3,870,974
岡山	1,160,505	1,879,802	2,734,108	3,355,853	4,117,701
広島	1,245,156	1,985,524	2,811,846	3,343,078	4,026,152
山口	1,002,473	1,689,197	2,480,976	3,053,734	3,732,583
徳島	947,929	1,603,181	2,335,026	2,911,441	3,495,900
香川	1,051,739	1,728,595	2,513,186	3,068,428	3,670,256
愛媛	1,104,443	1,742,488	2,527,286	3,056,971	3,742,216
高知	1,051,803	1,701,100	2,452,630	3,003,672	3,719,777
福岡	1,117,165	1,768,904	2,571,328	3,142,234	3,894,349
佐賀	962,632	1,577,358	2,271,579	2,813,783	3,480,938
長崎	1,011,318	1,683,093	2,492,586	3,030,145	3,757,042
熊本	1,030,901	1,680,638	2,469,543	3,027,317	3,804,310
大分	1,012,790	1,658,496	2,406,910	3,017,494	3,761,725
宮崎	1,013,272	1,627,219	2,405,773	2,998,906	3,718,383
鹿児島	974,755	1,629,496	2,415,111	2,982,040	3,805,791
沖縄	1,106,331	1,728,430	2,466,091	3,071,737	3,909,299

表2 生活保護世帯数

	2012年	2007年	2002年	1997年	1992年
全国	1,526,015	1,078,668	838,550	612,762	574,379
北海道	118,571	91,831	75,250	56,825	55,144
青森	22,728	18,073	14,200	11,280	11,561
岩手	10,341	7,855	5,840	4,719	5,071
宮城	18,377	13,681	9,760	6,593	6,455
秋田	11,429	9,084	7,530	6,040	6,086
山形	5,452	4,033	3,430	2,982	3,043
福島	13,023	10,941	8,680	6,313	5,736
茨城	18,760	12,055	9,050	6,561	5,787
栃木	15,097	9,795	6,880	4,377	3,890
群馬	10,402	6,727	5,610	3,977	3,748
埼玉	63,735	36,611	24,960	14,969	11,778
千葉	55,100	34,641	22,510	13,635	11,533
東京	215,450	148,169	115,910	78,480	62,067
神奈川	108,193	74,842	54,950	36,411	27,250
新潟	14,284	10,020	7,750	5,648	5,887
富山	2,974	2,143	1,830	1,698	1,949
石川	5,857	4,288	3,570	2,539	2,595
福井	2,861	1,834	1,620	1,272	1,312
山梨	4,635	2,803	2,260	1,561	1,454
長野	8,431	5,582	4,530	3,604	3,697
岐阜	8,914	5,291	4,170	3,014	2,969
静岡	21,251	12,738	9,420	6,279	5,258
愛知	57,143	31,866	23,190	16,780	15,208
三重	12,830	9,469	7,890	6,085	6,357
滋賀	7,412	5,262	4,290	3,415	3,238
京都	41,144	32,551	26,340	22,073	22,350
大阪	216,138	155,698	110,820	71,208	60,632
兵庫	73,930	54,882	43,610	28,603	28,280
奈良	13,885	10,672	8,840	7,058	7,310
和歌山	11,297	8,921	6,750	5,469	5,559
鳥取	5,037	3,515	2,720	2,455	2,752
島根	4,441	3,325	2,570	2,374	2,587
岡山	18,154	13,271	11,020	8,858	9,155
広島	33,552	23,485	17,960	12,726	11,774
山口	12,736	10,856	9,980	8,165	8,418
徳島	10,837	8,529	6,950	6,301	6,726
香川	8,157	6,383	5,700	4,751	4,305
愛媛	16,639	12,287	10,120	8,391	8,767
高知	15,447	12,396	10,250	8,742	9,291
福岡	92,128	64,380	56,730	49,654	54,979
佐賀	5,875	4,500	3,940	3,357	3,629
長崎	21,201	16,138	12,780	10,560	11,475
熊本	17,939	12,208	11,100	9,638	9,886
大分	15,439	11,816	9,960	8,164	8,541
宮崎	13,036	9,515	8,240	6,972	6,922
鹿児島	23,342	18,371	15,200	12,404	13,004
沖縄	22,411	15,335	11,890	9,782	8,964

能になる。捕捉率は、生活保護世帯数／貧困世帯数で計算した。

都道府県別の生活保護世帯数（1992年、1997年、2002年、2007年、2012年）は表2に示されている。

1992年、1997年、2007年の生活保護世帯数は、『被保護者全国一斉調査』（1992年、1997年、2007年）基礎調査の「被保護世帯数、扶助の種類・級地・都道府県—指定都市別」（1992年）の表、「被保護世帯数、扶助の種類・級地・都道府県—指定都市—中核市別」（1997年）の表、「被保護世帯数、級地・都道府県—指定都市—中核市別」（2007年）の表から作成した。こうした表は『被保護者全国一斉調査』（2002年）基礎調査では公表されていないため、2002年の生活保護世帯数は『被保護者全国一斉調査』（2002年）個別調査の「被保護世帯数、保護歴の有無・保護再開までの期間・都道府県—指定都市—中核市別」の表から作成した。

2012年の生活保護世帯数は『被保護者調査』（2012年）の「保護の決定状況額（積み上げ）、世帯人員・都道府県—指定都市—中核市・保護の決定状況別」の表から作成した。

3 貧困率

表3は、都道府県別貧困率の推移を表したものである。網掛けが施されている箇所は、全国の貧困率よりも数値が高いところである。また、貧困率の上昇幅について、1992年～2012年の20年間と、そのうち直近の5年間（2007年～2012年）に分けて記している。上昇幅が全国よりも高いところには二重線が引かれてある。

都道府県別貧困率の検討に入る前に、全国の貧困率（表の左上）がどのように推移しているかを確認しておこう。全国の貧困率は、9.2%（1992年）→10.1%（1997年）→14.6%（2002年）→14.4%（2007年）→18.3%（2012年）と推移している。なお、同時期の全国の貧困世帯数は、385万世帯（1992年）→466万世帯（1997年）→723万世帯（2002年）→752万世帯（2007年）→986万世帯（2012年）と推移している（貧困世帯数については戸室 [2013:付表] と戸室 [2015:付表1] を参照されたい）⁵。

両数値を見ると、まず1997年～2002年の期間が第一の画期となっていることがわかる。この期間に貧困率は14%台へ、貧困世帯数は700万台へ、大きく高まっている。その後、両数値は高い値で留まり続け、2007年～2012年に第2の画期が現れる。この期間に貧困率は18%台へ、貧困世帯数は900万台へと再び大きく高まった。

第一の画期の理由については、経済学者の山家悠紀夫氏が述べているように、1996年から97年にかけて行われた橋本龍太郎内閣による構造改革政策が、その後の政権にも引き継がれたことが関係していると思われる。統計データの上でも、それまで上昇傾向にあった賃金が、1998年以降、明確に低下傾向に変わって現在に至っている（山家 [2014:10-18]）。さらに第二の画期については、構造改革政策が続いたことに加えて、リーマンショック（2008年）や東日本大震災（2011年）と

5 本論文の全国の貧困世帯数は、各都道府県別の貧困世帯数を合計して算出している。

表3 都道府県別貧困率の推移

	全国	沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川
2012年	18.3%	34.8%	24.3%	23.0%	21.3%	21.5%	22.2%	15.6%	20.6%	23.7%	20.2%	17.2%
2007年	14.4%	29.3%	21.5%	19.9%	17.8%	18.5%	19.1%	16.4%	16.8%	21.7%	18.2%	14.6%
2002年	14.6%	30.2%	23.0%	19.2%	18.1%	20.3%	16.3%	14.2%	16.8%	19.8%	17.8%	15.5%
1997年	10.1%	26.6%	18.2%	15.2%	14.5%	15.2%	12.2%	11.7%	13.7%	16.5%	14.5%	10.1%
1992年	9.2%	28.4%	20.8%	16.0%	16.6%	15.8%	15.0%	9.8%	12.9%	15.9%	14.4%	9.3%
2012年－1992年	9.1	6.4	3.5	7.0	4.7	5.7	7.2	5.8	7.7	7.8	5.8	7.9
2012年－2007年	3.9	<u>5.5</u>	2.7	3.0	3.5	3.0	3.1	-0.9	3.8	2.0	2.0	2.6

徳島	山口	広島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
21.8%	16.9%	16.9%	20.6%	16.7%	18.9%	21.5%	17.8%	20.3%	23.2%	22.5%	13.5%
19.4%	15.5%	13.5%	14.8%	15.1%	14.7%	18.8%	11.8%	16.7%	20.0%	18.6%	10.6%
18.5%	13.4%	14.2%	14.8%	14.8%	13.1%	17.8%	13.1%	17.8%	21.4%	21.3%	10.4%
15.9%	12.4%	10.8%	11.5%	9.8%	10.1%	14.5%	8.6%	10.5%	11.2%	15.1%	7.1%
14.4%	10.8%	8.5%	10.8%	12.7%	10.0%	11.8%	9.5%	8.4%	10.4%	12.7%	6.1%
7.4	6.1	8.4	<u>9.8</u>	4.0	8.9	<u>9.6</u>	8.4	<u>11.9</u>	<u>12.8</u>	<u>9.8</u>	7.4
2.4	1.4	3.5	<u>5.7</u>	1.6	<u>4.2</u>	2.7	<u>6.1</u>	3.6	3.2	<u>3.9</u>	2.8

三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京
15.4%	14.7%	15.1%	14.8%	15.5%	19.1%	11.3%	15.4%	11.2%	16.0%	16.7%	16.8%
11.3%	11.2%	9.4%	10.3%	11.4%	15.2%	12.4%	12.8%	9.9%	13.0%	10.8%	12.6%
10.8%	11.7%	10.4%	11.7%	11.2%	14.3%	11.9%	11.8%	10.8%	13.0%	11.1%	13.8%
8.8%	7.9%	7.0%	7.2%	6.8%	8.9%	7.8%	9.2%	7.2%	7.6%	7.0%	9.4%
7.6%	6.2%	5.9%	6.3%	6.6%	7.4%	7.8%	8.1%	4.9%	7.6%	5.1%	7.6%
7.9	8.4	<u>9.1</u>	8.6	8.9	<u>11.6</u>	3.5	7.3	6.3	8.4	<u>11.6</u>	<u>9.2</u>
<u>4.1</u>	3.5	<u>5.7</u>	<u>4.6</u>	<u>4.1</u>	<u>3.9</u>	-1.1	2.5	1.3	2.9	<u>6.0</u>	<u>4.2</u>

千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
14.8%	16.3%	15.4%	15.7%	14.3%	16.9%	16.6%	18.3%	20.2%	19.7%	24.1%	21.4%
11.4%	10.4%	12.9%	11.2%	10.9%	13.7%	13.1%	17.2%	15.1%	16.4%	18.9%	17.5%
9.8%	11.3%	12.3%	10.6%	10.5%	13.0%	11.3%	15.3%	14.3%	15.1%	17.7%	15.1%
7.1%	6.5%	9.2%	7.7%	7.4%	7.5%	7.6%	10.6%	8.7%	10.8%	13.4%	12.0%
5.9%	6.0%	7.9%	7.6%	5.8%	8.0%	6.7%	9.7%	8.6%	10.2%	13.4%	10.8%
8.9	<u>10.3</u>	7.5	8.1	8.5	8.9	<u>9.9</u>	8.6	<u>11.6</u>	<u>9.5</u>	<u>10.7</u>	<u>10.6</u>
3.4	<u>5.8</u>	2.4	<u>4.5</u>	3.4	3.2	3.5	1.0	<u>5.0</u>	3.2	<u>5.2</u>	<u>3.9</u>

いう未曾有の出来事が生じたことにより、貧困世帯数がさらに増大したと考えられる。いずれにしても現在は、貧困のレベルが格段に高まった状況にあるということを確認しておきたい。

この全国の傾向を念頭におきながら、都道府県別貧困率の推移を検討しよう。

表3を見ると、2012年においても、京都以西と秋田以北の地域では、概して貧困率が全国よりも高い。この傾向は1992年から恒常的に続いている。

上昇幅について見てみよう。まず沖縄が、直近5年間（2007年～2012年）で5.5ポイント高まったことが注目できる。沖縄は、この20年間、常に貧困率が最も高い地域であったが、近年はその値が急上昇して34.8%になり、3世帯に1世帯以上が貧困という状況になっている。

また、関西とその周辺の地域（岡山、鳥取、和歌山、奈良、兵庫、大阪、京都）においても、

この20年間、あるいは直近5年間に貧困率が急上昇している。さらに、東北と北海道においても、同様に貧困率が急上昇している。

いま見た貧困率が急上昇している沖縄、関西とその周辺、東北、北海道は、恒常的に貧困率が高い傾向にある地域である。その一方、低貧困率地域において、貧困率が急上昇している地域が見られる。愛知周辺の地域（三重、静岡、岐阜、長野）と、東京とその周辺の地域（山梨、神奈川、埼玉、栃木）である。貧困率の急上昇が、高貧困率地域だけではなく低貧困率地域においても生じている（というよりも、高貧困率地域の九州、四国などでは急上昇が起きていないことを考えると、むしろ低貧困率地域こそ急上昇の主な舞台と言えるのかもしれない）ことは、留意すべき事柄であろう。

それでは、次に貧困率の地域間格差の推移を見てみよう。地域間格差を検討する方法は、貧困率上位10の地域の合計貧困世帯数を合計世帯総数で除して得られた貧困率を、貧困率下位10（38位～47位）の地域の同様の方法で得られた貧困率で比較した。その結果が表4である。

見て分かるように、地域間格差（上位10地域貧困率／下位10地域貧困率）は、2.94倍（1992年）→2.36倍（1997年）→1.97倍（2002年）→1.91倍（2007年）→1.63倍（2012年）と、年を経るごとに縮小している。

これは、上位10地域の貧困率が17.1%（1992年）→23.7%（2012年）と、1.39倍の伸び率だったのに対し、下位10地域の貧困率は5.8%（1992年）→14.5%（2012年）と、2.50倍という大きな伸び率を示したことが原因である。

このように、戸室〔2013〕で明らかにした貧困率の高位平準化という状況が、2012年においても続いていることが確認できる。

4 ワーキングプア率

表5は、都道府県別ワーキングプア率の推移である。表5の見方は表3と同じである。

全国のワーキングプア率は、4.0%（1992年）→4.2%（1997年）→6.9%（2002年）→6.7%（2007年）→9.7%（2012年）と推移している。同時期の全国の貧困就業世帯数は、133万世帯（1992年）→147万世帯（1997年）→236万世帯（2002年）→237万世帯（2007年）→320万世帯（2012年）と推移している。両数値を見ると、貧困率と同様に1997年～2002年と2007年～2012年の2つの画期があり、この画期ごとにワーキングプア率、貧困就業世帯数は大きく高まっている。

次に都道府県別ワーキングプア率の推移について見てみよう。表5を見ると、これも貧困率と同じく、概して関西以西と東北以北においてワーキングプア率が高い。

上昇幅について見てみよう。沖縄の直近の上昇幅（5.4ポイント）は全国最高であり、これによって全国一のワーキングプア率がさらに25.9%に高まった。関西と中国地方における上昇幅も目立っている。また、高ワーキングプア率地域ではないが東京周辺（埼玉、神奈川、山梨、静岡、長野、新潟）でもワーキングプア率が急上昇している。東北・北海道も急上昇している。

表4 貧困率の格差

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
2012年	沖縄	鹿児島	青森	高知	大阪	宮崎	京都	長崎	徳島	熊本	合計	2012年 /1992年
貧困世帯数	194,437	189,883	130,106	82,390	915,965	113,278	259,737	131,161	70,054	158,798	2,245,808	1.39
総世帯数	558,200	783,000	539,500	347,400	3,945,700	492,800	1,154,800	591,500	321,700	738,900	9,473,500	
貧困率	34.8%	24.3%	24.1%	23.7%	23.2%	23.0%	22.5%	22.2%	21.8%	21.5%	23.7%	
2007年	沖縄	高知	鹿児島	大阪	宮崎	徳島	長崎	青森	和歌山	京都	合計	
貧困世帯数	155,960	76,215	167,470	760,848	97,324	61,610	112,937	101,613	75,723	210,033	1,819,733	
総世帯数	532,300	350,500	778,500	3,809,800	487,900	318,000	590,700	538,200	402,800	1,130,000	8,938,700	
貧困率	29.3%	21.7%	21.5%	20.0%	19.9%	19.4%	19.1%	18.9%	18.8%	18.6%	20.4%	
2002年	沖縄	鹿児島	大阪	京都	熊本	高知	宮崎	徳島	大分	愛媛	合計	
貧困世帯数	146,575	177,096	777,200	229,286	143,080	68,672	89,710	57,986	87,888	108,058	1,885,550	
総世帯数	485,800	771,600	3,623,400	1,078,600	703,200	347,600	468,000	312,600	486,200	605,400	8,882,400	
貧困率	30.2%	23.0%	21.4%	21.3%	20.3%	19.8%	19.2%	18.5%	18.1%	17.8%	21.2%	
1997年	沖縄	鹿児島	高知	徳島	宮崎	熊本	京都	和歌山	愛媛	大分	合計	
貧困世帯数	117,400	135,330	53,443	47,708	68,454	102,559	153,096	55,271	83,178	66,509	882,949	
総世帯数	442,000	745,000	324,000	300,000	451,000	676,000	1,012,000	380,000	573,000	460,000	5,363,000	
貧困率	26.6%	18.2%	16.5%	15.9%	15.2%	15.2%	15.1%	14.5%	14.5%	14.5%	16.5%	
1992年	沖縄	鹿児島	大分	宮崎	高知	熊本	長崎	愛媛	徳島	青森	合計	
貧困世帯数	113,844	145,097	73,537	66,729	48,620	99,168	81,708	78,040	39,561	64,379	810,685	
総世帯数	401,000	698,000	443,000	418,000	306,000	629,000	544,000	542,000	275,000	481,000	4,737,000	
貧困率	28.4%	20.8%	16.6%	16.0%	15.9%	15.8%	15.0%	14.4%	14.4%	13.4%	17.1%	

順位	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
2012年	群馬	石川	静岡	岐阜	千葉	愛知	茨城	滋賀	福井	富山	合計	2012年 /1992年
貧困世帯数	120,793	72,265	219,850	112,485	382,133	442,422	160,566	72,232	32,506	45,458	1,660,711	2.50
総世帯数	786,000	470,400	1,460,200	759,200	2,581,800	3,018,900	1,122,200	535,900	287,700	406,500	11,428,800	地域間格差
貧困率	15.4%	15.4%	15.1%	14.8%	14.8%	14.7%	14.3%	13.5%	11.3%	11.2%	14.5%	1.63
2007年	三重	栃木	愛知	茨城	神奈川	滋賀	埼玉	岐阜	富山	静岡	合計	
貧困世帯数	80,187	83,697	322,659	118,612	403,493	54,236	292,098	77,329	39,834	134,364	1,606,507	
総世帯数	710,000	748,400	2,891,800	1,088,500	3,749,500	510,200	2,796,700	753,400	401,200	1,435,600	15,085,300	
貧困率	11.3%	11.2%	11.2%	10.9%	10.8%	10.6%	10.4%	10.3%	9.9%	9.4%	10.6%	1.91
2002年	埼玉	長野	神奈川	富山	三重	栃木	茨城	静岡	滋賀	千葉	合計	
貧困世帯数	293,797	89,101	388,108	41,514	71,440	73,759	108,379	140,279	48,101	224,551	1,479,029	
総世帯数	2,598,500	794,000	3,485,800	382,900	660,100	699,100	1,032,300	1,344,100	462,700	2,290,800	13,750,300	
貧困率	11.3%	11.2%	11.1%	10.8%	10.8%	10.6%	10.5%	10.4%	10.4%	9.8%	10.8%	1.97
1997年	福島	茨城	富山	岐阜	千葉	滋賀	静岡	神奈川	長野	埼玉	合計	
貧困世帯数	51,512	71,196	26,222	48,177	149,183	29,630	88,761	223,716	51,205	156,321	895,923	
総世帯数	687,000	964,000	365,000	672,000	2,092,000	419,000	1,261,000	3,209,000	757,000	2,395,000	12,821,000	
貧困率	7.5%	7.4%	7.2%	7.2%	7.1%	7.1%	7.0%	7.0%	6.8%	6.5%	7.0%	2.36
1992年	長野	岐阜	愛知	滋賀	埼玉	静岡	千葉	茨城	神奈川	富山	合計	
貧困世帯数	44,224	39,734	137,696	22,162	124,177	69,109	107,730	50,201	147,647	16,103	758,784	
総世帯数	671,000	635,000	2,218,000	363,000	2,082,000	1,167,000	1,833,000	867,000	2,876,000	329,000	13,041,000	
貧困率	6.6%	6.3%	6.2%	6.1%	6.0%	5.9%	5.9%	5.8%	5.1%	4.9%	5.8%	2.94

表5 都道府県別ワーキングプア率の推移

	全国	沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川
2012年	9.7%	25.9%	12.9%	11.9%	10.3%	10.8%	11.2%	7.8%	12.3%	13.0%	11.1%	8.2%
2007年	6.7%	20.5%	8.6%	9.2%	8.0%	8.2%	9.8%	6.4%	8.2%	10.9%	8.5%	6.3%
2002年	6.9%	21.0%	10.1%	9.7%	7.5%	9.2%	8.1%	6.9%	8.2%	10.1%	8.4%	6.1%
1997年	4.2%	18.6%	7.9%	6.6%	6.2%	8.0%	4.7%	3.7%	6.2%	6.0%	5.7%	3.4%
1992年	4.0%	20.2%	10.3%	7.5%	8.4%	6.7%	8.7%	3.9%	5.4%	7.2%	7.5%	2.9%
2012年-1992年	5.7	5.7	2.6	4.3	1.9	4.1	2.5	3.9	6.9	5.7	3.6	5.4
2012年-2007年	2.9	5.4	4.2	2.7	2.2	2.6	1.4	1.4	4.1	2.1	2.6	1.9

徳島	山口	広島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
9.3%	8.3%	9.8%	10.5%	6.3%	10.1%	12.1%	10.6%	11.1%	14.2%	13.9%	6.9%
7.9%	5.7%	6.9%	5.8%	5.2%	7.1%	8.7%	6.4%	8.5%	11.3%	10.7%	4.8%
8.4%	6.2%	6.6%	6.0%	5.3%	5.2%	9.1%	5.4%	9.4%	12.3%	10.1%	4.5%
5.4%	4.5%	4.2%	3.9%	2.7%	2.5%	5.9%	3.1%	5.4%	5.8%	6.2%	2.1%
7.3%	4.0%	3.4%	3.8%	3.1%	4.3%	5.1%	3.4%	4.5%	5.5%	5.8%	1.4%
2.0	4.3	6.3	6.8	3.2	5.8	7.1	7.2	6.6	8.7	8.0	5.5
1.4	2.6	2.9	4.7	1.1	3.0	3.4	4.2	2.6	2.9	3.2	2.1

三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京
6.6%	7.6%	7.8%	6.6%	7.9%	8.2%	4.9%	7.2%	4.5%	8.2%	8.9%	8.3%
4.5%	5.4%	4.1%	4.1%	4.3%	5.9%	4.0%	4.8%	3.6%	4.7%	5.2%	6.2%
4.2%	5.6%	4.5%	4.9%	4.5%	5.5%	4.0%	4.4%	3.3%	4.7%	5.6%	6.7%
2.9%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%	3.0%	2.1%	2.5%	1.8%	2.8%	2.8%	4.1%
2.8%	2.5%	2.4%	1.9%	2.7%	1.7%	2.0%	1.7%	0.5%	2.6%	2.3%	3.2%
3.7	5.2	5.4	4.7	5.2	6.5	2.9	5.5	4.0	5.6	6.7	5.1
2.0	2.2	3.6	2.5	3.6	2.3	0.9	2.4	0.9	3.6	3.7	2.1

千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
7.8%	9.1%	7.4%	7.4%	6.2%	8.3%	7.8%	8.4%	10.9%	9.2%	12.3%	11.7%
5.0%	4.5%	5.4%	4.9%	5.2%	6.2%	5.0%	7.5%	7.2%	6.9%	8.9%	7.9%
4.3%	5.1%	6.0%	5.0%	4.8%	5.7%	4.0%	6.6%	6.2%	6.3%	8.0%	6.9%
2.9%	3.0%	4.0%	3.2%	2.9%	2.5%	1.8%	2.5%	3.2%	3.8%	5.4%	4.5%
2.9%	2.6%	4.0%	3.3%	2.4%	4.2%	1.9%	2.9%	3.4%	4.2%	7.0%	4.5%
4.9	6.5	3.4	4.1	3.8	4.1	5.9	5.5	7.5	5.0	5.3	7.2
2.8	4.6	2.0	2.6	0.9	2.1	2.8	0.9	3.8	2.3	3.3	3.8

ワーキングプア率の地域間格差の推移を見てみよう。地域間格差を検討する方法は、貧困率の時と同様である。表6はワーキングプア率の地域間格差を表している。

地域間格差（上位10地域ワーキングプア率／下位10地域ワーキングプア率）は、4.34倍（1992年）→2.96倍（1997年）→2.58倍（2002年）→2.40倍（2007年）→2.06倍（2012年）と年を経るごとに縮小している。これは、上位10地域のワーキングプア率が9.1%（1992年）→13.5%（2012年）と1.50倍の伸び率だったのに対し、下位10地域のワーキングプア率は2.1%（1992年）→6.6%（2012年）と3.15倍という大きな伸び率を示したことが原因である。貧困率の地域間格差と同様に、ワーキングプア率でも高位平準化が進んでいる。

表6 ワーキングプア率の格差

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
2012年	沖縄	大阪	京都	高知	鹿児島	福岡	青森	和歌山	宮崎	北海道	合計	2012年 /1992年
貧困就業世帯	87,869	334,372	92,992	23,781	56,193	157,520	36,400	27,734	33,342	176,679	1,026,883	1.50
就業世帯	339,900	2,355,900	670,800	183,400	436,300	1,282,100	297,100	228,900	280,500	1,506,800	7,581,700	
ワーキングプア率	25.9%	14.2%	13.9%	13.0%	12.9%	12.3%	12.3%	12.1%	11.9%	11.7%	13.5%	
2007年	沖縄	大阪	高知	京都	長崎	宮崎	青森	和歌山	鹿児島	兵庫	合計	
貧困就業世帯	73,204	276,883	21,793	74,186	34,456	27,757	31,109	21,264	39,798	122,776	723,225	
就業世帯	357,100	2,458,000	200,600	693,500	352,800	301,000	347,800	243,200	460,100	1,448,100	6,862,200	
ワーキングプア率	20.5%	11.3%	10.9%	10.7%	9.8%	9.2%	8.9%	8.7%	8.6%	8.5%	10.5%	
2002年	沖縄	大阪	京都	鹿児島	高知	宮崎	兵庫	熊本	和歌山	徳島	合計	
貧困就業世帯	70,386	301,312	69,293	46,883	21,336	28,945	135,151	42,153	23,711	16,644	755,813	
就業世帯	335,800	2,447,700	684,400	463,700	212,200	299,000	1,430,600	458,400	259,900	197,000	6,788,700	
ワーキングプア率	21.0%	12.3%	10.1%	10.1%	10.1%	9.7%	9.4%	9.2%	9.1%	8.4%	11.1%	
1997年	沖縄	熊本	鹿児島	宮崎	大分	京都	福岡	高知	和歌山	大阪	合計	
貧困就業世帯	59,486	38,121	38,219	20,784	20,360	44,375	84,260	12,907	16,032	149,826	484,369	
就業世帯	319,000	475,000	484,000	314,000	326,000	718,000	1,367,000	215,000	273,000	2,595,000	7,086,000	
ワーキングプア率	18.6%	8.0%	7.9%	6.6%	6.2%	6.2%	6.2%	6.0%	5.9%	5.8%	6.8%	
1992年	沖縄	鹿児島	長崎	大分	宮崎	愛媛	徳島	高知	青森	熊本	合計	
貧困就業世帯	61,999	48,528	32,206	26,136	23,252	29,452	14,846	15,506	26,040	30,118	308,083	
就業世帯	307,000	470,000	371,000	313,000	308,000	393,000	202,000	214,000	374,000	451,000	3,403,000	
ワーキングプア率	20.2%	10.3%	8.7%	8.4%	7.5%	7.5%	7.3%	7.2%	7.0%	6.7%	9.1%	

順位	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
2012年	栃木	群馬	石川	滋賀	岐阜	三重	鳥根	茨城	福井	富山	合計	2012年 /1992年
貧困就業世帯	36,263	35,708	20,194	23,916	30,082	29,586	9,436	43,194	8,407	10,578	247,364	3.15
就業世帯	487,400	485,600	280,900	345,400	454,300	451,600	150,500	697,800	170,700	235,400	3,759,600	地域間格差
ワーキングプア率	7.4%	7.4%	7.2%	6.9%	6.6%	6.6%	6.3%	6.2%	4.9%	4.5%	6.6%	2.06
2007年	石川	滋賀	新潟	三重	埼玉	長野	岐阜	静岡	福井	富山	合計	
貧困就業世帯	15,214	17,308	27,879	21,977	89,594	25,021	22,224	43,422	7,784	9,899	280,321	
就業世帯	315,800	360,500	597,900	484,900	1,986,500	577,100	538,300	1,055,500	194,600	274,500	6,385,600	
ワーキングプア率	4.8%	4.8%	4.7%	4.5%	4.5%	4.3%	4.1%	4.1%	4.0%	3.6%	4.4%	2.40
2002年	新潟	長野	静岡	滋賀	石川	千葉	三重	福井	山形	富山	合計	
貧困就業世帯	27,881	25,305	45,289	15,488	13,579	72,916	19,300	8,114	11,416	9,188	248,477	
就業世帯	596,200	558,700	1,010,200	347,700	307,100	1,704,400	463,300	204,400	288,200	275,400	5,755,600	
ワーキングプア率	4.7%	4.5%	4.5%	4.5%	4.4%	4.3%	4.2%	4.0%	4.0%	3.3%	4.3%	2.58
1997年	岐阜	鳥取	福島	秋田	石川	長野	滋賀	福井	富山	山形	合計	
貧困就業世帯	13,896	3,696	13,442	7,375	7,794	14,306	7,266	4,294	5,360	5,147	82,577	
就業世帯	544,000	146,000	537,000	299,000	318,000	601,000	338,000	205,000	291,000	294,000	3,573,000	
ワーキングプア率	2.6%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.4%	2.1%	2.1%	1.8%	1.8%	2.3%	2.96
1992年	茨城	静岡	神奈川	福井	岐阜	山形	石川	山梨	滋賀	富山	合計	
貧困就業世帯	17,737	23,503	54,378	3,954	10,286	5,356	5,135	3,711	4,220	1,427	129,705	
就業世帯	733,000	979,000	2,396,000	195,000	529,000	284,000	299,000	223,000	306,000	271,000	6,215,000	
ワーキングプア率	2.4%	2.4%	2.3%	2.0%	1.9%	1.9%	1.7%	1.7%	1.4%	0.5%	2.1%	4.34

5 子どもの貧困率

表7は、都道府県別子どもの貧困率の推移を表している。表7の見方は前のものと同じである。

表7 都道府県別子どもの貧困率の推移

	全国	沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川
2012年	13.8%	37.5%	20.6%	19.5%	13.8%	17.2%	16.5%	11.3%	19.9%	18.9%	16.9%	11.6%
2007年	10.0%	30.7%	14.8%	16.1%	11.7%	11.7%	16.2%	11.0%	13.3%	16.8%	12.2%	10.1%
2002年	10.5%	31.0%	14.9%	14.7%	10.9%	14.3%	13.0%	9.0%	14.3%	15.6%	13.7%	9.5%
1997年	6.0%	26.8%	9.6%	10.3%	6.8%	9.7%	7.5%	6.2%	9.9%	10.2%	8.8%	3.5%
1992年	5.4%	28.7%	14.5%	11.9%	9.7%	7.9%	10.5%	8.5%	7.9%	9.2%	9.7%	2.9%
2012年-1992年	8.4	<u>8.8</u>	6.1	7.6	4.1	<u>9.3</u>	6.0	2.8	<u>12.0</u>	<u>9.7</u>	7.2	<u>8.6</u>
2012年-2007年	3.8	<u>6.8</u>	<u>5.8</u>	3.3	2.1	<u>5.5</u>	0.3	0.3	<u>6.7</u>	2.2	<u>4.7</u>	1.4

徳島	山口	広島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
12.4%	13.5%	14.9%	15.7%	9.2%	14.5%	17.5%	11.7%	15.4%	21.8%	17.2%	8.6%
11.2%	9.0%	10.0%	8.1%	7.2%	10.3%	13.8%	8.9%	12.6%	16.3%	15.3%	7.1%
11.8%	9.2%	10.0%	9.8%	9.0%	8.1%	13.6%	8.7%	14.5%	19.2%	15.0%	7.5%
9.0%	6.6%	6.6%	6.3%	2.8%	2.3%	7.8%	4.5%	7.7%	8.4%	10.4%	3.0%
8.8%	6.0%	4.3%	3.5%	4.3%	4.4%	6.1%	3.6%	5.8%	8.0%	7.8%	2.1%
3.6	7.5	<u>10.6</u>	<u>12.3</u>	4.9	<u>10.1</u>	<u>11.3</u>	8.1	<u>9.6</u>	<u>13.8</u>	<u>9.4</u>	6.6
1.2	<u>4.5</u>	<u>4.9</u>	<u>7.7</u>	2.0	<u>4.2</u>	3.7	2.8	2.8	<u>5.5</u>	1.9	1.6

三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京
9.5%	10.9%	10.8%	9.4%	11.1%	11.7%	5.5%	10.0%	6.0%	12.0%	11.2%	10.3%
4.8%	7.3%	6.7%	7.2%	6.1%	8.3%	4.6%	5.6%	4.7%	6.5%	7.2%	8.1%
6.2%	8.4%	6.8%	7.4%	7.1%	8.7%	5.2%	5.5%	4.6%	6.2%	7.5%	8.9%
3.9%	4.0%	3.7%	3.3%	2.5%	3.4%	1.0%	3.1%	2.2%	3.4%	4.1%	5.7%
4.0%	3.6%	3.5%	2.5%	3.0%	4.8%	2.7%	1.6%	0.5%	2.2%	3.4%	4.4%
5.5	7.4	7.4	6.9	8.1	6.9	2.8	8.4	5.5	<u>9.8</u>	7.8	5.9
<u>4.7</u>	3.7	<u>4.1</u>	2.2	<u>5.0</u>	3.4	0.9	<u>4.3</u>	1.4	<u>5.5</u>	<u>3.9</u>	2.2

千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
10.4%	12.2%	10.3%	10.4%	8.6%	11.6%	12.0%	9.9%	15.3%	13.9%	17.6%	19.7%
6.5%	6.9%	8.2%	8.0%	7.0%	9.0%	5.7%	12.1%	10.9%	11.2%	13.7%	14.7%
6.2%	7.7%	10.0%	7.3%	6.3%	9.4%	4.9%	9.0%	10.1%	9.8%	11.5%	13.6%
4.8%	4.0%	6.0%	3.5%	4.7%	4.2%	1.9%	3.9%	4.9%	7.7%	7.0%	6.0%
3.1%	3.3%	3.8%	2.9%	4.1%	4.8%	2.0%	4.3%	4.7%	5.8%	8.9%	8.0%
7.2	<u>8.9</u>	6.5	7.5	4.5	6.8	<u>10.1</u>	5.6	<u>10.7</u>	8.1	<u>8.7</u>	<u>11.7</u>
<u>3.9</u>	<u>5.3</u>	2.1	2.3	1.6	2.6	<u>6.4</u>	-2.2	<u>4.5</u>	2.7	<u>3.9</u>	<u>5.0</u>

全国の子どもの貧困率は、5.4% (1992年) →6.0% (1997年) →10.5% (2002年) →10.0% (2007年) →13.8% (2012年) と推移している。全国の子どものいる貧困世帯数は、70万世帯 (1992年) →69万世帯 (1997年) →119万世帯 (2002年) →106万世帯 (2007年) →146万世帯 (2012年) と推移している。両数値の推移については、貧困率やワーキングプア率の節で見た場合と同様であり、1997年～2002年と2007年～2012年に2つの画期があり、この画期ごとに両数値は大きく高まっている。

都道府県別子どもの貧困率の推移について見てみよう。表7を見ると、これも概して関西以西と東北以北において子どもの貧困率が高い。ここでも沖縄の数値の高さが際立つ。2012年の数値で37.5%である。

上昇幅について見てみよう。沖縄、九州（鹿児島、熊本、福岡）、四国（高知、愛媛、香川）、中国（山口、広島、岡山、鳥取）、近畿（和歌山、兵庫、大阪、京都、三重）、中部（静岡、長野、石川、新潟）、関東（神奈川、千葉、埼玉）、東北（山形、宮城、青森）、北海道、と全国いたるところで急増している。

子どもの貧困率の地域間格差の推移を見てみる。地域間格差を検討する方法は、これまでと同様である。表8は子どもの貧困率の地域間格差を表している。

地域間格差（上位10地域子どもの貧困率／下位10地域子どもの貧困率）は、5.37倍（1992年）→3.77倍（1997年）→2.70倍（2002年）→2.61倍（2007年）→2.35倍（2012年）と年を経るごとに縮小している。これは、上位10地域の子どもの貧困率が12.5%（1992年）→21.0%（2012年）と1.69倍の伸び率だったのに対し、下位10地域の子どもの貧困率は2.3%（1992年）→8.9%（2012年）と3.85倍という大きな伸び率を示したからである。子どもの貧困率でも高位平準化が進んでいる。

6 捕捉率

最後に捕捉率について見てみよう。表9は都道府県別の捕捉率の推移を示した表である。網掛けが施されている箇所は、全国の捕捉率よりも低い地域を表している。また、捕捉率の上昇幅が全国よりも低いところには二重線が引かれてある。

全国の捕捉率は、14.9%（1992年）→13.1%（1997年）→11.6%（2002年）→14.3%（2007年）→15.5%（2012年）と推移している。2002年の11.6%を底にして、2007年、2012年と捕捉率は上昇している。

この上昇の原因は、2006年以降、貧困問題に取り組む社会運動の隆盛と、それらを多くのマスコミが報じたことによって、「水際作戦」に象徴される生活保護行政が多少緩和されたからではないだろうか⁶。しかし、あくまで緩和の程度は多少であって、全体的に見れば、この20年、全国の捕捉率は10%前半辺りを行き来したに過ぎない。生活保護基準以下の収入にもかかわらず、日本ではそのうち8割以上の世帯が生活保護制度から排除され続けているのである。

都道府県別捕捉率の推移を見ると、網掛け地域が非常に多いことが目を引く。全国よりも捕捉率が低い地域が蔓延しているのだ。ただし、そうした中でも、20年間、高捕捉率を保っている地域がわずかに存在する。福岡、高知、大阪、神奈川、東京、青森、北海道の7地域である⁷。特に福岡、高知、大阪、青森、北海道は、表3で確認したように恒常的な高貧困率地域であった。それにもかかわらず、高捕捉率を維持していることは注目に値する。

6 論壇で貧困問題が注目されることになった嘴矢の論考は、湯浅 [2006] だったと思われる。

7 もちろん、「高捕捉率」といっても、最高でも24.7%（1992年の福岡）に過ぎない。

表8 子どもの貧困率の格差

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
2012年	沖縄	大阪	鹿児島	福岡	北海道	宮崎	高知	青森	和歌山	京都	合計	2012年 /1992年
貧困世帯数	51,202	161,914	29,449	83,464	86,114	18,348	11,359	17,425	14,128	37,717	511,120	1.69
総世帯数	136,600	742,500	142,800	418,800	437,000	94,200	60,000	99,000	80,800	219,400	2,431,100	
貧困率	37.5%	21.8%	20.6%	19.9%	19.7%	19.5%	18.9%	17.6%	17.5%	17.2%	21.0%	
2007年	沖縄	高知	大阪	長崎	宮崎	京都	鹿児島	北海道	和歌山	青森	合計	
貧困世帯数	40,398	9,706	128,117	18,135	15,600	32,037	21,947	64,974	11,348	14,781	357,044	
総世帯数	131,800	57,900	784,100	111,800	96,700	209,900	148,000	441,900	82,400	107,800	2,172,300	
貧困率	30.7%	16.8%	16.3%	16.2%	16.1%	15.3%	14.8%	14.7%	13.8%	13.7%	16.4%	
2002年	沖縄	大阪	高知	京都	鹿児島	宮崎	兵庫	熊本	福岡	愛媛	合計	
貧困世帯数	43,103	152,650	10,138	34,788	23,620	15,297	77,578	22,687	63,055	18,138	461,052	
総世帯数	139,200	796,700	65,000	231,300	158,800	104,200	535,800	158,200	440,500	132,500	2,762,200	
貧困率	31.0%	19.2%	15.6%	15.0%	14.9%	14.7%	14.5%	14.3%	14.3%	13.7%	16.7%	
1997年	沖縄	京都	宮崎	高知	福岡	熊本	鹿児島	徳島	愛媛	大阪	合計	
貧困世帯数	36,445	24,015	11,889	6,730	46,395	16,449	16,963	6,483	12,442	68,538	246,349	
総世帯数	136,000	232,000	115,000	66,000	469,000	169,000	176,000	72,000	141,000	816,000	2,392,000	
貧困率	26.8%	10.4%	10.3%	10.2%	9.9%	9.7%	9.6%	9.0%	8.8%	8.4%	10.3%	
1992年	沖縄	鹿児島	宮崎	長崎	愛媛	大分	高知	青森	徳島	佐賀	合計	
貧困世帯数	39,544	27,305	14,504	17,153	15,405	11,891	7,109	13,420	7,482	7,374	161,187	
総世帯数	138,000	188,000	122,000	164,000	159,000	123,000	77,000	150,000	85,000	87,000	1,293,000	
貧困率	28.7%	14.5%	11.9%	10.5%	9.7%	9.7%	9.2%	8.9%	8.8%	8.5%	12.5%	

順位	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
2012年	群馬	石川	秋田	三重	岐阜	島根	滋賀	茨城	富山	福井	合計	2012年 /1992年
貧困世帯数	16,873	9,505	7,118	15,040	15,931	4,495	11,298	19,558	5,109	3,315	108,243	3.85
総世帯数	164,100	95,400	72,100	157,900	170,000	48,600	130,700	228,100	84,500	60,400	1,211,800	地域間格差
貧困率	10.3%	10.0%	9.9%	9.5%	9.4%	9.2%	8.6%	8.6%	6.0%	5.5%	8.9%	2.35
2007年	埼玉	静岡	千葉	新潟	長野	山形	石川	三重	富山	福井	合計	
貧困世帯数	43,858	22,220	33,480	12,228	10,773	4,917	5,579	7,311	3,943	3,029	147,337	
総世帯数	638,200	331,400	515,900	189,100	178,000	86,800	99,000	151,900	84,000	65,400	2,339,700	
貧困率	6.9%	6.7%	6.5%	6.5%	6.1%	5.7%	5.6%	4.8%	4.7%	4.6%	6.3%	2.61
2002年	長野	静岡	茨城	三重	新潟	千葉	石川	福井	山形	富山	合計	
貧困世帯数	13,291	23,254	16,841	10,294	12,370	33,859	5,568	3,630	4,898	4,234	128,240	
総世帯数	186,700	343,700	265,300	164,900	199,800	548,400	102,100	69,900	99,500	92,400	2,072,700	
貧困率	7.1%	6.8%	6.3%	6.2%	6.2%	6.2%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	6.2%	2.70
1997年	新潟	岐阜	石川	滋賀	島根	長野	鳥取	富山	山形	福井	合計	
貧困世帯数	7,676	6,286	3,336	4,047	1,862	5,095	1,247	2,219	2,028	723	34,518	
総世帯数	226,000	191,000	109,000	133,000	66,000	201,000	55,000	101,000	107,000	75,000	1,264,000	
貧困率	3.4%	3.3%	3.1%	3.0%	2.8%	2.5%	2.3%	2.2%	1.9%	1.0%	2.7%	3.77
1992年	長野	香川	栃木	福井	岐阜	新潟	滋賀	山形	石川	富山	合計	
貧困世帯数	6,616	3,002	6,037	2,215	5,308	5,357	2,865	2,269	1,911	538	36,119	
総世帯数	221,000	103,000	209,000	81,000	214,000	248,000	137,000	116,000	121,000	106,000	1,556,000	
貧困率	3.0%	2.9%	2.9%	2.7%	2.5%	2.2%	2.1%	2.0%	1.6%	0.5%	2.3%	5.37

表9 都道府県別捕捉率の推移

	全国	沖縄	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川
2012年	15.5%	11.5%	12.3%	11.5%	14.1%	11.3%	16.2%	11.8%	20.0%	18.7%	13.4%	11.6%
2007年	14.3%	9.8%	11.0%	9.8%	13.1%	9.1%	14.3%	8.9%	17.8%	16.3%	10.8%	10.8%
2002年	11.6%	8.1%	8.6%	9.2%	11.3%	7.8%	13.5%	9.3%	16.5%	14.9%	9.4%	9.5%
1997年	13.1%	8.3%	9.2%	10.2%	12.3%	9.4%	15.3%	9.9%	18.8%	16.4%	10.1%	12.9%
1992年	14.9%	7.9%	9.0%	10.4%	11.6%	10.0%	14.0%	14.0%	24.7%	19.1%	11.2%	13.9%
2012年－1992年	0.6	3.7	3.3	1.1	2.5	1.3	2.1	<u>-2.2</u>	<u>-4.8</u>	<u>-0.4</u>	2.2	<u>-2.3</u>
2012年－2007年	1.1	1.7	1.3	1.7	<u>1.1</u>	2.2	1.9	3.0	2.1	2.5	2.6	<u>0.8</u>

徳島	山口	広島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀
15.5%	12.0%	16.0%	11.1%	9.6%	11.9%	12.8%	14.4%	15.5%	23.6%	15.8%	10.3%
13.8%	11.0%	14.5%	11.5%	7.9%	10.7%	11.8%	17.1%	14.6%	20.5%	15.5%	9.7%
12.0%	11.9%	10.8%	10.1%	6.2%	9.6%	9.5%	13.2%	11.4%	14.3%	11.5%	8.9%
13.2%	10.9%	10.7%	11.1%	9.1%	12.2%	9.9%	17.1%	13.9%	18.7%	14.4%	11.5%
17.0%	13.9%	13.6%	13.0%	8.2%	14.9%	13.4%	17.8%	18.5%	18.6%	19.3%	14.6%
<u>-1.5</u>	<u>-1.9</u>	2.4	<u>-1.9</u>	1.3	<u>-3.0</u>	<u>-0.6</u>	<u>-3.5</u>	<u>-2.9</u>	5.0	<u>-3.4</u>	<u>-4.3</u>
1.6	<u>0.9</u>	1.5	<u>-0.4</u>	1.7	1.2	<u>1.0</u>	<u>-2.8</u>	<u>0.9</u>	3.1	<u>0.3</u>	<u>0.6</u>

三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京
11.3%	12.9%	9.7%	7.9%	6.6%	7.1%	8.8%	8.1%	6.5%	10.2%	16.3%	19.7%
11.8%	9.9%	9.5%	6.8%	6.0%	5.4%	5.2%	7.3%	5.4%	8.9%	18.5%	19.2%
11.0%	7.5%	6.7%	5.0%	5.1%	4.9%	4.9%	6.9%	4.4%	7.1%	14.2%	14.8%
11.0%	8.6%	7.1%	6.3%	7.0%	5.7%	6.3%	6.6%	6.5%	9.3%	16.3%	16.3%
14.7%	11.0%	7.6%	7.5%	8.4%	7.3%	7.0%	8.5%	12.1%	10.8%	18.5%	17.8%
<u>-3.4</u>	1.9	2.1	<u>0.5</u>	<u>-1.8</u>	<u>-0.2</u>	1.8	<u>-0.4</u>	<u>-5.6</u>	<u>-0.5</u>	<u>-2.1</u>	1.9
<u>-0.5</u>	3.0	<u>0.2</u>	<u>1.1</u>	<u>0.6</u>	1.7	3.6	<u>0.8</u>	1.2	1.3	<u>-2.2</u>	<u>0.5</u>

千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
14.4%	13.2%	8.6%	12.6%	11.7%	10.3%	8.1%	15.1%	9.8%	10.3%	17.5%	21.6%
12.4%	12.5%	6.8%	11.7%	10.2%	10.6%	7.5%	12.5%	10.1%	9.4%	17.8%	20.7%
10.0%	8.5%	6.2%	9.3%	8.4%	9.3%	7.6%	11.8%	7.8%	7.6%	15.0%	20.3%
9.1%	9.6%	6.3%	8.7%	9.2%	12.3%	10.5%	14.3%	9.4%	9.1%	16.5%	20.5%
10.7%	9.5%	7.6%	8.7%	11.5%	11.3%	12.9%	16.9%	10.4%	11.3%	18.0%	24.0%
3.7	3.8	1.0	3.9	<u>0.2</u>	<u>-1.0</u>	<u>-4.9</u>	<u>-1.9</u>	<u>-0.6</u>	<u>-1.0</u>	<u>-0.5</u>	<u>-2.3</u>
2.0	<u>0.7</u>	1.8	<u>0.9</u>	1.5	<u>-0.3</u>	<u>0.6</u>	2.6	<u>-0.3</u>	<u>0.9</u>	<u>-0.3</u>	<u>0.9</u>

一方、低捕捉率地域に注目しよう。表3では、京都以西と秋田以北の地域で貧困率が全国よりも高い傾向にあることを指摘した。それを念頭に低捕捉率地域を見ると、低貧困率地域（滋賀～山形）のうち、神奈川と東京を除くすべての地域が、恒常的に捕捉率が低くなっていることが分かる。これらの地域では、貧困率の低さに安住して、必要な貧困対策をとってこなかったのではないだろうか。そして、京都以西と秋田以北の高貧困率地域であり、なおかつ低捕捉率となっている地域が、最も深刻な地域であることは言うまでもない。

上昇幅について見てみよう。気になるのは、先に見た7つの高捕捉率地域でも、大阪を除くすべての地域で、この20年間あるいは直近5年間（または、いずれでも）で、上昇幅が全国を下回っていることである。

こうした結果、捕捉率の地域間格差はどうなっているのだろうか。表10は、捕捉率の地域間格差の推移を表している。地域間格差の比較方法は、捕捉率上位10の地域の合計生活保護世帯数を合計貧困世帯数で除して得られた捕捉率を、捕捉率下位10 (38位~47位) の地域の同様の方法で得られた捕捉率で比較した。

表10を見て分かるように、地域間格差 (上位10地域捕捉率/下位10地域捕捉率) は、2.53倍 (1992年) →2.35倍 (1997年) →2.56倍 (2002年) →2.77倍 (2007年) →2.38倍 (2012年) と推移しており、1992年と比較して2007年は地域間格差が縮小している。これは、上位10地域の捕捉率が20.0% (1992年) →19.7% (2012年) と0.99倍の伸び率だったのに対し、下位10地域の捕捉率の伸び率はそれを上回り、7.9% (1992年) →8.3% (2012年) と1.04倍だったことによる。

地域間格差が縮小したと言っても、上位10地域の捕捉率が低下していること、さらには未だに2.38倍の地域間格差があることに注意する必要がある。本来であれば、生活保護制度の実施方法に地域間で格差があること自体、許されないことである。

それでは、捕捉率の地域間格差が生じる原因は何なのであろうか。この点に関して立命館大学教授の唐鎌直義氏は、生活保護の受給率に地域間で大きな格差が存在することに言及した後で、次のように述べている [都留・唐鎌2015: 54-55]。

「(生活保護の受給率が—戸室注) 低い地域に共通しているのは、東京や名古屋や大阪といった大都市に労働力を供給してきた地域だという点です。若い労働者が都会に出てしまうので、地域には中高年齢者が残ります。地縁・血縁という世間体第一の古いコミュニティのなかで生きていますから、生活保護を申請するには余程の勇気が必要でしょう」。

さらに別のインタビューでは、生活保護制度の地域格差の問題を、自治体間における財政力の違いから説明している。

「(…) 憲法25条の生存権を担保しているのが生活保護制度ですが、実際にはその生存権保障が全国一律で行われているとは限らないからです。

なぜ全国一律で行われないのかというと、生活保護費にかかったお金の75%は国の負担で、25%が都道府県と市区町村の負担になっているからです。この仕組みでは、生活保護受給者が増えると自治体財政にまともにものしかかってくるわけですよ。だから、財政力のない自治体ほど生活保護受給者を出したくなくなるわけですね。簡単にいえば農村部ほど生活保護が出にくいという構造になる。すると生存権保障に差が出てきてしまう。地域格差が出てくるということです」 [唐鎌2014: 8-9]

唐鎌氏が指摘するこうした理由のほかにも、その地域における住民運動の影響力の大きさ (民主主義についての意識の高さ) も、捕捉率の高低に関係していると筆者は考えている。例えば、大阪は恒常的に高捕捉率地域 (2012年は23.6%で全国1位) であり、なおかつ、この20年間あるいは直近5年間の捕捉率の上昇幅は全国を上回っている (20年間の上昇幅5.0ポイントで全国1位)。その大阪について、唐鎌直義氏と都留民子氏 (県立広島大学教授) の対談で進行役を務めた寺内

表10 捕捉率の格差

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
2012年	大阪	北海道	福岡	東京	高知	青森	神奈川	長崎	広島	京都	合計	2012年 /1992年
生活保護世帯数	216,138	118,571	92,128	215,450	15,447	22,728	108,193	21,201	33,552	41,144	884,552	0.99
貧困世帯数	915,965	547,830	461,140	1,094,617	82,390	130,106	663,488	131,161	209,448	259,737	4,495,880	
捕捉率	23.6%	21.6%	20.0%	19.7%	18.7%	17.5%	16.3%	16.2%	16.0%	15.8%	19.7%	
2007年	北海道	大阪	東京	神奈川	福岡	青森	奈良	高知	京都	兵庫	合計	
生活保護世帯数	91,831	155,698	148,169	74,842	64,380	18,073	10,672	12,396	32,551	54,882	663,494	
貧困世帯数	442,922	760,848	773,503	403,493	361,096	101,613	62,328	76,215	210,033	375,944	3,567,994	
捕捉率	17.2%	17.0%	16.1%	15.6%	15.1%	15.1%	14.6%	14.0%	13.4%	12.7%	18.6%	
2002年	北海道	福岡	青森	高知	東京	大阪	神奈川	長崎	奈良	徳島	合計	
生活保護世帯数	75,250	56,730	14,200	10,250	115,910	110,820	54,950	12,780	8,840	6,950	466,680	
貧困世帯数	370,850	344,236	94,439	68,672	783,578	777,200	388,108	94,989	66,945	57,986	3,047,004	
捕捉率	16.9%	14.1%	13.1%	13.0%	12.9%	12.5%	12.4%	11.9%	11.7%	10.7%	15.3%	
1997年	北海道	福岡	大阪	奈良	青森	高知	東京	神奈川	長崎	京都	合計	
生活保護世帯数	56,825	49,654	71,208	7,058	11,280	8,742	78,480	36,411	10,560	22,073	352,291	
貧困世帯数	276,729	263,575	381,541	41,391	68,238	53,443	481,194	223,716	68,809	153,096	2,011,733	
捕捉率	17.0%	15.9%	15.7%	14.6%	14.2%	14.1%	14.0%	14.0%	13.3%	12.6%	17.5%	
1992年	福岡	北海道	京都	高知	大阪	兵庫	神奈川	青森	奈良	東京	合計	
生活保護世帯数	54,979	55,144	22,350	9,291	60,632	28,280	27,250	11,561	7,310	62,067	338,864	
貧困世帯数	222,223	230,153	115,912	48,620	325,236	153,191	147,647	64,379	41,046	349,039	1,697,447	
捕捉率	19.8%	19.3%	16.2%	16.0%	15.7%	15.6%	15.6%	15.2%	15.1%	15.1%	20.0%	

順位	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
2012年	静岡	島根	福井	群馬	石川	山形	岐阜	山梨	長野	富山	合計	2012年 /1992年
生活保護世帯数	21,251	4,441	2,861	10,402	5,857	5,452	8,914	4,635	8,431	2,974	75,218	1.04
貧困世帯数	219,850	46,423	32,506	120,793	72,265	67,386	112,485	65,174	128,408	45,458	910,748	地域間格差
捕捉率	9.7%	9.6%	8.8%	8.6%	8.1%	8.1%	7.9%	7.1%	6.6%	6.5%	8.3%	2.38
2007年	佐賀	島根	山形	石川	岐阜	群馬	長野	山梨	富山	福井	合計	
生活保護世帯数	4,500	3,325	4,033	4,288	5,291	6,727	5,582	2,803	2,143	1,834	40,526	
貧困世帯数	50,830	42,264	53,600	59,058	77,329	98,976	93,638	51,882	39,834	35,312	602,722	
捕捉率	8.1%	7.3%	7.0%	6.8%	6.4%	6.4%	5.6%	5.1%	5.1%	4.9%	6.7%	2.77
2002年	新潟	石川	静岡	島根	群馬	長野	岐阜	福井	山梨	富山	合計	
生活保護世帯数	7,750	3,570	9,420	2,570	5,610	4,530	4,170	1,620	2,260	1,830	43,330	
貧困世帯数	108,900	51,488	140,279	41,125	90,088	89,101	83,911	32,742	46,433	41,514	725,581	
捕捉率	6.6%	6.5%	6.3%	5.9%	5.9%	4.8%	4.7%	4.7%	4.6%	4.2%	6.0%	2.56
1997年	愛知	沖縄	静岡	長野	石川	富山	群馬	福井	岐阜	山梨	合計	
生活保護世帯数	16,780	9,782	6,279	3,604	2,539	1,698	3,977	1,272	3,014	1,561	50,506	
貧困世帯数	195,183	117,400	88,761	51,205	38,328	26,222	63,394	20,317	48,177	27,598	676,584	
捕捉率	7.9%	7.7%	6.6%	6.6%	6.2%	6.1%	5.9%	5.9%	5.9%	5.4%	7.5%	2.35
1992年	栃木	石川	長野	島根	沖縄	群馬	静岡	岐阜	山梨	福井	合計	
生活保護世帯数	3,890	2,595	3,697	2,587	8,964	3,748	5,258	2,969	1,454	1,312	36,474	
貧困世帯数	44,561	30,660	44,224	31,471	113,844	49,204	69,109	39,734	20,009	18,635	461,452	
捕捉率	8.0%	7.8%	7.7%	7.6%	7.3%	7.1%	7.1%	7.0%	6.8%	6.6%	7.9%	2.53

順子氏（大阪社会保障推進協議会事務局長）が、次のように述べている〔都留・唐鎌2015：69-70〕。

「寺内 （生活保護を一戸室注）受ける人を増やしたらいいんですね。大阪の地域の運動はそれをやっています。門真市には社保協（社会保障推進協議会）があって、生活相談を活発にしているんですけど、その事務局長が言っていたのは「とにかく生活保護に全部つなげます」ということでした。もうこれしかないんだから、いいじゃないかって。

唐鎌 そうですよ。日本には生活保護しかないんですよ。

寺内 地域の本当に小さい労働組合では、生活保護を受けさせているっていう事例がいっぱいあるんです。でも、解決するまで時間がかかるじゃないですか。カンパなんかでは無理なんですよ。でも大阪の門真市は、行政の方もけっこうすぐに受けさせるっていう姿勢ですよ。門真市はやっぱり松下電器にぐちゃぐちゃにされた町なので、地域に残ったブルーカラーの人たちが、失業して生活保護を受けているんです。府営住宅があって、中国人の残留孤児の人たちも集められている地域で、その人たちがほとんど全員受けてますからね。だから周りの自治体は、とにかく門真に住民票を移しなさいと。あそこなら受けれるからって、電車賃を渡しています。大阪市の西成区に続いて門真市は受給率が高く、3.7%です」。

捕捉率の地域間格差の原因については、より詳しい研究が求められるが、それについては今後の課題としたい。

7 おわりに

これまで見てきたように、貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率は、関西以西と東北以北の地域で、恒常的に数値が高い傾向にあった。しかし、重要なことは、それらの地域間格差が、急速に高位平準化の方向で縮小していることである。

この間、貧困率の地域間格差は、2.94倍（1992年）→1.63倍（2012年）、ワーキングプア率は4.34倍（1992年）→2.06倍（2012年）、子どもの貧困率は5.37倍（1992年）→2.35倍（2012年）へと激しく縮小した。もはや貧困は、特定の地域に固有の問題ではなく、全国一般の問題、日本各地で見られる問題へと深刻化している。

こうした中で求められる貧困対策とは、どのようなものであろうか。貧困が全国一般の問題となっているにもかかわらず、各地域レベルでの努力によって貧困の解消を図ることには不届きと限界がある。重要なことは、国が率先して貧困の削減を進めることだ。

具体的には、生活保護費の全額国庫負担化を実現するべきである。それによって、本論文で明らかにしたような2.38倍にも上る捕捉率の地域間格差を解消させ、なおかつ全国で10%台にすぎない捕捉率の上昇を期待することができる。

また、ワーキングプアを減らす政策が求められる（子どもの貧困世帯も、その多くは貧困就業世帯と重なっているであろう）。そのためには、最低賃金の金額を大幅に引き上げることや、非

正規雇用の活用を規制することが必要である。

さらに、貧困世帯を「世帯主の主な収入の種類」で分類すると、実は、最も多いのは年金・恩給の世帯である。その数は、2012年で貧困世帯数986万871世帯のうち400万7110世帯（40.6％）に達する（戸室 [2015：付表1] の全国の貧困世帯数を参照）。そのことを踏まえれば、最低保障年金制度を創設し、無年金者や低年金者の解消を図ることは喫緊の課題である。

参考文献

- 岩田正美 [2007] 『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護』 筑摩書房
- 唐鎌直義 [2014] 「餓死・孤立死の類発をまねく消費税増税 脱貧困の社会保障が過労死なくす」
『国公労調査時報』 617号
- 駒村康平 [2003] 「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』 46巻3号
- 週刊東洋経済 [2015] 「独自推計 貧困のない県も！広がる地域格差」『週刊東洋経済』 4月11日号
- 都留民子・唐鎌直義 [2015] 『日本の社会保障、やはりこの道でしょ！』 日本機関紙出版センター
- 戸室健作 [2015] 『拙稿「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」の基礎データ』 山形大学人文学部法経政策学科 Discussion Paper Series No. 2015-E02、山形大学人文学部 (<http://www-h.yamagata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/12/2015-E02.pdf>)
- 戸室健作 [2013] 「近年における都道府県別貧困率の推移について—ワーキングプアを中心に」『山形大学紀要（社会科学）』 43巻2号
- 山家悠紀夫 [2014] 『アベノミクスと暮らしのゆくえ』 岩波書店
- 湯浅誠 [2006] 「「格差ではなく貧困の議論を」（上・下）」『賃金と社会保障』 1428号、1429号

Trends Observed in Poverty Rates, Working Poor Rates, Child Poverty Rates and Take-Up Rates of Public Assistance Across 47 Prefectures in Japan

TOMURO Kensaku

This paper has two aims. Firstly, to clarify recent poverty rates, working poor rates, child poverty rates and take-up rates of public assistance across 47 prefectures. It is the first paper to clarify child poverty rates across 47 prefectures. Secondly, to examine the trends for each rate between 1992 and 2012.

As a result of the examination, it is recognize that poverty rates, working poor rates and child poverty rates in Kansai and its further west and Tohoku and ist further north have tendency to be always high. Besides, take-up rates of public assistance in most prefectures have tendency to be always low.

調査報告

公益法人を巡る改革についての山形県の公益法人の意識について¹

—公益法人アンケート調査結果の分析—

山形大学人文学部

金子 優 子

1. 調査の目的と概要について

平成20年12月1日からの新たな公益法人制度の施行、民主党政権下における政府関連公益法人の徹底的な見直しなどの近年の公益法人を巡る制度変更や政府との関係の見直しのなかで、平成24年経済センサス活動調査と平成23年特例民法法人概況調査を完全照合・集計して、公益法人の活動実態の変化を定量的に明らかにする研究（「公益法人を巡る改革が公益法人の活動に及ぼす影響の定量的分析・評価に関する研究」）を実施中である。

このような公益法人の活動実態の変化を定量的に明らかにすることと合わせ、公益法人の立場から見たその活動を定性的に明らかにして、今後の公益法人に係る政策の在り方や方向性を考察する際の基礎資料とするため、山形県に所在する公益法人に対するアンケート調査を実施した。

調査対象法人は、旧制度化の公益法人が新制度の法人へ移行するための期間が終了した平成25年12月1日現在で、旧公益法人から、新制度に移行が完了した法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人）として内閣府ホームページに登録されている法人のうち、山形県が所管する法人である。

調査は、平成26年11月から12月にかけて、調査票を郵送、電子メールにて送付する方式で実施した。246法人に調査票を送付し、142法人から調査票を回収した。

対象法人数、有効回答数、有効回収率は、表1に示すとおりである。法人種類別に回収率をみると、社団法人に比べ財団法人の回収率が高い傾向がみられる。

表1 法人種類別対象法人数、有効回答数、有効回収率

	対象法人数	有効回答数	有効回収率
公益財団法人	68	42	61.8%
公益社団法人	58	32	55.2%
一般財団法人（移行法人）	39	24	61.5%
一般社団法人（移行法人）	81	44	54.3%
合計	246	142	57.7%

1 本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (C)「公益法人を巡る改革が公益法人の活動に及ぼす影響の定量的分析・評価に関する研究」(課題番号25380277)(平成25年度～28年度)による研究成果の一部である。

調査事項は、次のとおりであるが、新たな法人制度に移行後、各法人の活動内容はどのように変化したのかを定性的に問うものを中心としている。

表2 調査事項の概要

項目	調査事項の概要
1	新たな法人制度へ移行後の収入金額
2	新たな法人制度へ移行後の寄付金額
3	新たな法人制度へ移行後の支出金額
4	新たな法人制度へ移行後の公益目的事業への支出
5	新たな法人制度へ移行後の収益事業への支出
6	新たな法人制度へ移行後の共益事業への支出
7	新たな法人制度へ移行後の常勤職員数
8	平成20年度における国の府省や都道府県からの補助金の有無
9	平成26年度における国の府省や都道府県からの補助金の有無
10	平成20年度と平成26年度の補助金額の比較
11	平成20年度における国の府省や都道府県からの委託費の有無
12	委託費における契約方式（平成20年度）
13	平成26年度における国の府省や都道府県からの委託費の有無
14	委託費における契約方式（平成26年度）
15	平成20年度と平成26年度の委託費の比較
16	公益目的事業についての今後の方針
17	収益事業についての今後の方針
18	共益事業についての今後の方針
19	常勤職員数についての今後の方針
20	最高意思決定機関のチェック機能
21	今回の公益法人制度改革への評価
22	我が国の公益的活動の今後の見通し
23	法人の類型
24	新たな法人制度へ移行後の資産運用方法
25	新たな法人制度へ移行後の他者への助成金
26	常勤職員数（この項目のみ実数を調査）
27	主な設立目的
28	主な事業種類

本稿では、調査結果の概要を示すこととしたい。

2. 基本的な調査結果

(1) 新制度移行後の収入の変化について（問1～2）

収入金額が新制度に移行後、「増加した」とする法人が4.2%、「減少した」とする法人が23.2%、「変わらない」とする法人が72.5%であった。

また、寄付金額の変化については「増加した」とする法人が5.1%、「減少した」とする法人が5.1%、「変わらない」とする法人が89.9%であった。

このように、収入面についてみると、変化がないとする法人がほとんどである。

(2) 新制度移行後の支出の変化について (問3～6)

支出金額が新制度に移行後、「増加した」とする法人が21.8%、「減少した」とする法人が13.4%、「変わらない」とする法人が64.8%であった。

さらに、公益目的事業、収益事業、共益事業の支出については、いずれの事業でも変化していないとするものが最も割合が高く、公益目的事業では66.2%、収益事業では87.9%、共益事業では85.0%であった。一方、支出が増加したとする事業は公益目的事業が一番高く26.1%であり、収益事業では5.7%、共益事業では5.7%であった。また、支出が減少したとするものは共益事業が最も高く9.3%であり、公益目的事業では7.7%、収益事業では6.4%であった。

(3) 新制度移行後の常勤職員数の変化 (問7)

新制度移行後の常勤職員数については、「変わらない」とするものが93.7%と最も割合が高かった。一方、「増やした」とするものは2.8%、「減らした」とするものは3.5%であった。

(4) 補助金の有無とその変化 (問8～10)

平成20年度に国の府省や都道府県から補助金を「受けていた」法人は28.9%であり、「受けていなかった」法人は71.1%であった。

平成26年度に国の府省や都道府県から補助金を「受けていた」法人は32.4%であり、「受けていなかった」法人は67.6%であった。

また、平成20年度、平成26年度の双方の年度に補助金を受けていた公益法人に対し、新制度移行後の平成26年度の補助金について尋ねたところ、「平成20年度よりも補助金が増えた」とするものは12.1%であり、「減った」とするものが28.8%であった。「変わらない」とするものが59.1%であった。

(5) 委託費の有無とその変化 (問11～15)

平成20年度に国の府省や都道府県から委託費を「受けていた」法人は25.4%であり、「受けていなかった」法人は74.6%であった。委託費を受ける場合、「随意契約」であったものは72.2%、「競争入札」であったものは27.8%であった。

平成26年度に国の府省や都道府県から委託費を「受けていた」法人は26.1%であり、「受けていなかった」法人は73.9%であった。委託費を受ける場合、「随意契約」であったものは63.4%、「競争入札」であったものは36.6%であった。

また、平成20年度、平成26年度の双方の年度に委託費を受けていた法人に対し、新制度移行後の平成26年度の委託費について尋ねたところ、「平成20年度よりも委託費が増えた」とするものは21.4%であり、「減った」とするものが30.4%であった。「変わらない」とするものが48.2%であった。

(6) 今後の事業方針について（問16～19）

今後の公益目的事業、収益事業、共益事業についての事業方針に尋ねたところ、いずれの事業でも「変えない」とするものが最も割合が高く、公益目的事業では78.2%、収益事業では82.3%、共益事業では88.3%であった。

一方、「増やす」とする事業は、公益目的事業が最も割合が高く、19.7%であり、収益事業では14.2%、共益事業では5.8%であった。また、「減らす」とするものは、共益事業が最も割合が高く5.8%で、次いで収益事業が3.5%、公益目的事業が2.1%であった。

さらに、今後の常勤職員数については「常勤職員数を変えない」とするものが最も割合が高く、91.5%であった。「増やす」とするものは3.5%、「減らす」とするものは4.9%であった。

(7) チェック機能について（問20）

理事会、社員総会などの最高意思決定機関のチェック機能について尋ねたところ、チェック機能を「十分果たしている」とするものは42.6%であり、「果たしている」とするものは53.2%であった。また、「チェック機能は不十分である」とするものは4.3%であった。

(8) 公益法人制度改革への評価（問21）

今回の公益法人制度改革について全体的な評価を聞いたところ、「どちらともいえない」とする回答が66.0%を占め最も割合が高く、「改善である」とする回答の7.8%、「改悪である」とする回答の24.1%を上回った。

(9) 将来における公益的活動について（問22）

将来の見通しについて、一般論として今後我が国の公益的活動に関する予想を尋ねたところ、「拡大する」という回答が25.7%、「むしろ縮小する」という回答が39.7%、「制度変更や行政改革の影響はない」という回答が34.6%であった。

(10) 法人の種類（問23）

回答が得られた法人類型別の割合は「一般社団法人」が31.0%を占め最も割合が高く、次いで「公益財団法人」が29.6%、「公益社団法人」が22.5%、「一般財団法人」が16.9%であった。

(11) 資産運用及び助成金の変化について（問24～25）

公益財団法人および一般財団法人に対し、新制度移行後の資産運用について尋ねたところ、「変化があった」とするものが14.5%、「変化がなかった」とするものが85.5%であった。

また、同様に、新制度移行後に他者への助成金について尋ねたところ、「助成金が増えた」とするものが11.6%、「減った」とするものが11.6%、「変わらない」とするものが76.8%であった。

(12) 常勤職員数について (問26)

常勤 (週3日以上出勤する者で、いわゆるパート・アルバイトも含む) 職員数について尋ねたところ、回答が得られた法人の合計職員数は1,222人、1法人当たりの職員数は8.62人であった。

(13) 設立目的について (問27)

法人の設立目的について、「生活一般」、「教育・学術・文化」、「政治・行政」、「産業」からいずれか1つを選択してもらった。

最も割合が高かったのは家庭生活、保健、医療、体育、保育、福祉、職業などを目的とした「生活一般」が43.4%であった。次いで、教育、育英、学術、文化などを目的とした「教育・学術・文化」が31.5%、金融、農林水産、運輸、建設などを目的とした「産業」が17.5%であり、政治、財政、地方行政などを目的とした「政治・行政」が7.7%であった。

(14) 主な事業種類について (問28)

法人の主な事業種類について「振興・奨励」、「指導・育成」、「調査・研究」、「普及・広報」、「検査・検定」、「交流」、「共済」、「施設の運営」からいずれか1つを選択してもらった。

その結果、振興、助成、貸与などを行う「振興・奨励」が29.4%と最も割合が高かった。続いて、教育、相談、研修会などを行う「指導・育成」が22.4%、「施設の運営」を行うものが11.2%であった。研究、情報の収集、情報資料の作成などを行う「調査・研究」は8.4%、普及、雑誌・図書の出版などを行う「普及・広報」は7.0%であった。検査、検定、資格の付与などを行う「検査・検定」は2.1%、共済、補償を行う「共済」は同じく2.1%であった。国内交流、国際交流を行う「交流」については0.7%であり、「その他」が16.8%であった。

表3 昨今の改革が公益法人の活動に及ぼす影響に関するアンケート調査の結果 (確報)

調査項目		回答法人数	回答法人の割合 (%)
問1	新たな法人制度へ移行後の収入金額	増加	6 4.2%
		減少	33 23.2%
		変化なし	103 72.5%
		計	142 100.0%
問2	新たな法人制度へ移行後の寄付金額	増加	7 5.1%
		減少	7 5.1%
		変化なし	124 89.9%
		計	138 100.0%
問3	新たな法人制度へ移行後の支出金額	増加	31 21.8%
		減少	19 13.4%
		変化なし	92 64.8%
		計	142 100.0%

公益法人を巡る改革についての山形県の公益法人の意識について——金子

	調査項目	回答法人数	回答法人の割合 (%)
問4	新たな法人制度へ移行後の公益目的事業への支出	増加	37 26.1%
		減少	11 7.7%
		変化なし	94 66.2%
		計	142 100.0%
問5	新たな法人制度へ移行後の収益事業への支出	増加	8 5.7%
		減少	9 6.4%
		変化なし	124 87.9%
		計	141 100.0%
問6	新たな法人制度へ移行後の共益事業への支出	増加	8 5.7%
		減少	13 9.3%
		変化なし	119 85.0%
		計	140 100.0%
問7	新たな法人制度へ移行後の常勤職員数	増加	4 2.8%
		減少	5 3.5%
		変化なし	133 93.7%
		計	142 100.0%
問8	平成20年度における国の府省や都道府県からの補助金の有無	あり	41 28.9%
		なし	101 71.1%
		計	142 100.0%
問9	平成26年度における国の府省や都道府県からの補助金の有無	あり	46 32.4%
		なし	96 67.6%
		計	142 100.0%
問10	20年度と26年度の補助金額の比較	増加	8 12.1%
		減少	19 28.8%
		変化なし	39 59.1%
		計	66 100.0%
問11	平成20年度における国の府省や都道府県からの委託費の有無	あり	36 25.4%
		なし	106 74.6%
		計	142 100.0%
問12	委託費における契約方式 (20年度)	随意契約	26 72.2%
		競争入札	10 27.8%
		計	36 100.0%
問13	平成26年度における国の府省や都道府県からの委託費の有無	あり	37 26.1%
		なし	105 73.9%
		計	142 100.0%
問14	委託費における契約方式 (26年度)	随意契約	26 63.4%
		競争入札	15 36.6%
		計	41 100.0%
問15	20年度と26年度の委託費の比較	増加	12 21.4%
		減少	17 30.4%
		変化なし	27 48.2%
		計	56 100.0%
問16	公益目的事業についての今後の方針	増やす	28 19.7%
		減らす	3 2.1%
		変えない	111 78.2%
		計	142 100.0%

	調査項目	回答法人数	回答法人の割合 (%)	
問17	収益事業についての今後の方針	増やす	20	14.2%
		減らす	5	3.5%
		変えない	116	82.3%
		計	141	100.0%
問18	共益事業についての今後の方針	増やす	8	5.8%
		減らす	8	5.8%
		変えない	121	88.3%
		計	137	100.0%
問19	常勤職員数についての今後の方針	増やす	5	3.5%
		減らす	7	4.9%
		変えない	130	91.5%
		計	142	100.0%
問20	最高意思決定機関のチェック機能	十分果たしている	60	42.6%
		果たしている	75	53.2%
		不十分である	6	4.3%
		計	141	100.0%
問21	今回の公益法人制度改革への評価	改善	11	7.8%
		改悪	34	24.1%
		どちらともいえない	93	66.0%
		その他	3	2.1%
		計	141	100.0%
問22	我が国の公益的活動の今後の見通し	拡大	35	25.7%
		縮小	54	39.7%
		変化なし	47	34.6%
		計	136	100.0%
問23	法人の種類	公益財団法人	42	29.6%
		公益社団法人	32	22.5%
		一般財団法人	24	16.9%
		一般社団法人	44	31.0%
		計	142	100.0%
問24	新たな法人制度へ移行後の資産運用方法	変化あり	10	14.5%
		変化なし	59	85.5%
		計	69	100.0%
問25	新たな法人制度へ移行後の他者への助成金	増加	8	11.6%
		変化なし	53	76.8%
		減少	8	11.6%
		計	69	100.0%
問26	常勤職員数	回答法人合計 (人)	1,222	-
		平均職員数(人)	8.62	-
問27	主な設立目的	生活一般	62	43.4%
		教育・学術・文化	45	31.5%
		政治・行政	11	7.7%
		産業	25	17.5%
		計	143	100.0%

調査項目		回答法人数	回答法人の割合 (%)	
問28	主な事業種類	振興・奨励	42	29.4%
		指導・育成	32	22.4%
		調査・研究	12	8.4%
		普及・広報	10	7.0%
		検査・検定	3	2.1%
		交流	1	0.7%
		共済	3	2.1%
		施設の運営	16	11.2%
		その他	24	16.8%
		計	143	100.0%

注1：回答法人の割合は、回答数全体を100%として、問の各選択肢への回答数を比率（%）で表示している。

注2：回答法人の割合は、小数点以下2桁で四捨五入し、小数点1桁で表示している。

3. 平成20年調査結果との比較

筆者は、新たな公益法人制度の施行前である平成20年9月から10月にかけて、全国の公益法人を対象に調査用の Website を利用する方式で新たな公益法人制度の下で各法人がどのような方向で対応しようとしているかを中心とした調査事項によるアンケート調査を実施している（調査結果については、金子優子, 2012を参照のこと）。

今回の調査は山形県所管の法人のみを対象としているが、参考までに平成20年調査の結果と比較してみよう。以下において、平成20年調査を平成20年全国調査、今回調査を平成26年山形県調査と記述する。

両調査に共通する調査事項は、公益目的事業、収益事業、共益事業、常勤職員数についての今後の方針（増やす、減らす、変えない）、今回の公益法人制度改革への評価（改善、改悪、どちらともいえない、その他）及び我が国の公益的活動の今後の見通しである。

公益目的事業、収益事業、共益事業、常勤職員数についての今後の方針は、平成20年全国調査結果と26年山形県調査結果の間に大きな違いは見られない。変えないという方針が80%程度を超えている。

一方、今回の公益法人制度改革への評価については、平成20年全国調査では「改善」とする回答が3割を超えていたのに、平成26年山形県調査では7.8%と10%を割っている。改悪の回答割合は同程度となっている。「どちらともいえない」とする回答の割合をみると、平成20年全国調査では37.4%であったものが、平成26年山形県調査では66.0%となっている。

我が国の公益的活動の今後の見通しについても、平成20年全国調査と平成26年山形県調査の間で回答傾向に差がみられる。平成20年全国調査では「縮小する」とする回答が5割を超えていたが、平成26年山形県調査では40%程度となっている。「拡大する」とする回答は、平成20年全国調査に比べ平成26年山形県調査では、9.2ポイント上回っている。

表4 平成26年山形県調査結果と平成20年全国調査結果の比較

		平成26年 山形県調査結果	平成20年 全国調査結果
公益目的事業についての今後の方針	増やす	19.7%	19.1%
	減らす	2.1%	1.3%
	変えない	78.2%	79.6%
	計	100.0%	100.0%
収益事業についての今後の方針	増やす	14.2%	8.8%
	減らす	3.5%	3.5%
	変えない	82.3%	87.8%
	計	100.0%	100.0%
共益事業についての今後の方針	増やす	5.8%	7.7%
	減らす	5.8%	2.7%
	変えない	88.3%	89.6%
	計	100.0%	100.0%
常勤職員数についての今後の方針	増やす	3.5%	7.2%
	減らす	4.9%	3.4%
	変えない	91.5%	89.4%
	計	100.0%	100.0%
今回の公益法人制度改革への評価	改善	7.8%	31.5%
	改悪	24.1%	26.9%
	どちらともいえない	66.0%	37.4%
	その他	2.1%	4.2%
	計	100.0%	100.0%
我が国の公益的活動の今後の見通し	拡大	25.7%	16.5%
	縮小	39.7%	51.6%
	変化なし	34.6%	31.9%
	計	100.0%	100.0%

4. まとめと考察

山形県所管の旧公益法人の公益法人改革前後の活動実態の変化について次のような特徴がみられた。

新たな公益法人制度への移行後の収入・支出については、収入は減少傾向がみられ、支出には増加傾向がみられる。目的別の支出をみると、収益事業や共益事業に比して公益目的事業への増加傾向がみられる。

国の府省や都道府県からの補助金については、補助金を受けている法人の割合が平成26年度は平成20年度に比べ3.5ポイント上昇している一方で、補助金額は減少したとする法人が約3割に上っている。補助金を支給する地方公共団体等において、補助金額を抑えつつ、支給先を多様化させたのではないかと考えられる。

国の府省や都道府県からの委託費については、委託費を受けている法人の割合は平成20年度と平成26年度の間あまり変化はみられない。また、委託費の金額にも大きな変化はみられない。

委託費を受けている法人は都道府県等の業務の外部化に伴って設立されたものも多いことが背景にあると考えられる。委託費の契約方式については、競争入札の割合が8.8ポイント上昇している。都道府県等の業務の外部化と随意契約が一体になって事務の効率化が進められてきたが、ここに来て、さらなる効率化と手続の透明性確保が図られつつあることがうかがえる。

公益目的事業、収益事業、共益事業、常勤職員数についての今後の方針について、新たな公益法人制度への移行後の実績と比較してみると、公益目的事業への支出は変えないとする法人の割合が高く、収益事業への支出は増やすとする法人の割合が高くなっている。共益事業への支出及び常勤職員数には実績と方針に差がみられない。

今回の公益法人制度改革について改善とする法人の割合が1割にも満たない点については、さらなる背景の把握が必要であろう。

我が国の公益的活動の今後の見通しについては、平成20年全国調査との比較では、縮小とする法人の割合が低いものとなり、拡大とする法人の割合が高く四分の一を超えるなど、我が国の公益的活動拡大への期待が示されている。

今回の調査結果から想定される山形県所管の旧公益法人の事業活動への方向性は次のようなものと考えられる。

「収入は減少傾向の中で支出は増加気味であり、公益目的事業への支出は増やしてきたが、今後は収益事業への支出も増やしたい。補助金獲得への努力をする。委託費については競争入札への対応力を高めたい。職員の体制は現状維持。一般論として我が国の公益的活動が拡大することが期待され、その中で中心的な役割を果たしていきたい。」

冒頭にも述べたが、公益法人改革前後における公益法人の活動実態の変化を定量的に明らかにする研究を進めており、この調査結果は定量的データの分析と合わせて、公益法人改革前後の公益法人の活動実態と今後の動向を分析する中で利活用する予定である。

参考文献

- 総務省, 2005, 平成17年度 公益法人に関する年次報告
総務省, 2007, 平成19年度 公益法人に関する年次報告
総務省, 2008, 平成20年度 公益法人に関する年次報告
内閣府, 2012, 平成24年度 特例民法法人に関する年次報告
金子優子編著, 2012, 『独自開発データから読み解く公益法人の構造』多賀出版
金子優子, 2015, 「行政委託型法人等の収入分析—平成16年と平成23年のデータを用いて—」, 山形大学紀要 (社会科学), 第46巻第1号, pp.91-103

調査報告

山形県高畠町におけるデマンド型交通の調査報告^{1, 2}

—デマンドタクシーの調査報告—

山形大学人文学部法経政策学科

砂 田 洋 志

1. はじめに

本稿の目的は平成26年10月に視察した山形県高畠町のデマンドタクシーを紹介することである。同町では平成17年12月から3台の車両を用いてデマンドタクシーを運行している。約10年前に導入されているので、デマンド型交通が普及し始めてから比較的早い時点でデマンド型交通を導入したと言える。この時期にデマンド型交通を導入する場合、予約受付運行システムも併せて導入するならば東日本電信電話株式会社（以後、NTT東日本と略記する）製を始めとする‘電話回線’による通信機能を備えた予約受付運行システムを採用する事例が多かったように思われる。しかし、同町では電話回線ではなく‘無線’による通信機能を備えた(株)フジデジタルイメージングの予約受付運行システムを採用している。この点が同町のデマンド型交通における予約受付運行システム上の大きな特徴となっている。

運行開始から約10年が経ったものの、開始当時の車両と機器を利用しているが、支障はないようである。現在、多くの自治体がデマンド型交通を採用しているが、その将来の姿を考える際に約10年間の運行実績をもつ高畠町のデマンドタクシーの過去と現状を知ることは有益であろう。経費節減のために平成23年4月から運行方式を一部変更した影響を示すことも有益である。こうしたことと前述した特徴が高畠町のデマンドタクシーを視察した理由である。

高畠町のデマンドタクシーについては、国土交通省東北運輸局（2007）で既に紹介されている。同書では予約受付運行システムの異なる3つのデマンド型交通(山形県飯豊町、川西町、高畠町)が多面的に比較されつつ紹介されている。高畠町のデマンドタクシーは平成17年12月に本格運行されたので、平成19年2月に発表された同書では運行開始当時で紹介されている。しかし、前述したとおり、経費節減などの理由から平成23年度より運行範囲や予約方法などが変更された。そ

1 山形県高畠町を平成26年10月に視察した際には、高畠町産業経済課の庄司知広係長と伊藤美香主任に大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。平成27年11月に高畠町役場へデータの更新を依頼するとともに、運行方法等が視察時と変更されていないことを確認した上で本稿を執筆した。また、山交バス営業部乗合課の林明彦様には置賜地区の廃止バス路線について丁寧に教えていただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

2 本研究は山形大学人文学部の平成26年プロジェクト研究支援（研究課題：路線バスとデマンドバスを一体化した地域公共交通の調査と研究：砂田洋志）を受けている。

ここで、本稿では運行開始時からの変化や推移を交えてデマンドタクシーを紹介する。

本稿の構成であるが、第2節では高島町を紹介する。第3節ではデマンドタクシー導入前の状態と問題点、第4節ではデマンドタクシーの概略、第5節ではデマンドタクシーの利用状況を説明する。そして、最後の第6節では結びを述べる。

2. 高島町について

高島町は、旧高島町、二井宿村、屋代村、亀岡村、和田村が昭和29年10月に合併して生まれた社郷町が糠野目村と同30年4月に合併して生まれた。平成27年4月の同町の人口は24,470人、世帯数は7,520世帯である。そして、平成27年4月の高齢化率は29.2%である。

面積は180.04km²であり、そのうち山林が49%を占める。高島町は北部と東部に丘陵地帯があるものの、それ以外は置賜盆地の一角を形成する平野である。そのため農業が盛んであり、米、葡萄と洋ナシが中心に栽培されている。

同町の財政であるが、平成27年度の当初予算で見ると一般会計が約109億円、特別会計が約69億円、企業会計が約38億円である。財政力指数は平成25年度で0.35である。

高島町の中心は町の中央部にある高島地区であり、中心商店街をはじめとして公立高島病院、町役場、銀行、大型商業施設といった公共施設が集中している。一方、鉄道や道路といった交通の中心は町の西部にある。町の西部を奥羽本線（山形新幹線）が縦断しており、J R 高島駅が設置されている。新幹線を利用すれば、東京へは2時間強で着くことができるほか、置賜地区の中心地である米沢市へは10分程度、県都の山形市へは30分程度で到着できる。また、新幹線と線路を共用している在来線を利用して米沢市へ20分程度、山形市へは40分程度で到着できる。

国道13号線は町の西部を縦断しており、山形市や米沢市と連絡している。東北縦断自動車道の一部となる米沢南陽道路も町の西部を縦断しており、北側の起点である南陽高島ICが高島町内にあり、米沢への連絡を容易にしている。さらに、町の中心部を国道113号が横断しており、西側で隣接する南陽市、東側で隣接する宮城県七ヶ宿町と連絡している。

3. デマンドタクシー導入前の状態と問題点について

3.1 町営バスについて

高齢化社会、そして核家族化が一層進行する中で自動車を運転しない、あるいは運転できない高齢者が通院や買い物に出掛ける手段をどう確保するかは地域の課題であった。

高島町における公共交通は、タクシー、山交バス(株)の路線バスとJ Rの鉄道であった。しかし、バス路線の1つである米沢（馬頭・高島）赤湯線が平成2年11月末に廃止された後、平成8年3月末には観音岩－高島線も廃止された³。このような状況下で公立高島病院が移転改築され、同病

³ 米沢（馬頭・高島）赤湯線は高島町上和田地区を経て米沢駅前と南陽市赤湯地区を結ぶバス路線であった。毎日、赤湯行きが7便、米沢行きが9便運行されていた。そして、観音岩－高島線は高島町の二井宿地区と高島地区を

院の通院患者の交通手段を確保することが必要とされた。そこで、高島町は平成8年4月から観光バス会社等に委託して町営バスを3路線で運行し始めた⁴。表1に示すとおり、町営バスの平成8年度における年間利用者数は23,636人であった。平成13年度には路線が6路線に拡張され、年間利用者も28,570人と最多になった。しかし、平成15年度には年間利用者が25,967人に減少した。そこで、平成16年と同17年は路線を6路線から4路線に縮小した。ついに、平成17年11月末に廃止され、利用者の減少した町営バスに代わる公共交通として12月からデマンドタクシーの運行が開始された。

表1に示すとおり、町営バスを運行していた当時の運賃収入（年間）は約300万円から約420万円であり、運行委託料は約700万円から約1,900万円であった。そして、赤字額は（年間）は約300万円から約1,000万円であった。

現在、町営バスは廃止されたが、高島町では山交バス(株)に対して米沢市までの路線バスを維持するための補助金として年間約342万円（平成26年度実績）を交付している。そのため平日のみであるが、上和田地区（馬頭）経由で高島地区と米沢駅前を結ぶバス路線（米沢－高島線）、そして町西部の糠野目地区付近と米沢駅前を結ぶバス路線（米沢－窪田線）が運行されている⁵。

表1 町営バスの利用状況と収支の推移

項目 \ 年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間利用者数（人）	23,636	23,616	24,350	23,242	25,458	28,570	26,700	25,967	24,358	NA
運賃収入（千円）	4,239	3,019	2,986	2,966	3,286	3,922	3,783	3,845	3,329	1,330
運行委託料（千円）	15,214	17,857	18,994	16,374	16,897	12,975	11,299	11,008	7,248	4,401
赤字額（千円）	10,975	14,838	16,008	13,408	13,611	9,053	7,516	7,163	3,919	3,071

注：平成17年度は11月末までの8ヶ月しか運行していない。なお、同年度の利用者数は不明である。

出所：高島町の提供資料

3.2. デマンドタクシーの導入過程

表1に示すとおり、町営バスの利用者が減っている中で町政モニターから福島県小高町でデマンド型交通を運行しているという情報が寄せられた。そこで、平成15年9月に町役場の関係者で小高町のデマンド型交通を視察した。平成16年度にはN T T東日本に依頼してデマンド交通F S（feasibility study）調査（事業化可能性調査）を実施した。実施に当たり250万円が支払われた。

結ぶバス路線であり、1日7往復運行されていた。

4 町営バス2台のうち、1台は単年度毎に(有)ヨネザワバス観光、あるいは(有)サイトシーイング蔵王へ運行を委託した。もう1台は町が所有しているバスを利用して、個人へ運転を委託していた。

5 米沢－高島線は平日に米沢行きが4便、高島行きが3便運行されている。米沢－窪田線は米沢駅前と窪田地区（終点のバス停である外の内も米沢市内）を平日に6往復するバス路線であった。平成18年以降、冬季限定（12月～3月末）で高島駅近く（高島4中）まで延長されている。平成27年度は1日5往復のうち、冬季限定で2往復が高島駅近く（高島4中）まで延長されている。

同年9月には高島町新交通システム導入委員会を設立した。町内のタクシー事業者、高島町商工会、老人クラブ代表、町営バス利用者代表、町役場内で関係する課の職員などが委員になり、運営された。平成17年2月には、高島町商工会理事会へ事業主体となってもらう旨を説明した。その後、同年4月～8月上旬まで7回にわたり町内のタクシー事業者3社と話し合いの場を持ち、2社がデマンドタクシーの運行を委託されることに同意した。同年5月には、町長が既に事業実績のある福島県の小高町と浪江町を視察した。平成17年9月には、高島町商工会へ事業主体となってもらうことを正式に依頼した。さらに、予約受付運行システムの選定を行った。応募した3社の製品を審査した結果、(株)フジデジタルイメージング製のシステムを採用した。また、運行に用いる車両3台を発注した。そして、東北運輸局へ認可申請を行った。同年12月1日からデマンドタクシーの運行を開始した。

現在、町に「デマンド交通運行委員会」が設置されている。委員は商店街の代表者（3人）、タクシー事業者（3社）、商業協同組合、観光協会、商工会副会長（委員長）、商工会観光サービス部会、町企画財政課、産業経済課、事務局（商工会）で組織されている。

4. デマンドタクシーの概略について

高島町では平成17年12月からデマンドタクシーの運行を開始した。しかし、平成23年4月から運行方法を一部変更しているため、変更された部分については変更前と変更後に分けて記述する。

4.1 運行形態

(1) 運行範囲と運行時間

デマンドタクシーの運行範囲が高島町内に限定されている点に変更されていないが、平成23年3月末までは運行エリアが3つに分かれていた。つまり、高島町を「北部エリア」、「南部エリア」に分けた上、北部エリアの中にある高島町中心部を「まちなかエリア」と定めた。町をこの3エリアに分けてデマンドタクシーを運行させていた（図1を参照）。各運行エリアに1台のデマンドタクシーが配置されていた。この運行エリア内で移動する際の利用料金は固定料金であった（金額は表2を参照）。なお、北部エリアと南部エリアの間で運行エリアを超えて乗車する場合には倍額の利用料金が必要であった。しかし、高島駅、浜田広介記念館、温もりの湯、そして高島地区中心部にある病院、公共施設や店舗へはどこからでも500円で行くことができた。平成23年4月以降は3つの運行エリアが撤廃されて1つになったため、エリアを跨いだ場合に必要とされた追加料金は不要となった。

乗り降り可能な場所も運行開始当初から変更されている。運行開始当初は乗り降りできる場所が自宅、中心商店街、公共施設（町役場、病院、金融機関、地区公民館、自治会公民館）に限定されていた。しかし、利用者の要望を受けて、平成18年9月から町内の何処でも乗り降りできるようにした。



出所：高島町の提供資料
 図1 運行開始時の運行エリア

運行時間であるが、平成23年3月末までは年始年末を除く平日の午前8時、9時、10時、11時、そして午後1時、2時の6便を運行していた。平成23年4月以降は正午と午後3時の便が追加されて1日8便となった。さらに、第2・第4土曜日の午前中にも運行を始め、午前8時、9時、10時、11時、12時の5便が運行されている。

公立高島病院の診療受付時間は、平日の午前（午前8時から12時、ただし、診療科によっては11時30分まで）と午後（午後1時30分から3時30分）に加えて、第2・第4土曜日の午前中（午前8時から11時30分）である。デマンドタクシーの利用目的の中で通院は大きな割合を占めるので、診療受付時間に対応させて第2・第4土曜日の午前中にも運行するように変更された。

(2) 事業主体

デマンドタクシーの事業主体は高島町商工会である。町でなく商工会が事業主体となっているのは中心市街地の活性化にデマンドタクシーを活用したいという当初の狙いを反映した決定である。そして、運行は町内のタクシー事業者に委託されている。

予約受付センターは町所有の建物である旧南陽警察署高島交番に設置された後、平成20年4月に町立図書館2階会議室へ引っ越し、平成23年4月以降は運行委託先の1つであるまほろば合同タクシーの社屋の2階に設置されている。現在の予約受付センターの内部を図2に示してある。

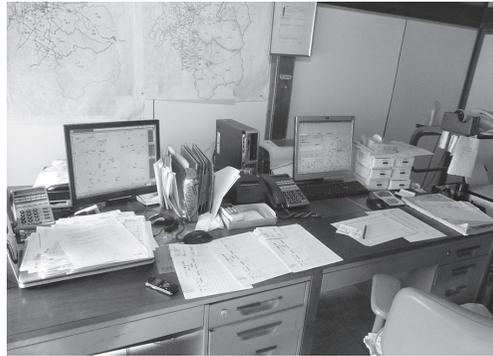


図2 予約受付センター内部にある予約受付運行システム

(3) 運行主体

運行開始当初、デマンドタクシーの運行は高島地区（町の中心部）にある「まほろば合同タクシー」と糠野目地区（町の西部）にある「みつわタクシー」の2社に委託されていたが、平成23年4月から高島地区にある「羽山観光タクシー」も参加することになった。各社の社屋の写真を図3から図5に示してある。デマンドタクシーの運転はタクシー事業者の社員が担当している。車両であるが、10人乗りのハイエース・デラックスワゴン（10人乗り、4ドア、4WD）を3台、平成17年9月に事業主体の高島町商工会がリース契約により用意した。3台の車両には、あかお



図3 まほろば合同タクシーの社屋
（2階に予約受付センターがある）と
デマンドタクシー（あかおに号）



図4 みつわタクシーの社屋と
デマンドタクシー（わんにゃん号）



図5 羽山観光タクシーの社屋

に号、あおおに号、わんにゃん号という愛称がそれぞれの車両に与えられている⁶。運行開始当初から平成23年3月末までは、まほろば合同タクシーがあかおに号で北部エリア、あおおに号で南部エリアの運行を委託されていた。そして、みつわタクシーがわんにゃん号でまちなかエリアの運行を委託されていた。ただし、この運行エリアは基本であり、予約状況に応じて、運行エリアは柔軟に変更されていた。

平成23年4月以降は羽山観光タクシーがあおおに号の運行を委託され、町南部の亀岡・和田地区を担当している。まほろば合同タクシーはあかおに号で町東部の高島・二井宿地区、みつわタクシーはわんにゃん号で町北西部の屋代・糠野目地区を担当している。担当エリアが変更された後も各社は融通を利かせて、混雑時には近隣エリアの利用者を乗車させているそうである。

高島商工会が運行開始時に5年間のリース契約を結んで用意した車両をリース期間終了後に各タクシー事業者が下取りした。そのためデマンドタクシーの運行時間以外には車両をタクシーの一般営業用のジャンボタクシーとして利用することができる。

4.2 利用方法

会員登録した高島町民だけがデマンドタクシーを利用できる。会員登録する際には、氏名、電話番号、住所と障害者手帳などの保有の有無などを登録する。

利用者は乗車希望日の前日までに予約受付センターへ電話を掛け、自分の氏名と電話番号、乗車したい便（時間）、乗車希望場所と降車希望場所をオペレータへ伝える。たとえば、午前9時過ぎに病院へ着きたいならば、午前8時の便を利用することになる。予約状況を見てオペレータが予約受付の可否を決める。基本的に予約を受付けるが、混み合っている場合には利用する便の変更を打診される場合もある。予約が受け付けられたら、利用する当日に乗車希望場所へ行き、迎えに来たデマンドタクシーに乗車する。降車場所に到着したら、運転手へ利用料金を払って降車する。

表2と表3に利用料金の一覧を示しておく。運行エリア制度があった平成23年3月末までの利用料金は表2に示すとおり、南北の運行エリア内の利用料金は幼児が無料、小学生と障害手帳の保有者が300円、一般者（中学生以上）が500円であった。そして、運行エリアを跨ぐ場合の利用料金は2つの運行エリア内の利用料金、つまり倍額であった。なお、まちなかエリア内での移動は幼児が無料、小学生と障害手帳の保有者が100円、一般者（中学生以上）が200円であった。平成23年4月以降は料金制度が見直されて運行エリアが撤廃された。表3に示すとおり、町内の何処で乗り降りしてもかつての運行エリア内の利用料金と同額である。つまり、幼児が無料、小学生と障害手帳の保有者が300円、一般者（中学生以上）が500円である。さらに、65歳以上の運転免許返納者の利用料金が新たに設定されて400円となった。

⁶ あかおに号とあおおに号という名前は高島町出身の童話作家浜田広介の童話に由来している。わんにゃん号という名は高島町にある犬の宮と猫の宮という名前の神社に由来している。

表2 利用料金表（平成23年3月末まで）

分類 \ エリア	北部エリア	南部エリア	まちなかエリア
就学前乳幼児	無料	無料	無料
小学生、障害者手帳保有者	300円	300円	100円
一般者（中学生以上）	500円	500円	200円

出所：高島町の提供資料

表3 利用料金表（平成23年4月以降）

分類	利用料金
就学前乳幼児	無料
小学生、障害者手帳保有者	300円
65歳以上の運転免許書返納者	400円
一般者（中学生以上）	500円

出所：高島町の提供資料

現在の電話による予約受付は平日の午前8時から午後3時までであり、この時間内に電話を掛けてデマンドタクシーを予約する。しかし、平成23年3月末まではデマンドタクシーが出発する30分前が予約受付の締め切り時刻であった。平成23年4月以降も予約受付システムの機器を変更していないものの、経費削減のために人員を減らした。つまり、かつてはオペレータを3人雇用して常時2人体制で予約受付業務を遂行していたが、平成23年4月以降はオペレータを2人雇用して常時1人体制で業務を遂行するように変更した。常時1人体制では30分前を予約受付の締め切り時刻とすることに対応できないため、締め切り時刻が前日の午後3時に繰り上げられたのである。なお、月曜日は前日が休日となるので、3日前の金曜日の午後3時が締め切り時刻である。さらに、日中の予約受付時間も平成23年3月末までは平日の午前7時30分から午後3時30分までだったが、現在は上記のように前後30分ずつ短縮されたのである。このような変更を行った結果、運行経費は節約できるものの、予約受付運行システムの持っている利点を生かしきれず、同システムを保有しない自治体とサービス内容が似てしまうことは惜まれる。

4.3 予約受付運行システムについて

デマンドタクシーを導入するために高島町が予約受付運行システムを公募したところ、3社から応募があった。応募された製品の中にはNTT東日本製のi-modeを利用したシステムもあった。当時の高島町は町内の一部地域でi-modeを利用することができなかったため、電話回線を利用したシステムでは通信不可能な地域が生じてしまった。一方、フジデジタルイメージング(株)の製品は無線を利用するため、通信上の問題がなかった。運行を委託するタクシー事業者は無線に慣れていると同時に、同社の製品が価格的にも安価であったため、同社の製品が採用されたそうである。同町では、リース期間を5年としたリース契約が結ばれ、この予約受付運行システムの利

用が開始された。現在、平成17年12月から約10年経っているが、同社の製品を引き続き利用している。機器のメンテナンスは、導入当時の販売代理店であった東北移動通信株式会社（仙台市）が行っているそうである。

現在の高畠町で採用されている予約受付運行システムの仕組み（平成23年4月以降）を以下で説明しよう。利用者から予約の電話をオペレータが受けると、予約受付運行システムの内部では電話番号を利用して電話を掛けてきた利用希望者を識別する⁷。そして、小型プリンターから利用希望者の氏名、住所、受付時刻などの記載された紙が出力される。オペレータは電話で利用希望者へ乗車希望の便名、人数、乗降車地などを尋ねた後、その内容を出力された紙に書き込む。予約を受け取るかの判断は、それまでの予約状況を基に3台の車両で送迎できるかどうかをオペレータが検討した上で下される。受入れることが不可能と判断すれば、前後の便を紹介する。ただし、定員内であれば、基本的に予約を受け入れる。午後3時で予約を締め切った後、翌日の運行計画を車両ごとに作成し、別の紙（運行計画表）に手書きで記入する。この運行計画表は各車両を担当するタクシー事業者へファクシミリで送られる。送られてきた翌日の運行計画表は翌日の運行を担当する運転手へ渡される。図6に運行計画表を示してある。

図6 タクシー運転手に渡す運行計画表

平成23年3月までは3人のオペレータを雇用して常時2人体制で予約受付業務に対応していた。そして、運転手は運行業務を終えると予約受付センター内にある詰所へ戻ってくることになっていた。オペレータは出発30分前まで利用者からの電話予約を受け、締め切り後30分以内に運行計画表を作成して、詰所で待機している運転手へ渡していた。運転手は渡された資料を基に運行経路などを瞬時に決めて運行した。こうして、予約受付センターでは出発30分前まで予約を受けることができた。

車両にはタクシー専用の無線機の他に、デマンドタクシー用の無線機が装備されている。した

⁷ この予約受付運行システムは携帯電話の番号には対応していないので、携帯番号から予約の電話を掛けられた場合には、利用者情報が表示されない。

がって、トラブルが発生した場合には無線で連絡を取り合うことができる。また、各車両の現在位置は車両から発せられる電波を利用して、オペレータの目の前にあるパソコン画面上に出力される。

4.4 デマンドタクシーの運行経費と運行形態

高島町のデマンドタクシーの事業費、収入と補助金の推移を表4に掲載してある。平成17年12月に運行を開始したデマンドタクシーであるが、初年度の事業費が極端に大きくなることは無かった。12月から3月までの4ヶ月間しか運行されなかったことに加えて、運行開始時に必要な設備（車両や予約受付運行システム等）は5年間のリース契約を結んでいたからである。経費節減のために運行方法等を変更した平成23年度以降は年間1,500万円強の事業費で運営されている。一方、収入は平成19年度に800万円弱まで増加したが、その後は減少傾向にあり、平成26年度は約540万円であった。

高島町のデマンドタクシーの運行に当たっては、運行開始された平成17年度に経済産業省の中小商業活性化総合支援補助金（3,131千円）、同18年度に山形県から運営補助金（4,000千円）が交付されている。同19年度以降は県市町村総合交付金（生活交通確保対策事業）が交付されている⁸。表4の下から3段目の町からの補助金はこうした町外から交付された補助金を含めた金額である。下から2段目の金額は、交付されている各種の補助金を除いて計算した純粋な町の財政支出額（推計値）、つまり、この事業の赤字額である。デマンドタクシーの赤字額は平成18年度から同22年度にかけて1,000万円前後であった。赤字が多額であったため、平成23年度から事業費を節約する運行方法へ変更された。その結果、利用者が約20%減少したものの事業費が約10%減少したため、赤字額が1,000万円を大幅に下回るようになった。

表4 高島町のデマンドタクシーの事業費、収入、支出と補助金（単位は千円）

年度 項目	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
事業費	11,133	21,564	19,877	18,321	18,070	17,517	15,744	15,397	15,016	14,959
収入	2,157	6,964	7,877	7,371	6,670	6,147	6,544	5,697	5,416	5,458
国・県からの 補助金	3,131	4,000	493	506	2,000	2,000	2,000	1,587	1,706	1,713
一般会計 支出(推計)	5,845	10,600	11,507	10,444	9,400	9,370	7,200	8,113	7,894	7,787
収入÷一般 会計支出	0.369	0.657	0.685	0.706	0.710	0.656	0.909	0.702	0.686	0.701

注：平成17年度は12月から運行を開始したので、運行期間は4ヶ月である。

出所：高島町の提供資料

⁸ 県市町村総合交付金の交付額は、平成19年度が493千円、平成20年度が506千円、平成21年度が2,000千円、平成22年度が2,000千円、平成23年度が2,000千円、平成24年度が1,587千円、平成25年度が1,706千円、平成26年度が1,713千円である。

収入と一般会計支出の比率を計算したところ、開業1年後の平成18年度は0.66：1、運行方法等を見直した平成23年度は経費節減効果が生まれて0.91：1、同24年度以降はおおよそ0.7：1である。全体として見れば、ほぼ0.7：1で推移している。1：1に近い値を維持する川西町ほどではないが、高畠町でも受益者が一定の負担をしていると看做して良いであろう。

表5に収入の内訳を記してある。収入の大部分は運賃収入であるが、デマンドタクシーに貼る広告収入も少額ながらも存在することが分かる。ちなみに、デマンドタクシーへ広告を掲載する料金は1年間に5万円である。

表5 年度別のデマンドタクシーの収入の内訳 (単位は千円)

収入科目 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運賃収入等	2,154	6,701	6,999	6,352	6,117	6,097	5,157	4,997	4,821	4,759
広告等収入	NA	140	754	200	200	0	550	250	140	270
雑収入	3	123	124	124	46	19	0	1	0	0
繰越	0	0	0	695	308	33	836	449	454	429

出所：高畠町の提供資料

表6に支出の内訳を記してある。事業費の大部分は、運転委託費、オペレータの人件費、ガソリン代、車両リース料とシステムリース料で占められる。以下でそれぞれの項目を説明する。

第1は運転委託費である。平成19年度から同22年度まで600万円台で推移しているが、平成23年度以降は急増して1,100万円台で推移している。この変化については車両に関する経費のところで説明する。なお、平成18年度と同19年度で運転委託費に大きな差があるのは、タクシー事業者へ支払われる時間当たりの委託費に違いがあるためである。ちなみに、現在の1時間当りの借り上げ料金は1台当たり1,830円である。第2は車両に関する経費である。平成22年度までは商工会がリース契約を結んで用意した車両をタクシー事業者が運行していた。したがって、表6の中に車両リース料と運転委託費の両方の項目がある。しかし、平成23年度以降は車両をタクシー事業者が下取りしたので、運転委託費の中に運転手の人件費に加えて、車両の利用料金や保険料金などの維持費が含まれている。そのため、運行委託金が大幅に増加した一方で、車両リース料は平成23年度以降0円となっている。第3は予約受付運行システムに関する経費である。同システムは5年間のリース契約で用意されたため、5年後から高畠町商工会はリース契約の終了したシステムを無料で利用している。したがって、平成23年度以降は0円となっている。なお、機器の更新は考えられてきたが、金銭的な理由により見送られてきた。今後は平成28年4月に行われる中学校の統合により、町内各地へさらにスクールバスを運行させる必要がある。高畠町によれば、スクールバスも含めた町の公共交通全体を整備する中でデマンドタクシーの運行方法のリニュー

アルを検討していくそうである。その際に機器の更新も検討するそうである⁹。第4はオペレータの人件費である。平成22年度までは3人体制であったが、平成23年度から経費節減のために2人体制となったため、支出がかなり減少した。また、同年度からオペレータの所属が商工会の嘱託職員からまほろば合同タクシーの嘱託職員へ変更になったため、項目が人件費から人件費補助金となった。最後に予約センター費である。予約受付センターは町所有の建物を経て、現在はまほろば合同タクシーの社屋の2階に設置されている。予約センター費が平成23年度以降0円になっているのは、オペレータの所属が商工会からまほろば合同タクシー（嘱託職員）へ変更となったため、予約センター費という項目が消えたためである。事業主体の商工会は事務費の中の事務所経費として電気代を支払うだけとなった。

表6 年度別のデマンドタクシーの事業費の内訳（単位は千円）

支出科目 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
車両リース料	1,464	4,758	4,392	4,392	4,392	2,562	0	0	0	0
運転委託費	2,880	9,052	6,433	6,418	6,386	6,165	11,158	11,092	10,775	10,923
システムリース料	644	1,726	1,726	1,726	1,726	1,323	0	0	0	0
人件費 (人件費補助金)	1,284	3,016	3,014	3,001	2,918	2,918	1,500	1,500	1,500	1,500
ガソリン代	NA	1,683	1,789	1,705	1,417	1,641	1,599	1,617	1,670	1,623
予約センター費	262	487	391	187	144	156	0	0	0	0
事務費	NA	418	332	368	560	431	345	356	282	367
租税公課、会議費、 研修費	NA	47	175	192	160	153	163	156	126	163
広告宣伝費	2,395	253	158	0	10	18	208	41	18	58
利用促進事業費、 福利厚生費、雑費	NA	122	772	26	326	1,314	322	180	215	80
次期繰越金	NA	0	695	308	33	836	449	454	429	245
合計	11,133	21,564	19,877	18,321	18,071	17,517	15,744	15,397	15,016	14,959

注：平成17年度については項目が他の年度と異なるものも多いため、明確に分からない項目には、NAと記載しておく。そして、同年度だけは各項目の金額を合計した値が最下段の合計の値と一致しない。

出所：高島町の提供資料

リース契約を結んで予約受付運行システムや車両を揃えたので、初期投資は備品に約7万円、登録免許税に9万円、登録証の発送費に16万円、予約センター改装費約85万円、広報活動費200万円等で抑えることができた。また、平成22年度に事務所を移転したのに伴って約85万円が支出されているので、その年度の雑費が大きな値となっている。

⁹ 平成27年12月に確認したところ、スクールバス運行事業を先行して進める必要があったため、高島町の公共交通全体の見直しについては平成28年度まで継続して検討することになったそうである。

5. デマンドタクシーの利用状況

5.1 年度別の利用者数

デマンドタクシー年度別利用者の推移を表7（図7）に掲載してある。平成17年12月に運行を開始したので、初年度は4ヶ月しか運行されなかった。そのため、利用者が少なくなっている。平成19年度の利用者が過去最高の16,297人であった。その後は徐々に利用者が減少し、1万人に近づいて来ている。デマンドタクシーが運行された平成17年と比べ、高齢な町民の自動車免許証の保有率は徐々に高くなって来ていると想像される。これはデマンドタクシーの利用者数が減少する要因であると考えられる。

表7 デマンドタクシーの年度別利用者の推移

年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用人数	4,776	15,747	16,297	14,817	14,192	14,285	11,265	10,954	10,832	10,756

注：平成17年度は12月から3月までの4ヶ月間の利用実績である。単位は人である。

出所：高島町の提供資料

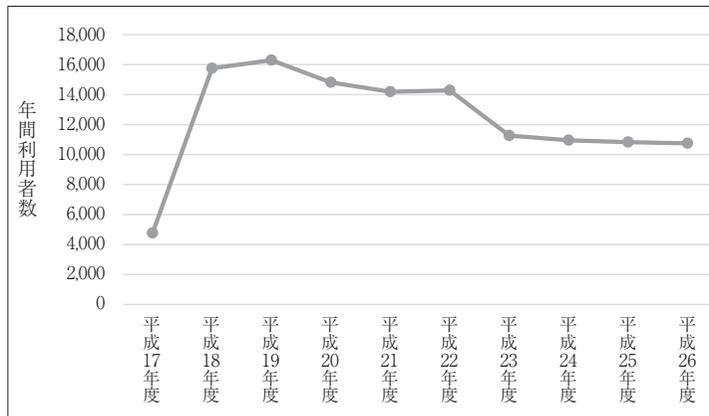


図7 デマンドタクシーの年度別利用者の推移

5.2 エリア別と月別の利用者数

表8には、平成18年度と同21年度のデマンドタクシーの月別の利用者データが、利用者の属性とエリアによって細分化された上で記載されている。なお、平成23年4月以降は運行エリアが廃されたので、エリア別のデータを取得することはできない。

このデータから見ると南部エリアからの利用の多いことが分かる。南部エリアの中でも南部にあたる上和田地区は町の中心部からかなり離れるので、タクシーと比べて運賃がかなり安くなる。南部エリアの利用者が多いのは、北部エリアよりも町の中心部から離れている地区が多いためと

考えられる。

また、月別の1日の平均利用者数を見ると冬季に利用が増える傾向にあると考えられる。自転車やオートバイを利用して移動する住民の中には安全性を考えて冬季はデマンドタクシーを利用する者がいるためと考えられる。

表8 a デマンドタクシーの月別・エリア別の利用者の推移（平成18年度）

年 月	稼働 日数	一般			手帳利用者			子供・乳幼児			その他	利用者 数	1日 平均 利用者 数
		北 部	南 部	ま ち な か	北 部	南 部	ま ち な か	北 部	南 部	ま ち な か			
4月	20	343	498	80	47	99	8	2	10	3	0	1,090	54.50
5月	20	277	464	113	78	70	18	3	5	2	0	1,030	51.50
6月	22	334	586	107	92	90	8	0	1	0	0	1,218	55.36
7月	20	310	590	84	66	106	13	2	2	2	0	1,175	58.75
8月	23	299	531	96	70	105	21	12	7	2	0	1,143	49.69
9月	20	384	587	97	90	128	26	5	3	1	16	1,337	66.85
10月	21	462	725	121	91	124	63	2	5	4	12	1,609	76.61
11月	20	455	681	118	76	141	39	0	4	4	6	1,524	76.20
12月	20	383	645	127	102	115	35	2	11	0	0	1,420	71.00
1月	19	413	584	113	80	98	40	2	0	0	14	1,344	70.73
2月	19	398	593	91	92	106	33	6	0	1	16	1,336	70.31
3月	21	451	697	107	88	139	28	7	2	3	4	1,525	72.62

出所：高畠町の提供資料

表8 b デマンドタクシーの月別・エリア別の利用者の推移（平成21年度）

年 月	稼働 日数	一般			手帳利用者			子供・乳幼児			その他	利用者 数	1日 平均 利用者 数
		北 部	南 部	ま ち な か	北 部	南 部	ま ち な か	北 部	南 部	ま ち な か			
4月	21	321	548	69	88	83	25	2	6	0	0	1,142	54.38
5月	18	325	508	81	97	75	22	0	0	0	1	1,109	61.61
6月	22	316	620	102	94	87	28	0	0	0	0	1,247	56.68
7月	22	361	624	86	140	100	26	2	4	0	0	1,343	61.04
8月	21	332	570	68	93	72	24	8	0	0	2	1,169	55.66
9月	19	264	529	73	94	113	30	1	2	0	0	1,106	58.21
10月	20	329	565	80	100	100	43	3	2	0	0	1,222	61.10
11月	19	309	501	78	99	81	33	1	0	0	1	1,103	58.05
12月	19	364	551	96	115	73	37	1	1	0	0	1,238	65.15
1月	19	380	534	97	112	74	33	1	0	0	1	1,232	64.84
2月	19	313	507	81	88	85	24	4	0	0	1	1,103	58.05
3月	22	318	499	81	134	100	30	8	5	1	2	1,178	53.54

出所：高畠町の提供資料

5.3 目的地別の平均利用者数

平成23年度から同25年度にかけて乗車地と降車地に関するデータを表9と表10に示しておいた¹⁰。乗車地は自宅、そして降車地は自宅と病院が圧倒的に多い。そして、乗車地の項目の「その他」の詳細についてオペレータからの聞き取りを行ったところ、スーパーマーケット、ホームセンターや温泉保養施設が挙げられた。したがって、自宅から乗車して病院へ行き、病院での診療後に病院、薬局、スーパーマーケット等から乗車して帰宅するケースの多いことが分かる。つまり、デマンドタクシーを通院に利用するケースが多いことが分かる。また、買い物や温泉へ出掛ける際にもデマンドタクシーを利用しているようである。

表9 デマンドタクシーの年度別の乗車地

年度 \ 乗車地	自宅	商店街	金融機関	病院	薬局	町役場	駅	戸口	その他
平成23年度	5,763	61	73	1,907	751	110	208	161	2,233
平成24年度	5,588	53	49	1,943	782	54	190	167	2,092
平成25年度	5,575	31	39	1,909	735	59	111	161	2,169

出所：高畠町の提供資料

表10 デマンドタクシーの年度別の降車地

年度 \ 降車地	自宅	商店街	金融機関	病院	薬局	町役場	駅	戸口	その他
平成23年度	5,131	43	228	4,426	11	142	329	128	829
平成24年度	5,126	24	199	4,361	12	105	208	126	757
平成25年度	5,009	22	205	4,422	12	127	136	126	730

出所：高畠町の提供資料

5.4 時間別の利用者数

時間帯別の利用者数について調べた結果を表11に示しておく。平均して利用者数が1番多いのは午前9時便、2番目に多いのが午前11時便である。午前8時便や午前9時便を利用して病院や買い物などに出掛け、午前11時便以降の便で帰宅するというパターンが読み取れる。

表11 デマンドタクシーの時間帯別の利用者数 (平成21年度)

月 \ 便	8時便	9時便	10時便	11時便	1時便	2時便	合計
4月	155	264	207	247	176	93	1,142
5月	134	288	199	232	170	86	1,109
6月	173	320	215	283	165	91	1,247
7月	184	308	266	263	197	125	1,343

10 乗車地と降車地を年度別にそれぞれ合計した値は表7と若干異なる。

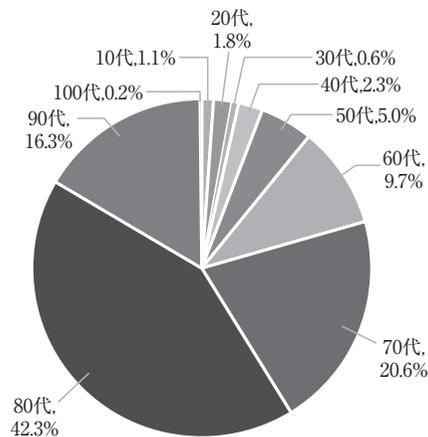
8月	170	281	197	254	186	81	1,169
9月	149	273	201	237	144	102	1,106
10月	165	321	202	258	188	88	1,222
11月	163	276	217	197	172	78	1,103
12月	173	294	218	264	202	87	1,238
1月	199	291	200	224	221	97	1,232
2月	158	266	186	217	195	81	1,103
3月	177	273	205	238	197	88	1,178
合計	2,000	3,455	2,513	2,914	2,213	1,097	14,192

出所：高島町の提供資料

5.5 利用者の増加に向けて

高島町のデマンドタクシーを利用するためには利用者登録する必要がある。平成26年1月の登録者数は1,255人である。図8に平成26年1月現在の登録者数(1,255人)の年齢別割合を示してある。この図から70歳以上の高齢者が79.2%を占め、圧倒的に多いことが分かる。

高島町の平成27年4月の人口は24,470人であるから、登録者は全人口の約5%である。長野県飯綱町では平成23年3月末で人口の約16%、長野県安曇野市では人口の約26%が登録しているので、活発に利用されている地域と比較すると登録率が低いと考えられる。利用者拡大のためには登録率の向上が欠かせない。



出所：高島町の提供資料

図8：登録者の年齢別割合（平成26年1月）

10年前の高齢者と比べて、現在の高齢者は自動車免許の保有率が高いと言われている。さらに、高齢になっても自動車の運転を継続する。もちろん、高齢者が自動車を運転し続ける状況が適切であるとは言いがたい。このような状況が継続すると、デマンドタクシーを必要とする人が減っ

てしまう。その結果、運賃収入が減り、デマンドタクシーの運行を維持することが困難となる。これはデマンド型交通を運行する多くの自治体が抱える問題となっている。そのためには、アンケート調査などを行い、利用者のニーズを掘り起こすことが欠かせないと考えられる。

6. 結 び

本稿では山形県高島町において平成17年12月から運行が開始されたデマンドタクシーを紹介した。この時期にデマンド型交通を導入する場合、予約受付運行システムも併せて導入するならば、NTT東日本製を始めとする電話回線による通信機能を備えたシステムを採用する事例が多いと考えられる。しかし、同町では、i-modeの普及していない地域があったことに加えて金額面の安さなどから、電話回線ではなく無線による通信機能を備えた(株)フジデジタルイメージングの予約受付運行システムを採用した。この点が同町のデマンド型交通における予約受付運行システム上の大きな特徴となっている。

高島町は経費節約等の目的で平成23年度にデマンドタクシーの運行方法を見直した。増便に加えて、運行エリア間の乗り継ぎ料金を廃止したものの、平日の予約時間を短縮した上に、30分前までであった予約の締め切り時刻を前日の午後3時までとした結果、運行経費を節約できたものの、利用者が約20%も減少した。こうした変更を行うことで、予約受付運行システムの持っている利点が生かされきれなくなってしまうことは惜まれる。経費節減を目的とした運行方法の変更は難しい。

しかし、デマンド型交通が廃止されると高齢の住民が通院や買い物をすることがとても困難になる。つまり、デマンド型交通は高齢の住民の生活と直結している。したがって、財政状況が厳しい中で提供できる交通サービスの質を下げてもデマンド型交通を存続させた町の判断は適切であろう。

受益者の負担額である収入と町の負担額を示す一般会計支出の比はほぼ0.7：1で推移していることから、高島町では受益者が一定の負担をしていると看做して良いであろう。財政状況の厳しい自治体では、財政支出の一つ一つに対して厳しい目が向けられている。しかし、デマンドタクシーは通院と買い物という高齢者の生活へ直接係る公共サービスである。そこで、支出額の多寡ではなく、受益者の負担額である収入と町の負担額の比率、いわば民と公の比率を基準に議論する方が適切ではないかと考えられる。そうすると、高島町で新しい運行方法によってデマンドタクシーの運行を継続することは適切であると判断できる。

高島町では運行開始から約10年が経ったものの、開始当時の車両と機器を利用しているが、現在のところ運行に支障はないようである。デマンド交通は運行収入だけで運行経費を賄えず、自治体の財政的な支出が欠かせない。したがって、財政状態が厳しい自治体の場合は車両や機器の更新をすることは容易でない。デマンドタクシーという交通サービスを継続させていくためには車両や機器の更新費用についても考えておく必要がある。

高島町では、町営バスの利用者が減少していたため、抜本的な対策を検討した上で、デマンドタクシーを平成17年12月に導入した。その結果、町営バスよりも効率的であると同時に、質も高い交通サービスを全ての地区の住民へ提供することが可能となった。そして、運行方法の変更を行うといった工夫を重ねた結果、利用者と自治体の負担額の比率を0.7：1で維持し、受益者が一定の割合を負担する形で事業を運営している。課題を抱えつつも高島町におけるデマンドタクシーの導入は一定の成果を挙げていると言える。

参考文献

- [1] 奥山修司, 『おばあちゃんにやさしいデマンド交通システム』, NTT出版, 平成19年.
- [2] 貝山道博他, 科学研究費補助金研究成果報告書『高齢地域における地域公共交通システムのあり方—デマンド交通システムを中心として—』, 平成24年.
- [3] 国土交通省総合整備局, 『地域公共交通に関する新技術・システムの導入促進に関する調査業務 報告書』, 平成21年.
- [4] 国土交通省東北運輸局, 『仕組みの異なる3方式の比較とデマンド乗合タクシーの運営へ向けた指針』, 東北地方交通審議会第2回政策推進部会資料, 平成19年.
- [5] 鈴木文彦, 『デマンド交通とタクシー活用—その計画策定と運行と評価』, 地域科学研究会, 平成25年.
- [6] 砂田洋志, 「デマンド型交通に関する予備的考察—歴史, 特性, 課題, 及び分類—」, 山形大学紀要 (社会科学), 第45号第2号, pp.29-50, 平成27年.
- [7] 砂田洋志, 「山形県川西町のデマンド型交通の調査報告—乗合タクシーの調査報告—」, 山形大学紀要 (社会科学), 第46号第2号, pp.45-65, 平成28年.
- [8] 地方自治研究機構, 『高齢者の移動及び買い物等に対する自治体の支援に関する調査研究』, 平成25年.

平成26年度研究・教育活動報告

【人間文化学科】

アーウィン マーク

(1) 研究成果

Mark Irwin: Rendaku Across Duplicate Moras, NINJAL Research Papers 7: 93-109. Vance, Timothy; Miyashita, Mizuki; Irwin, Mark: Rendaku in Japanese Dialects That Retain Prenasalization, Japanese/Korean Linguistics 21, ed. Nam, Seungho; Ko, Heejeong; Jun, Jongho. Stanford: CSLI Publications, pp. 33-42. Vance, Timothy; Irwin, Mark; Miyashita, Mizuki; Jordan, Richard: Rendaku Across Tōhoku Dialects, 人間文化研究機構連携研究「アジアにおける自然と文化の重層的関係の歴史的解明」最終年度成果報告書, pp. 153-162. Irwin, Mark & Vance, Timothy: Rendaku Across Japanese Dialects, Phonological Studies 18:19-26.

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業：言語学演習，英語コミュニケーション，英語(C)基盤

(3) 研究・教育活動に関するコメント

相沢 直樹

(1) 研究成果

@論文

鶯色の霧の彼方に —— 『その前夜』の翻訳と受容をめぐる試論，山形大学人文学部研究年報 第12号，平成27年（2015年）3月

@研究発表

- 芸術座の『生ける屍』と『さすらいの唄』—— 日本におけるトルストイ受容のもうひとつのかたち〈日本トルストイ協会 第15回「トルストイを語る会」(於：昭和女子大学)，平成27年（2015年）3月

(2) 教育・地域連携等の活動

@授業

ロシア語Ⅰ，ロシア語Ⅱ，ロシア文化論，ロシア語講読，欧米文化演習，文化交流史演習

@講演〈教育・地域連携等の活動

パネルディスカッション「カチューシャの唄大流行と大衆の時代」司会・パネラー

〈「カチューシャの唄」百年 第Ⅲ部 (於：新宿区立 新宿歴史博物館 講堂)，平成26年（2014年）12月

(3) 研究・教育活動に関するコメント

浅野 明

(1) 研究成果

論文：近世ロシアの軍隊と国制に関する諸研究『中近世ロシア研究論文集』学会報告等

- 西洋史学会大会において、ロシア中近世史に関する4本の報告に、コメントを行った。(6月1日、立教大学)

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業：西洋中世史入門（歴史学）、スタートアップセミナー、ヨーロッパ史概論、ヨーロッパ史講義（一）、ヨーロッパ史演習（一）、ヨーロッパ史英書講読（一）

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面では、上述の論文において、近世ロシア軍事史研究のための基礎的な研究を行った。西洋史学会では、テーマを全く異にする4本の報告にコメントを行い、研究上、大変に有意義であった。また教育面では、新しい名称に変更になったのを機に、内容をかなり大幅に改めた。

阿部 晃士

(1) 研究成果

（論文）

- 阿部晃士・前田忠彦、2015年3月、「社会調査の国際動向」、『社会と調査』, 14: 44-45.

（報告書）

- 阿部晃士・堀籠義裕・茅野恒秀、2015年3月、『復興に関する大船渡市民の意識調査－第2次横断調査報告書』岩手県立大学総合政策学部震災復興研究会社会調査チーム.
- 阿部晃士・堀籠義裕・茅野恒秀、2015年3月、『復興に関する大船渡市民の意識調査－パネル調査報告書』岩手県立大学総合政策学部震災復興研究会社会調査チーム.

（学会報告）

- Koji ABE, Hiroshi KOMATSU and Michio UMINO, 2014年7月, How Does Environmental Education Affect the Environmental Attitudes? XV III ISA World Congress of Sociology.
- Mikiko SHINOKI and Koji ABE, 2014年7月, The Effect of Environmental Education at School and Home on How Students Behave Towards the Natural Environment in Japan. XV III ISA World Congress of Sociology.
- 阿部晃士, 2014年7月, 「震災後の住民意識における復興と格差－大船渡市民のパネル調査から」第61回東北社会学会大会シンポジウム.
- 阿部晃士, 2014年9月, 「震災3年後への意識変化－岩手県大船渡市におけるパネル調査より」日本行動計量学会第42回大会特別セッション.

(2) 教育・地域連携等の活動

(担当授業)

- 現代社会学演習, 調査方法論, 社会調査実習, 卒業論文 (7名), スタートアップセミナー, 意識調査から見る現代社会 (基盤, 社会学) (以上, 山形大学)
- 調査の方法 (山形大学大学院)
- 社会統計学 (新潟大学人文学部)
- 社会意識論 (放送大学宮城学習センター)

(地域連携)

- 山形南高校出張講義 (2014年9月)
- 岩手県紫波町環境マイスター養成講座講師 (2014年9月)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動では, 大船渡市における震災復興に関する調査と, 水俣市の環境教育に関する調査 (それぞれ科研費による共同研究プロジェクト) の分析結果を学会で報告するなど, 27年度の論文執筆に向けて準備を進めた。また, 量的社会調査 (主に面接調査) の手法にかんする共同研究を開始した (科研費・基盤(c), 代表者)。教育面では, 諸事情により年度途中から指導学生が増えるなど負担が大きくなったが, 予定どおり卒業論文を執筆させることができた。

新宮 学

(1) 研究成果

報告: 「東アジア都城史からみた中世都城平泉とその都城空間」 「平泉の文化遺産」の拡張登録に係る意見交換会(3) —平泉の都市領域と後背地について— 岩手県教育委員会等 2015年3月10日 (一関市)

海外調査: 河北・内モンゴル等都城調査 2014年8月22日～8月31日

(2) 教育・地域連携等の活動

• (担当授業名)

[学部] アジア史概論, アジア史講義 (一), アジア史演習 (一), アジア史史料講読 (一), スタートアップセミナー, 中国の歴史 (歴史学), マルコ・ポーロ『東方見聞録』を読む (教養セミナー), 東洋史概論 (一) (地域教育文化学部兼任), 卒業論文指導

[大学院] 東アジア近世史特論 I 東アジア近世史特別演習 歴史文化特別研究 II

• 地域貢献・学会活動

高校訪問: 9月 山形市内の高校1校を訪問

教職免許状講習 (高校地歴・中学社会) 「東アジアからみた世界史」 8月6日

(3) 研究・教育活動に関するコメント

- 学生の教育では, 1名院生の修士論文指導と転出した歴史学教員の学生もあわせて4名の学生の卒論指導を行った。また東北大学大学院文学研究科に提出された博士論文の審査委員を担当

した。

- 4月に設置された小白川キャンパス国際センター長として、留学支援室とセンター運営委員会との調整等に当たった。

池田 光則

(1) 研究成果

(a) 担当授業

- 学部専門教育科目：言語学概論，言語学特殊講義，言語学演習，ラテン語Ⅰ，ラテン語Ⅱ，ラテン語上級
- 基盤教育科目：言語学概論（言語学），言語学とその周辺領域（言語学），英語，スタートアップセミナー
- 大学院：言語学特論，言語学特別演習

(b) 卒業論文指導テーマ

- 口コミサイトから見る現代敬語の使用傾向について

(c) 出張講義

- 「ことばの意味を分析する—現代言語学の視点から」（山形県立楯岡高等学校 大学等進学説明会（模擬講義），2014年10月）

(2) 教育・地域連携等の活動

(3) 研究・教育活動に関するコメント

石澤 靖典

(1) 研究成果

〔翻訳〕・（共訳） ジョルジョ・ヴァザーリ『美術家列伝』第3巻，森田義之，越川倫明，甲斐教行，宮下規久朗，高梨光正監修，中央公論美術出版，2015年2月

(2) 教育・地域連携等の活動

〔担当授業〕

学部専門科目：美学・芸術学特殊講義，芸術文化演習（一），表象文化演習，基礎講義（文化解釈学），表象文化講義，芸術文化演習（二），芸術文化実習

大学院科目：美学・芸術史特論，美学・芸術史特別演習

基盤教育科目：スタートアップセミナー，美術の歴史，西洋美術鑑賞入門

〔卒業論文〕

- 島成園《無題》（1918）の痣の表現と自画像に関する考察
- 広告における社会的メッセージ—広告に見る死の表象—

〔修士論文〕

- 1660年代におけるムリーリオの教会装飾—サンタ・カリダート聖堂連作を中心—

〔地域連携〕

- 「レオナルド・ダ・ヴィンチとフランス・ルネサンス美術の開花」, NHK 文化センター郡山, 一日講座, 平成26年7月26日
- 「バロック美術への誘い—描かれた女性の聖と俗」, 山形美術館, 山形美術館開館50周年記念「ヨーロッパ絵画展—バロックから近代へ」記念講演, 平成26年12月24日

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面では, ヴァザーリ『列伝』の翻訳が一段落し, 芸術家の歴史叙述について考えを深めることができた。教育面では, 初めて修士論文の指導を担当し, 至らぬ点多々あったが, 論文としては一定以上の水準に達したように思う。

伊藤 晶文

(1) 研究成果

〔学術論文等〕

吉田明弘・佐々木明彦・大山幹成・箱崎真隆・伊藤晶文 (2014) : 晩氷期の鳥海山における植生復元およびグイマツの立地環境. 植生史研究, 23, 21-26.

松本秀明・伊藤晶文 (2014) : 七北田川下流域の地形変化と山王遺跡—貞観地震津波来襲時の古地形の復元—. 宮城県文化財調査報告書第235集 : 「山王遺跡VI—多賀前地区第4次発掘調査報告書—」, 199-203.

伊藤晶文 (2015) : 庄内砂丘北部におけるクロスナ層形成前後の砂丘砂の特徴. 山形大学歴史・地理・人類学論集, 16, 29-38.

〔学会発表〕

伊藤晶文 (2014) : 庄内砂丘北部におけるクロスナ層形成前後の砂丘砂の特徴. 2014年5月. 2014年度東北地理学会春季学術大会.

松本秀明・熊谷真樹・吉田 航・伊藤晶文・前川聡美 (2014) : 仙台平野北部荒井地区の大洪水痕跡とそれを取りまく弥生時代の津波堆積物. 2014年5月. 2014年度東北地理学会春季学術大会.

小岩直人・武田 開・葛西未央・伊藤晶文・松本秀明 (2015) : 宮城県野蒜海岸における2011年東北地方太平洋沖地震津波後の地形変化の定量的把握の試み. 2015年3月. 2015年日本地理学会春季学術大会.

(2) 教育・地域連携等の活動

〔担当授業〕

(前期) 環境地理学概論, 環境地理学演習, 環境地理学調査実習, 人間文化入門総合講義 (分担), 地図を読む (教養セミナー)

(後期) 地圏環境論, 地圏環境論演習, 自然地理学 (共生を考える・人間を考える) [工学部フレックスコース]

〔地域連携〕

国土交通省国土地理院 治水地形判定委員会委員 (東北地区)

山形仙台圏交流研究会への参加

(3) 研究・教育活動に関するコメント

国内では、海岸砂丘の形成史と、巨大津波による地形変化や堆積物に関する研究を実施した。海外（ペルー）では、ナスカ台地の踏査を行い、来年度以降の観測調査に関する基礎情報を得た。赴任後、指導教員として初めての卒論生を無事に送り出すことができた。

伊藤 豊

(1) 研究成果

〔論文〕

「宣教と文明化ーR・アンダーソンの戦略」(『山形大学人文学部研究年報』, 第11号, 山形大学人文学部, 2014年): pp. 87 -105

(2) 教育・地域連携等の活動

(担当授業)

〔基盤教育〕

- ・前期: 英語R (工, 中級), 英語R (人文, 上級)
- ・後期: 英語R (医・農, 上級), 英語R (地教, 上級), 英語C (工, 初級)

〔人文学部〕

- ・前期: スタートアップセミナー, 比較文化概論
- ・後期: グローバル文化学基礎, 文化交流史講義, 比較文化演習

〔大学院〕

- ・現代外国語(英語)Ⅱ, 比較文化論特論Ⅰ, 比較文化論特別演習

(出張講義)

千厩高校(岩手, 9/26), 仙台三桜高校(宮城, 10/21)

(その他)

異文化間コミュニケーションⅠ(フィリピン, セブ島)の企画と引率

(3) 研究・教育活動に関するコメント

第21回新島研究論文賞(2014年)受賞。

大久保 清朗

(1) 研究成果

〔論文〕

1. 「『ザ・マスター』をめぐる六つの断片的考察」, 『ユリイカ』2015年5月号, 189-199頁。
2. 「境界と奈落——細田守『バケモノの子』」, 『ユリイカ』2015年9月臨時増刊号, 57-64頁。
3. 「映画の逆説, 逆説の愛——『浮雲』冒頭におけるドキュメンタリーからフィクションへの越境体験」, 『中央評論』第293号, 中央大学出版部, 2015年11月, 40-50頁。

〔翻訳〕

1. リチャード・シッケル『ステイーヴン・スピルバーグ レトロスペクティヴ』(南波克行と共訳), 西村書店, 2015年12月。
[書評, 映画評など]
1. 「現実こそ夢の世界のよう——『ドラえもん のび太と鉄人兵団』」(コラム「極私的偏愛映画」), 『山形新聞』2015年4月26日。
2. 『サンドラの週末』評, 『朝日新聞グローブ』5月17日。
 - ・「まさしく映画体験の寓意——『過去へ旅した女』」(コラム「極私的偏愛映画」), 『山形新聞』2015年6月7日。
3. 「輪郭の定まらない生刻む——『王立宇宙軍 オネアミスの翼』」(コラム「極私的偏愛映画」), 『山形新聞』2015年7月19日。
 - ・「響く哄笑は神の嘲笑か——『アマデウス』」(コラム「極私的偏愛映画」), 『山形新聞』2015年8月30日。
4. 『バードピープル』評, 『朝日新聞グローブ』2015年9月20日。
5. 「人間の時間, 惑星の時間——パトリシオ・グスマン『真珠のボタン』」, 『スプートニク』山形国際ドキュメンタリー映画祭, 2015年10月, 10-12頁。
6. 「官能と恐怖に溺れる——『銀河鉄道の夜』」(コラム「極私的偏愛映画」), 『山形新聞』2015年10月11日。
7. 「死へ暴走する世界の狂気——『とむらい師たち』」(コラム「極私的偏愛映画」), 『山形新聞』2015年11月22日。
8. 「慎ましさと強かさ——『映画はやめる パトリス・ルコント, 自作を語る』」, 『キネマ旬報』2015年11月下旬号(1703号), 176-177頁。
9. 「「見る」ということの意味」, 『フリースタイル』第30号, 2015年12月, 33-35頁。
10. 『アンジェリカの微笑み』評, 『朝日新聞グローブ』2015年12月5日。
[口頭発表, 講演など]
1. 講演「成瀬巳喜男と水木洋子」, 市川市文学ミュージアム, 2015年4月25日。
2. 講演「そして何も変わらなかったのか」, 山形大学国際学術講演会「この都市(まち)に『風をあつめて』——70年代日本とポピュラーカルチャー」, 2015年12月17日。
3. 対談「『スピルバーグ その世界と人生』(西村書店)刊行記念 スピルバーグが描いてきたもの——テーマ・映像・物語——」, ジュンク堂書店池袋本店, 2016年1月22日。

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業]

専門

映像学講義, 映像学演習, 表象文化演習, フランス語学演習, フランス語講読

基盤

フランス語Ⅰ, フランス語Ⅱ

[卒業論文]

「漫画『風の谷のナウシカ』における多重世界」

「広告における女性表象」

「二次創作におけるテンプレートとしての表象」

「『現金に手を出すな』の作品分析——ジャック・ベッケルの「昆虫学的」な側面からの考察」

「岩井俊二作品における女性イメージ」

「『アルジャーノンに花束を』における知性の表象」

「クリストファー・ノーラン論——『インターステラー』における過去への回帰」

「女性と幽霊～ゴシックロマンスにおける女性表象～」

[地域貢献]

- 山形国際ドキュメンタリー映画祭への協力（「山形大学・香港浸会大学 学生交流自主映画上映会」司会, 「ドキュメンタリーに見る現代台湾の光と影」コメンテーター, ディスカッション「嘘つきはドキュメンタリーのはじまり?」（「やまがたと映画」）司会, 講演会 ジャコモ・マンツォーリ氏「映画におけるフィクションとノンフィクションとの間」司会）
- ユネスコ創造都市ネットワーク（映画部門）申請の協力

(3) 研究・教育活動に関するコメント

南波克行氏との共訳, 山田宏一氏との共訳の準備に多くの時間を割いた。前者は年内に, 後者は来年に成果が出る。専門科目の映像学に関しては, 学生たちのために参考上映活動に積極的に取り組み, 一定の成果を得た。卒論は昨年と同じく人数が多かったが, 前年の指導への課題が部分的に解決できた。基盤科目のフランス語に関しては, 前年度末に東京で参加したフランス語国内スタージュの成果を反映することができた。

小熊 正久

(1) 研究成果

論文: 「フッサール時間論の生成」(『思索』第47号)

研究発表: 「大地の意味について—フッサールとブルーメンベルク—」

科研「自然観の変遷と人間の運命」研究会（東北大学文学部, H.26.8.3）。

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業: 「人間と世界との関係」(農学部・基盤教育), 「西洋哲学史」, 「哲学講義(二): 画像と知覚の現象学的分析」, 「西洋哲学講読」(前・後), 「哲学演習(二)」(後), 「ギリシア語Ⅰ, Ⅱ」指導した卒論のテーマ: 「ベルクソン哲学における「記憶」と「私の身体」」, 「想像のはたらきについて(サルトル)」, 「サルトルによる画像及び芸術論の検討」, 「メルロ＝ポンティの身体論について」。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

科研の共同研究「表象媒体の哲学的研究—画像の像性と媒体性の分析を中心に—」において充実した研究会をおこなうことができた。

柿並 良佑

(1) 研究成果

論文

- ① 柿並良佑「哲学の再描——デリダ／ナンシー，消え去る線を描いて」, 『思想』, 査読無し, 岩波書店, 2014年, 12月号, 掲載決定。
- ② 柿並良佑「ジャン＝リュック・ナンシーの身体論——『コルプス』読解を中心に」, 『言語文化紀要』, 査読有り, 立命館大学言語文化研究科, 第26巻3号, 2015年2月。
- ③ 柿並良佑「ジャン＝リュック・ナンシーの「エコノミー」論」, 『N じょ (ニクス)』堀之内出版, 第1号, 2015年1月。

翻訳

- ④ ジャン＝リュック・ナンシー「パラレルな差異 (ドゥルーズ&デリダ)」大池惣太郎・柿並良佑共訳, 『現代思想』青土社, 2014年, 12月号。
- ⑤ ジャン＝リュック・ナンシー「「救済のエコノミー」についての注記」, 『N じょ (ニクス)』堀之内出版, 第1号, 2015年1月。

(2) 教育・地域連携等の活動

平成27年4月に着任のため, 該当事項なし

(3) 研究・教育活動に関するコメント

表象文化論分野での研究を継続するとともに, 東北出身の作家研究や「東北学」などの隣接分野への関心を深めていきたい。

許 時嘉

(1) 研究成果

【著書】

- ・許時嘉 (単著), 『明治日本の文明言説とその変容』, 日本経済評論社, pp.1-362, 2014年11月。

【学会発表】

- ・許時嘉, 「新天地における詩料への欲望——明治期の海外漢詩創作をめぐって」, 日本比較文学学会2014年度東北大会, 弘前市, 2014年11月1日。

【書評 (招待原稿)】

- ・許時嘉, 「書評 松田京子『帝国の思考——日本「帝国」と台湾原住民』」, 『日本学報』34, 大阪大学大学院文学研究科日本学研究室, 2015年3月, pp.185-191。

【総論】

- ・許時嘉「植民地研究から「文明」を考えよう」, 雑誌『週刊読書人』, 株式会社読書人, コラム「連載ニューエイジ登場」, 2015年1月30日, 3面。

(2) 教育・地域連携等の活動

基盤教育：初修中国語Ⅰ, 初修中国語Ⅱ

専門教育：比較文化概論（共同担当）、中国文学講義（共同担当）、国際文化概論（共同担当）、
日中交流史演習、現代中国論

「2014年度異文化間コミュニケーションⅠ」台湾引率分担（2014年8月24日～9月7日）

2014年度台湾師範大学山形研修コーディネイター（2015年2月8～15日）

(3) 研究・教育活動に関するコメント

科研費「若手研究B」（2014年4月～2017年3月）と研究成果公開促進費（学術図書）を獲得し、
研究、教育において大いに努力した。

清塚 邦彦

(1) 研究成果

（論文）

- ・「フィクションの言語行為をめぐって：G・カリーの分析への批判的論評」、『山形大学紀要
（人文科学）』、第18巻2号、（2015年2月）、1-28頁。

（その他の研究活動）

日本科学哲学会 評議員

日本哲学会 『哲学』編集委員

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業

（基盤教育）

「哲学ってどんなこと？（哲学）」（前・後期）

（専門教育）

「論理学概論」（前期）、「哲学概論」（後期）、「応用倫理学演習」（前期）、「情報記号論」（後期）、
「現代応用倫理」（後期）、「記号論演習」（後期）

（大学院）

「英米哲学特別演習」（後期）

(3) 研究・教育活動に関するコメント

小泉 有紀子

(1) 研究成果

（論文）

小泉 有紀子「大学共通教育英語におけるライティング授業の教育効果について—主観的・客観
的尺度から—」東北英語教育学会研究紀要第35号 pp.31-40

（学会発表・講演）

小泉 有紀子 文理解においてイントネーションや文脈が果たす役割：英語母語話者・日本人英
語学習者の作用域関係の理解を中心に 関西学院大学大学院言語コミュニケー

ション文化学会 (招聘)

小泉 有紀子 日本人英語学習者による曖昧構造の解釈方略について—作用域関係の処理における韻律や文脈情報の役割— 第40回全国英語教育学会 徳島研究大会 口頭発表
「山形大学における英語教育改革と TOEIC テストの活用 IIBC セミナー 大学における TOEIC 4 技能の活用法」事例発表 (阿部 宏慈・小泉 有紀子)

(2) 教育・地域連携等の活動

(担当授業)

英語(C)・英語(R) (基盤教育)

実践英語 (一)

基礎講義 (言語)

異文化コミュニケーション実習 オーストラリア・ケアンズ語学研修の引率

「キャリア形成とワークライフバランス (ウーマン・オブ・ヤマガタ) 招待講師

(地域連携等)

山形県東南置賜地区中学校・高等学校英語弁論大会審査員

山形大学公開講座：グローバル時代への挑戦～等身大の留学体験～ 講師「イギリスとアメリカ、どっちが好き？—留学生目線の超個人的英米言語文化比較」

TOEIC Newsletter No.121 国際ビジネスコミュニケーション協会 (IIBC)「山形大学の基盤教育」インタビュー

人文学部リーフレット「国際舞台で活躍する教員紹介」に掲載

寺子屋子ども大学 英語教室「Let's play in English!」担当

(3) 研究・教育活動に関するコメント

科学研究費 基盤(C)の1年目として心理言語学の研究を進めたほか、英語教育研究も進めることができた。学部の公開講座における講演や異文化コミュニケーション実習の引率としてオーストラリアに同行し、学生の成長に触れた経験も貴重なものとなった。

合田 陽祐

(1) 研究成果

(論文)

合田陽祐「アルフレッド・ジャリによる科学的言説の受容について——『パタフィジック学者フォストロール博士の言行録』の場合——」, 『レットル・フランセーズ』, 上智大学フランス語フランス文学会紀要編集委員会, 第34号, 29-40頁, 2014年7月。

合田陽祐「アルフレッド・ジャリによる「反対物の同一性」——『反キリスト皇帝』と『昼と夜』における登場人物の構築について——」(原文フランス語), 『フランス語フランス文学研究』, 日本フランス語フランス文学会学会誌編集委員会, 第105号, 113-128頁, 2014年8月。

合田陽祐「アルフレッド・ジャリの『砂時計覚書』を読む——テキストとイメージの関係を中心に——」, 『フランス語フランス文学』, 慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会, 第59号, 67-94頁,

2014年10月。

(口頭発表)

合田陽祐「アルフレッド・ジャリの最初の「書物」——『砂時計覚書』を読む」, 日本マラルメ研究会総会, 於お茶の水女子大学, 2014年5月24日。

合田陽祐「『小雑誌』から見る世紀末文学場の変容——『メルキユール・ド・フランス』の批評欄を中心に——」, 関西シュルレアリスム研究会, 於大阪大学豊中キャンパス, 2015年2月1日。

(翻訳)

合田陽祐(単訳), ミカエル・デブレ(著)「乗り越えがたい距離——『コンスタンチノーブル』における都市のエクリチュール」(原文フランス語), 『テオフィル・ゴーチエと19世紀芸術』所収, 澤田肇, ミカエル・デブレ, 吉村和明(編), ぎょうせい, 2014年5月。

(2) 教育・地域連携等の活動

教育, 地域連携等の活動

授業:(語学) フランス語Ⅱ(医学部, 工学部, 地域教育文化学部, 法経政策学科), (専門) フランス文化論

フランス語では, 文法中心の授業を避け, 課題を通じて, 会話やコミュニケーションの要素を積極的に取り入れた。

また文章を読ませることを通して, 発音矯正をこまめに行った。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

科学研究費「若手(B)」の課題研究を継続して行った。

アルフレッド・ジャリ全集の翻訳作業を進めた。

フランス語版ジャリ全集(*Œuvres complètes d'Alfred Jarry*)の校訂作業を進めた。

上智大学フランス語フランス文学会の編集委員を務めた。

希望者2名にフランス語の個別指導を行った。

坂井 正人

(1) 研究成果

[口頭発表]

1. 「ナスカ社会と地上絵の終焉」(坂井正人) 公開フォーラム アメリカ大陸古代文明の神秘のベールをはがす。法政大学市ヶ谷キャンパス, 2014年4月19日。
2. Proyecto de Investigación Arqueológica Líneas y Geoglifos de las Pampas de Nasca
Congreso Arqueología Peruana (Masato Sakai, Jorge Olano) Ministerio de Cultura del Perú, 2014年8月22日
3. Let's identify birds in the Nasca lines! (Masaki Eda, Takeshi Yamasaki and Masato Sakai), 26th International Ornithological Congress. Rikkyo University, Tokyo, 2014年8月23日
4. Translocation and ceremonial practices of the Nasca culture based on "standard" analysis of bird remains from the temples of Cahuachi, Nasca (4th-5th century AD) (Masaki Eda, Masato Sakai, and

- Giuseppe Oreficci), International Council for Archaeozoology 12th Conference, Centro de Congresos y Convenciones, San Rafael, Mendoza, Argentina. 2014年9月23日.
5. 世界遺産ナスカの地上絵に関する学術研究と保護活動 (坂井正人). 文化遺産国際協力コンソーシアム, 東京文化財研究所. 2015年1月19日.
 6. Paisaje, geoglifos y cerámica en las Pampas de Nasca, costa sur del Perú (Masato Sakai). Simposio Internacional “La producción de los espacios rituales en las regiones de la zona sur de los Andes, Campus Innovation Center, Tokyo. 2015年2月11日.
 7. Geoglyphs and Landscape at the Nasca Pampa, South Coast of Peru. (Masato Sakai). Middle American Research Institute’s Brown Bag Series (招待講演). Tulane University, USA. 2015年3月9日.
 8. Las Investigaciones Académicas y Actividades de Protección de los Geoglifos de Nasca. (Masato Sakai). Simposio Internacional “Protective Activities and Investigación on World Heritage Site “The Lines and Geoglyphs of Nasca”, Campus Innovation Center, Tokyo. 2015年3月15日
 9. Landscape and Social relation at Prehispanic Nasca, South Coast of Peru. (Masato Sakai), Nasca Roundtable Conference 2015, Yamagata University. 2015年3月24日
- [著書・論文等]
1. 『マヤ・アンデス・琉球 環境考古学で読み解く「敗者の文明」』(青山和夫・米延仁志・坂井正人・高宮広土) 朝日選書, 1-262.2014年
 2. 『文明の盛衰と環境変動: マヤ・アステカ・ナスカ・琉球の新しい歴史像』(青山和夫・米延仁志・坂井正人・高宮広土 (編著)) 岩波書店, 1-256.2014年
 3. Informe Final del Proyecto de Investigación Arqueológica de las Líneas y Geoglifos de la Pampa de Nasca (Sexta Temporada). (Masato Sakai, Jorge Olano, Yuichi Matsumoto), 179p., Ministerio de Cultura del Perú, Lima, 2014.
 4. Informe Final del Proyecto de Investigación Arqueológica de las Líneas y Geoglifos de la Pampa de Nasca (Séptima Temporada). (Masato Sakai, Yoshimitsu Ccoyllo, Jorge Olano, Yuichi Matsumoto, Atsushi Yamamoto), 933p., Ministerio de Cultura del Perú, Lima, 2014.

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業] 「アンデス考古学(文化論)」, 「文化人類学入門(文化論)」, 「基礎講義(文化動態論)」, 「文化動態論(人類)」, 「文化人類学概論(1)」, 「文化人類学概論(2)」, 「文化動態論演習」, 「文化人類学演習(4)」, 「文化人類学実習」

[卒業論文] 11名, [修士論文] 2名 (内外国人1名)。

[地域連携]

1. 「山形大学のナスカ地上絵研究」NHK 文化センター仙台 (山形大学人文学部人間文化学科とNHK 文化センター仙台の提携講座) 平成26年4月26日.
2. 「ナスカ地上絵」, 公益社団法人長井教育会・記念講演会, タスパークホテル, 平成26年6月28日.
3. 「古代アンデス文明とナスカ地上絵」ふるさと共生塾 (東根市), 東根公民館ホール, 平成26年10月5日.
4. 「山形大学のナスカ地上絵研究: 2014年度までの成果より」, 山形県立産業技術短期大学校,

平成26年10月15日.

5. 「山形大学のナスカ地上絵研究」北里大学同窓会山形県支部, ホテルサンルート山形, 平成26年11月15日.
6. Estudios recientes de las geoglifos de Nasca por Universidad de Yamagata, Embajada de Perú en Japón, 平成26年11月24日.
7. 「世界遺産ナスカの地上絵に関する学術研究と保護活動」公開フォーラム:世界文化遺産「ナスカの地上絵」の研究と保護をめぐる国際協力, 国立民族学博物館, 平成27年3月19日.
8. 「世界遺産ナスカの地上絵に関する学術研究と保護活動」公開講演会:地上絵とミイラ:ナスカにおける学術調査と遺跡保護, 山形大学, 平成27年3月22日.

(3) 研究・教育活動に関するコメント

「アンデス比較文明論」(科学研究費補助金・新学術領域研究)による共同研究がはじまり、ナスカ台地における現地調査を実施した。また米国(UCLA, Vanderbilt University)およびカナダ(McMaster University)からアンデス考古学の専門家を招聘して国立民族学博物館と共同で国際シンポジウムを実施した。さらには国際交流基金の助成によって、ナスカ研究者をペルーから招聘して、日本各地(東京・大阪・下関・山形)で公開シンポジウムや講演会を実施するとともに、円卓会議「Round Table Conference on Nasca」を開催した。また人文学部附属ナスカ研究所から国際学術雑誌 Peruvian Archaeology を発刊した。教育活動に関しては、講義と演習で世界の諸民族に関する事例(景観など)を検討することで、文化人類学の基本的な考え方、民族誌の読み方と議論の仕方について扱った。また実習では、山形市内の礼拝所をめぐる調査を開始した。

佐藤 清人

(1) 研究成果

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業]「英語(R)」「英語(C)」「英米文学概論(二)」「英米文化講読」
[出張講義]青森県立青森南高等学校

(3) 研究・教育活動に関するコメント

[研究]日系アメリカ文学には「自伝」もしくは「自伝的作品」が多数ある。また、それはアメリカ文学の一般的特徴でもある。そうした観点から日系アメリカ文学とアメリカ文学の関係について考察している。[教育]日本人が英語を苦手とする原因のひとつは、英語と日本語の相違に関する認識が曖昧になっていることだと思われる。英語の授業では、両者の相違を明確にすることによって学生が英語の理解を深めるよう常に心がけている。

鈴木 亨

(1) 研究成果

研究発表「創造的逸脱表現の認可をめぐって—Think different の構文分析」, 日本英文学会東北支

部大会 (於弘前大学, 2014年11月) .

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業: 英語(C), 英語(R), 英語学特殊講義, 日英対照言語学, 英作文 (中級), 教職実践演習 (英語), 英語語法論特論

模擬講義「Think different の言語学—文法と逸脱表現」(山形県立鶴岡南高等学校, 2014年10月)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面では, 文法と逸脱表現の関係について研究を進めた。教育面では, 複数の授業で時間外の課題として多読レポートを課し, 多面的に英語力を養成することに努めた。

摂津 隆信

(1) 研究成果

• 論文

(1) 摂津隆信: パフォーマティヴ理論とカール・ファレンティン喜劇 [査読あり]

(「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」, 山形大学, 第11号, 1-16頁, 2014年)

(2) 摂津隆信: 動く蠟人形 カール・ファレンティンの「パノプティクム」について [査読あり]

(「ワセダブレッター」, 早稲田大学ドイツ語学・文学会, 第22号, 45-62頁, 2015年)

• 研究発表

(1) 摂津隆信: 口頭発表 動く蠟人形 —カール・ファレンティンの「パノプティクム」と「リッターズペルンケ」について—

(早稲田ドイツ語学・文学会第22回研究発表会, 早稲田大学, 2014年9月)

(2) 摂津隆信: 口頭発表 郷愁という名のイリュージョン —カール・ファレンティンの喜劇『騎士ウンケンシュタイン』について—

(東北ドイツ文学会第57回研究発表会, 八戸ポータルミュージアムはっち, 2014年11月)

(2) 教育・地域連携等の活動

山形大学着任初年度ということもあり右も左もわからない状態だったが, 基盤教育における初修外国語, 人文学部における専門科目両方をなんとかやりこなしたという印象。地域連携活動については今後努力していきたい。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

平成26年度は比較的落ち着いて研究に取り組めた。授業準備にもそれなりに時間をかけられたので良かったと思う。今後も研究・教育に割く時間をなんとか確保していきたい。

十川 陽一

(1) 研究成果

• 論文

「奈良時代の下級官人把握—散位を通じて—」(『国史学』213, pp.1-27,2014年6月)

• 学会発表

「地方における律令官人制の展開と受容—勲位を中心に—」(三田古代史研究会, 2014年8月30日, 慶應義塾大学三田キャンパス)

(2) 教育・地域連携等の活動

平成27年度着任のため, なし。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

自身がこれまで進めてきた研究の視点を生かし, 出羽を中心とした東北地方をフィールドとした研究・教育についても精力的に進めてゆきたい。

高橋 真彦

(1) 研究成果

ポスター発表

Takahashi, Masahiko. 2014. On the existence of null complementizers: New evidence. *Formal Approaches to Japanese Linguistics 7 (FAJL 7)*. International Christian University.

口頭発表

Takahashi, Masahiko. 2014. On the ban on embedded nominative major subjects. *The 10th Workshop on Altaic Formal Linguistics (WAFLL 10)*. Massachusetts Institute of Technology.

(2) 教育・地域連携等の活動

前期: 三重大学(前任校)にて1年生用の英語科目を担当

後期: 英語(R) / 英語(C) / 実践英語(三)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

千葉 清史

(1) 研究成果

[論文]

• “Kants Ablehnung des apagogischen Beweises in der ‘Transzendentalen Methodenlehre’”, XXIII. Kongress der Deutschen Gesellschaft für Philosophie, Online Publikation, <http://miami.uni-muenster.de/Record/e38f8099-10b3-4dd9-bb90-f7d5707d6ab5>, 1-8.

• 「二世界解釈と二側面解釈:そもそも何が問題だったのか?」, 西洋近世哲学史懇話会(編), 『近世哲学研究』第18号, 1-35.

[研究発表]

• “Kants Ablehnung des apagogischen Beweises in der ‘Transzendentalen Methodenlehre’”, XXIII. Kongress der Deutschen Gesellschaft für Philosophie. Universität Münster, Münster (Germany).

2014/9/30.

- “An Idea of Philosophy of Archaeology”, Nasca Roundtable Conference 2015. Yamagata University, Yamagata. 2015/3/23.

(2) 教育・地域連携等の活動

ドイツ語 IA1/IIA1 (人文・理学部向け)

ドイツ語 IA2/IIA2 (工学部向け)

哲学講義 (一): カント『道徳形而上学の基礎づけ』を読む

哲学演習 (一): 科学哲学入門

卒論指導: 3名

人文学部公開講座『グローバル時代への挑戦: 等身大の留学体験』: 「学問のために, なぜ海外なのか?: ポン大学 (ドイツ) 哲学科の場合」 (6月16日)

高校訪問: 3校

(3) 研究・教育活動に関するコメント

平成26年度は取得した科研費プロジェクト「超越論的論証: その本質と発展可能性」にかかわる研究を進めていった。ナスカ関連の研究も進行中である。

富澤 直人

(1) 研究成果

“Remarks on syntactically derived nominals,” Bulletin of Yamagata University (Humanities) 18,2,87-110.

(2) 教育・地域連携等の活動

コミュニケーションスキル (英語 R,C,CR), 言語学総合講義, 英語学特殊講義, 英語学特別演習
教員講習

大学院研究生指導

出張講義 (1校), 高校訪問 (1校)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

富田 かおる

(1) 研究成果

A Model Based on F1F2 Values for Native and Non-native Speakers' Speech, 山形大学人文学部叢書 VI

“Visualization of vowel space for language learning” Bulletin of Yamagata University (humanities) 18:2, 111-132.

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業 言語学特殊講義, 英語学演習, 言語学総合講義, 基礎講義(言語), 英語(R), 英語(C)
高等学校10校余にて, ことばの音に親しむ, の模擬講義実施

(3) 研究・教育活動に関するコメント

言語の生成を主なテーマとし, 特に発話の音響分析を基に, 英語母語話者と日本人英語学習者の母音特徴分析を行い, 母音空間視覚化の言語学習への応用について考察した。

中澤 信幸

(1) 研究成果

[論文]

- 小川尚義の著作に見る国語意識, 『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』11, pp.17-31, 2014年9月
- 日本語教育における台湾語音の活用 — 銘傳大学の日本語学習者を対象にした意識調査 —, 『銘傳日本語教育』17, pp.23-40, 2014年10月

[口頭発表]

- 「日台基本漢字」と「東アジア共通漢字」の可能性, 第十屆台灣語言及其教學國際學術研討會, 台湾・国立成功大学, 台湾語文学会, 2014年10月25日

[ポスター発表]

- 台湾人日本語学習者の連濁意識について — 銘傳大学学生を対象として —, 中澤信幸, ティモシー・J・バンス, アーウィン マーク, レキシコン・フェスタ3 国立国語研究所 理論・構造研究系 プロジェクト成果合同発表会, 2015年2月1日

[辞典項目執筆]

- 「古濁略韻」「十一韻」「心空」「隋唐音図」, 佐藤武義・前田富祺他編『日本語大事典』, 朝倉書店, p.789, pp.1015-1016, p.1135, p.1158, 2014年11月

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業]

- 学部専門科目: 日本語学概論, 日本語学特殊講義, 日本語学講読, 近現代東アジア地域論(二), 言語学総合講義, 国語の教材分析B, 教職実践演習(中学校・高等学校)国語
- 大学院科目: 日本語史特論I, 日本語史特別演習
- 基盤教育科目: 日本語と他の言語との共生(共生を考える), 社会言語学入門(言語学) 遠い方言, 近い方言(地域学)

[卒業論文]

- 江戸期の読本における係り結びの乱れについて ~上田秋成『雨月物語』『春雨物語』を中心に~
- 女性語の使用に関する一考察 — 『怪談牡丹燈籠』を中心に —
- 文学作品における敬語の使用 — 明治時代から昭和時代まで —

〔修士論文〕

- ・日本漢字音と現代中国呉方言との対照 —「唐話辞書」を資料として—

〔地域連携〕

- ・小川尚義の著作に見る国語意識, 台湾・銘傳大学応用日語研究所 (大学院) 特別講義, 2014年4月11日
- ・台湾語と日本漢字音, 台湾・文藻外語大学ワークショップ, 2014年4月24日
- ・台湾語と日本漢字音, 台湾・淡江大学日本語文学系碩士班 (大学院) 講演, 2014年5月27日
- ・台湾語と日本漢字音, 台湾・中國文化大学日本語文学系ワークショップ, 2014年5月29日

(3) 研究・教育活動に関するコメント

前年度に引き続き, 「YU 海外研究グローイングアッププログラム」により, 台湾・銘傳大学に滞在して研究を進めた。また台湾の各所で講演・特別授業などを行った。帰国後は台湾での成果を論文, 口頭発表等で公開した。また台湾で培った知識を, 授業や論文指導等の教育面で生かすことができた。

中村 篤志

(1) 研究成果

学会・研究会発表

- 1, 「清朝モンゴル統治再考——モンゴル語日記史料を手がかりに——」満族史研究会第29回大会, 於: 東北大学片平さくらホール2階会議室, 平成26 (2014) 年5月31日 (土)
- 2, 「清代モンゴル遊牧社会と王公『支配』——所有, 移動, 調整をめぐって——」地域コンソーシアム (JCAS) 2014年度次世代ワークショップ『近現代モンゴルにおける人間=環境関係の変容』, 於: 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター大会議室, 平成27 (2015) 年1月11日 (日)
- 3, 「清朝治下モンゴルにおけるヒトとモノの移動」2014年度東北アジア研究センター共同研究シンポジウム「畜産物の流通にみるモンゴル高原のグローバリゼーション」, 於: 東北大学・川北合同研究棟1階ラウンジ, 2015年3月7日 (土)
- 4, 「遊牧と移住のあいだ——20世紀前半内モンゴル・フルンボイル社会の動態から」東北アジア研究センター・共同研究「東北アジアにおける辺境地域社会再編と共生様態に関する歴史的・現代的な研究」シンポジウム「越境の東北アジア: 統治の動揺と地域流動化」於: 東北大学東京分室, 2015 (平成27) 年3月8日 (日)

(2) 教育・地域連携等の活動

〔担当授業〕

主担当: 文化動態論 (アジア), アジア史講義 (二), アジア史演習 (二) 前後期, アジア史史料講読 (二), 近現代東アジア地域論 (一), 国際文化学演習, 基盤「モンゴル遊牧民を考える (基幹「人間を考える」)」, 基盤「モンゴル語の歴史 (教養セミナー)」, 北アジア史特論Ⅱ (大学院), 北アジア史特別演習 (大学院)

分担任当:基礎(文化動態論),基盤「グローバル社会に生きる君達へ」,基盤「遠い方言,近い方言」
〔教育活動〕

- 1, 国際交流:人文学部異文化間コミュニケーションI in 台北のWGメンバーとして,企画・運営・現地引率を行った。国内では,説明会,事前学習会(3回),帰国報告会の企画・運営,現地では実習後半の引率を担った。現地学生と合同で主体的に街頭調査をさせる合同研究を,他の教員と共同で立案・実施した。
- 2, 2014年度人文学部公開講座「グローバル時代への挑戦——等身大の留学体験」の第5回講師を担当し,「モンゴル・ノスタルジーのゆくえ——留学で学んだモンゴル遊牧民の「本音」」と題する講演を行った(2014/06/23)。
- 3, 特別招待講師として舟橋學氏を招き,講演会「途上国の技術協力専門家として働く——相手国の人に囲まれて活動するには?」を企画,実施した(2014/12/4)。
- 4, 卒論指導10名,修論指導1名。

〔地域貢献活動〕

- 1, 出張講義:盛岡北高等学校・大学模擬講義において講義2014年6月19日
- 2, 出張講義:弘前高校・出前講義において講義2014年9月19日
- 3, 出張講義:大船渡高校・一日総合大学において講義2014年9月25日
- 4, 寒河江ロータリークラブ3月例会に招待され,「私のモンゴル・中国経験と山大人文学部の国際交流」と題する講演を行った(於グランデール寒河江。2015/03/12)。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

- 代表を務める基盤研究C「日記史料からみた清末のモンゴル王公と清朝支配」の調査・研究に従事した。
- 基盤研究A(海外調査)「東北アジアにおける辺境地域社会再編と共生様態に関する歴史的・現代的な研究」(代表:岡洋樹)の研究分担者として,最終年度の国際シンポジウムにおいて,成果を発表した。
- 教育面では,前年に引き続き国際交流や海外留学に関わる活動が主だった。まず前年同様,台湾実習における合同現地調査の企画・運営・引率を行ったほか,グローバル文化学コース向けの国際文化学演習を企画・運営し,アジアで働く駐在員やJICA職員を招待し,従来にない海外キャリアを意識した授業を行った。人文学部の公開講演会,基盤のグローバル関連授業,ロータリークラブなどでも国際交流に関する講演を行った。また,トビタテジャパンに応募する学生の書類作成や面接などのアドバイスを行い,東洋史から1名の合格者を出した。

中村 隆

(1) 研究成果

- 論文:「ディケンズ・メイヒュー・児童労働」,『東北ロマン主義研究』(第1号),平成26年12月,単著,pp.67-82(査読有り)
- 研究発表(シンポジウムのパネリストとして発表):『『オリヴァー・トウィスト』におけるホガース風の主題と変奏」,シンポジウム名:日本英文学会東北支部大会シンポジウム「オリジナル

とアダプテーション」, 開催地: 弘前大学, 発表年: 平成26年11月30日

(2) 教育・地域連携等の活動

基盤教育について。基盤教育の英語(R)および(C)では、山形大学の学生ならば、ネット上で24時間アクセスが可能な ALC NeAcady2を予習と復習の基本教材とし、速読 R とリスニング C の練習をした。また、グループワークによる音読、発話練習を繰り返し行い、ナチュラルな英語のリズムを身体で覚えることを重点課題とした。

学部の専門教育について。英文学特殊講義では、18世紀と19世紀の英文学を「子供」という観点から論じた。文学概論では、「西洋と出会った日本人」としての夏目漱石のイギリス観を講じた。欧米文化演習では、小池滋『ロンドン』を起点として、各自学生が欧米の一都市をテーマとして掘り下げ、それに関する研究発表をした。英米文学講読では、エッセイを1つの文学ジャンルとして扱い、現代英字新聞の文化的エッセイを語彙の獲得、英文法・構文の高度な理解を目標として、英語で精読した。暗記や音読にも積極的に取り組んだ。【地域連携等】・山形大学人文学部の重点校である山形県立北高等学校の高校訪問担当教員として、学生の動向、高校の教諭の意見などを調査(平成26年11月17日)・福島県立橘高等学校にて出張講義をした。題:「エドガー・アラン・ポー「黄金虫」を読む」(平成26年10月29日)受講生約60名

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面について。ヘンリー・メイヒューとディケンズがともに描いた19世紀中葉のロンドンの「児童労働」を、「子供」、「貧民学校」、「センチメンタリズム」という視点から研究した。合わせて、ディケンズのフィクションが「子供」をセンチメンタリズムの枠組みで捉えるのに対し、メイヒューのノン・フィクションが、統計データを駆使し、児童労働を数値化していることを論じた。その研究成果は「ディケンズ・メイヒュー・児童労働」という論文に収められた。教育面について。基盤教育では、ALC NeAcady2というコンピュータ利用の英語学習を効果的に取り込むことができた。特に、語学教育での復習の効用を理解させるために、復習課題を大幅に増加した。授業では、音読を繰り返し、英語の音を身体的なリズムにおいて発話するような工夫をした。専門教育においては、英文学特殊講義では子供と労働という観点で新しい局面からの視点が提供できた。文字情報を可視化するために、視聴覚教材を効果的に利用した。文学概論では、夏目漱石のイギリス体験を先行研究を踏まえて論じたが、漱石を自己の研究課題としたのは今年度が初の試みだった。講義では、質問コーナーを随時設け、講義者の質問に対し、回答を発言した場合、それを評価の点数に組み込むことをした。欧米文化演習では、各自がテーマを発見し、それについて発表するというPBL的取り組みをした。英米文学講読では、積極的に音読と暗記を取り入れ、英語を体感として学ぶ環境づくりをした。

西上 勝

(1) 研究成果

- ・論文:「周亮工の『読画録』と『印人伝』について」(『書法漢学研究』第15号, 平成26年7月, 20~27頁。

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業

研究科：中国中世文化論特論

専門教育：中国文学概論など

基盤教育：共通科目コミュニケーション・スキル2「中国語」

地域連携

前年度に引き続き、一般市民をも対象とする中国語検定試験（日本中国中国語検定協会主催）の山形試験場（人文学部を会場とする）の運営に、試験場責任者として参画した。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

平成26年10月、京都・大谷大学を会場として開催された第66回日本中国学会大会・文学語学部会において、「『莊子』の寓話における演出的表現について」と題する研究発表の司会をつとめた。

福野 光輝

(1) 研究成果

○紀要論文

福野光輝・土橋美幸（2015）. 対人葛藤解決における間接方略の遍在性. 山形大学人文学部研究年報, 12, 1-20.

○学会発表

福野光輝（2014a）. マクロ公正感が公共事業への支持におよぼす効果. 日本社会心理学会第55回大会発表論文集, 369.

福野光輝（2014b）. 小学生保護者における大学生との葛藤懸念. 日本応用心理学会第81回大会発表論文集, 43.

福野光輝・森和彦（2014）. 「姿勢としての努力」と能力が報酬分配におよぼす効果. 日本心理学会第78回大会発表論文集, 233.

福野光輝・渡邊洋一（2014）. 大学1年生の自転車運転意識の変化. 東北心理学研究, 64, 25.

(2) 教育・地域連携等の活動

○担当授業

「研究活動推進のための特別軽減措置」の対象となったため休講とした。ただし、卒業論文指導は担当した。

○卒業論文指導

「初対面場面におけるアイコンタクトのタイミングと笑顔の有無が印象評価に及ぼす影響」

「コミュニケーション・スキルが精神的健康に及ぼす効果：被受容感と公的自意識との関連」

「セルフトークと要求水準がパフォーマンスに及ぼす影響」

「着やせ服と瘦身願望が似合いに及ぼす効果」

「個人の自立が信頼している友人との関係の捉え方に及ぼす影響：相互理解の感覚に着目して」

「製品の地域的制約が購買意図に及ぼす影響：希少性に着目して」

(3) 研究・教育活動に関するコメント

福山 泰男

(1) 研究成果

- 研究発表

(2) 教育・地域連携等の活動

- 山形大学人文学部の重点校である山形県立北高等学校の高校訪問担当教員として、学生の動向、高校の教諭の意見などを調査（平成26年11月17日）。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

本多 薫

(1) 研究成果

論文

- 1) 門間政亮, 本多薫: ワイドディスプレイにおける情報表示領域と作業領域の配置に関する検討, 山形大学大学院社会文化システム研究科紀要, 第11号, p.33-41, 2014
- 2) Kaoru Honda et al.: Changes in Biological Data during Prolonged Use of a Learning Support System and the Effects of a Rest Break, Communications in Computer and Information Science, 435, p.455-460, Springer, 2014

学会発表

- 1) 本多薫, 学習支援システムを想定した学習での休憩時間の検討, 日本教育工学会第30回全国大会, 2014年09月19日~2014年09月21日, 日本教育工学会第30回全国大会, 岐阜大学 (岐阜県・岐阜市)
- 2) 高崎俊宏, 本多薫, 渡邊洋一: 拡張現実感におけるCGのサイズ推定に関する研究, 第10回日本感性工学会春季大会, 京都女子大学 (京都市), 2015年3月29日
- 3) 門間政亮, 本多薫: 作業環境とBGMが言語課題に及ぼす影響 - VDTと紙面による比較 -, 第10回日本感性工学会春季大会, 京都女子大学 (京都市), 2015年3月29日

著書

- 1) 渡邊洋一, 本多薫: 直線の地上絵は何を語るのか, 「青山・米延・坂井・高宮編者: 文明の衰退と環境変動」, 岩波書店, p.140-141, 2014年9月25日発行

(2) 教育・地域連携等の活動

授業:

(教養) 情報処理

(学部) 公務員対策セミナー, 人間文化入門総合講義, 人間情報科学概論, 基礎講義 (地域・人間), 情報処理演習, 情報科学演習, 情報科学実習, コンピュータ・ネットワーク論

(大学院) 人間情報科学特別演習

卒業研究の指導 (人間情報科学専修担当として指導) :

(a) 統計情報に基づく野球戦術とチーム作り

修士論文の指導 :

(a) 拡張現実感における CG のサイズ推定に関する研究

地域貢献活動等 :

(a) 日本人間工学会 理事・東北支部長・代議員, 東北支部役員

(b) 日本経営工学会 代議員, 東北支部運営委員

(c) 土木学会 地下空間研究委員会 心理小委員会 委員

(3) 研究・教育活動に関するコメント

平成26年度は、科研費 (学習支援システムの生体負担と休憩時間に関する研究)、ナスカ地上絵に関する研究を情報科学の視点で進めた。また、教育としては、情報科学関連の講義を担当するとともに、共同で卒業研究および修士論文 (主査) の指導を行った。

松尾 剛次

(1) 研究成果

I. 著書 (共著 2)

1) 『仏教の事典』朝倉書店 2014年 4月20日 第68回毎日出版文化賞受賞

2) 遊学館ブックス『食から考える山形』～足もとの食を見つめながら～(助)山形県生涯学習文化財団 (共著), 2015年 3月

II. 論文 (2)

1. 「最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』11, 2014年 9月

2. 「叡尊教団の豊後・豊前国における展開」『山形大学歴史・地理・人類学論集 11』2015年 3月

III. その他 (新聞記事, 書評, 講演など) (6)

1 書評「大喜直彦著『神や仏に会おう時』」『山形新聞』2014年 5月11日

2 NHK ラジオ全国版「宗教の時間, 葬式と仏教」に出演 2014年 9月 7日 (8時30分 - 9時) 9月14日 (18時30分 - 19時)

3 書評「森謙二著『墓と葬送のゆくえ』」『山形新聞』2014年12月21日

4 書評「小山聡子著『親鸞の信仰と呪術: 病氣治療と臨終行儀』」『宗教研究』p764-769 2014年12月

5 書評「五木寛之著『親鸞 完結編』」『山形新聞』2015年 1月18日

6 書評「高橋義夫著『保春院義姫』」『山形新聞』2015年 3月 1日

(2) 教育・地域連携等の活動

IV 学生指導 卒論 (15本)・修論 (2本) を指導

中世粟島の信仰についての一考察

中世における日本仏教と女性の関係についての一考察

中世武家家法に関する一考察—『宇都宮弘安式条』と宇都宮氏に注目して

妖怪文化の変遷—『画図百鬼夜行』を中心に

奈良絵本に関する一考察—新ルーヴアン大学所蔵作品を中心に—

奥州合戦再考

相模三浦一族に関する一考察—佐原氏と矢部禪尼に注目して

怨霊・御霊信仰に関する一考察

『女房官品』の基礎的考察

最上義光の庄内統治に関する一考

「中世武家法に関する一考察—『宇都宮家弘安式条』と宇都宮氏に注目して—

蒲生氏郷についての一考察—若松の城下町づくりを中心に—

御館の乱に関する一考察

明治天皇の東北巡幸に関する一考察—山形巡幸を中心に

神道の依り代に関する一考察

修論

鎌倉幕府將軍行列に関する一考察—行列内所役構成の変化に着目して

中世における祓の実態について—鎌倉幕府の行った祓を中心に—

V 地域貢献

山形学企画委員として山形学講座の企画を行った。また、本学都市地域学研究所の所長として山辺町と連携して、「山形偉人再発見プロジェクト」を行い、第4回安達峰一郎記念世界平和弁論大会などを実施した。本年、7月には、これまでの山形市への貢献に対して、山形市市制施行125周年記念市政功労賞（教育・文化部門）を授与された

(3) 研究・教育活動に関するコメント

本年度は、日本史担当者が私一人となり、修論2本、卒論15本の指導をするはめになった。それゆえ、教育に多くの時間をさかざるをえず、単著の出版ができなかったことは大いに残念であった。しかし、7月に山形市市制施行125周年記念市政功労賞を授与された。さらに11月には共著の『仏教の事典』に対して第68回毎日出版文化賞が授与された。このように、これまでの業績が認められた実り豊かな年でもあった。

松本 雄一

(1) 研究成果

〈学会発表〉

Matsumoto, Yuichi, Jason Nesbitt, Yuri Cavero Palomino, y Edison Mendoza "Actividades rituales en las áreas circundantes al centro ceremonial Campanayuq Rumi". I Congreso Nacional de Arqueología, 20 de Agosto, 2014, Museo de la Nación.

松本雄一, ジェイソン・ネスビット, マイケル・グラスコック, ユリ・カベロ・パロミーノ, リ

チャード・バーガー

「アンデス形成期における黒曜石の流通と地域間交流：カンパナユック・ルミ遺跡出土黒曜石の蛍光X線分析から」古代アメリカ学会代19回大会，2014年12月7日，於名古屋大学。

〈シンポジウム〉

Matsumoto, Yuichi

Paracas en la sierra:

Una perspectiva desde Campanayuc Rumi. Simposio Internacional "Desarrollo y Cambio Social en las Sociedades del Costa Sur del Perú", February 16, 2014, Nacional Museum of Ethnology, Osaka.

Matsumoto, Yuichi; Ritual Domestica?: Manejo del espacio ritual en el centro ceremonial de Campanayuc Rumi. Simposio Internacional "La Producción de los espacios rituales en las regiones de la zona sur de los Andes", 11 de Febrero, 2015. 於 キャンパスイノベーションセンター。

(2) 教育・地域連携等の活動

〔担当授業〕

基盤教育：神殿と権力（人間を考える），インカ帝国への道（文化論）

学部専門教育：文化人類学概論（一），文化動態論（人類），文化人類学概論（二），文化人類学講義（二），文化人類学宗教史講読（二），文化動態論演習，文化人類学演習（三），文化人類学実習

大学院教育：人類学特論 I

(3) 研究・教育活動に関するコメント

「アメリカ大学院サバイバル生活：留学生の理想と現実」山形大学公開講座2014年6月19日
科研費 若手B，新学術領域研究の研究を行った。

宮腰 直人

(1) 研究成果

論文「勝田竹翁筆『富士牧狩』考：《曾我物語》研究序説」（『立教大学日本文学』111号，2014年1月）

(2) 教育・地域連携等の活動

平成27年4月に着任のため，該当事項なし

(3) 研究・教育活動に関するコメント

日本古典文芸研究の立場から山形及び東北の地域資料を活かした研究と教育を行っていきたくと考えています。

元木 幸一

(1) 研究成果

論文「ペテン歯医者と雄鶏合戦—ハンス・ゼーバルト・バーハム作《ケルミス大版画》のモチーフ—

フ分析一」『山形大学人文学部研究年報』第12号, 2015年, 21-41頁。

『宗教改革期のニュルンベルクにおける農民祝祭版画の総合的研究』(科学研究費報告書), 2015年, 1-42頁。

(2) 教育・地域連携等の活動

(授業)

基盤教育基幹科目「美術に見る男女の共生／競生／狂生」教養科目「笑顔の秘密—笑いの美術史 (芸術)」

人文学部専門科目「基礎講義 (文化解釈学): オムニバス」「芸術文化概論」「芸術文化特殊講義」「美学・芸術学演習」「美術史演習」「芸術文化実習」

大学院科目「表象文化論 (美学・芸術学) 特論Ⅱ」

(卒論指導)

「C・D・フリードリヒの廢墟表現」

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面では三年間の科研が終了し, なんとか報告書をまとめることができました。学生指導に関しては, 多忙故にやや手抜きになった観なしとしない。学生に申し訳なし。ただし, 多忙故にこそ, 学生との付き合いは楽しく, 結構熱がこもった授業になったのではないかと思う。

森岡 卓司

(1) 研究成果

[共著] 山形新聞社編『やまがた再発見』荒蝦夷 平成26年7月2日

収録エッセイ (単著)「[[田山花袋] わが「ふるさと」(p103~ p116), 「[[森英介]「アイロニーの地獄」に囚われて」(p245~ p263) を執筆

[記事]

1. 森岡卓司「やまがた再発見」210. 出羽ヶ獄文治郎, 『山形新聞』平成26年7月13日

2. 山新文学賞「選考経過」, 『山形新聞』平成27年1月25日, 平成27年2月15日, 平成27年3月15日

(2) 教育・地域連携等の活動

[出張講義]

宮城県佐沼高等学校 (平成26年7月17日)

秋田県立横手高等学校 (平成26年9月3日)

福島県立安積高等学校 (平成26年11月29日)

[公開講座]

1. 山形県高等学校文化連盟文芸専門部村山地区講習会 講師, 平成26年9月10日 山形大学小白川キャンパス

2. 森岡卓司「現地視察 一庄内の文学散歩」, 寒河江市立図書館「シリーズ山形の文学を探る」

第3回 平成26年10月14日, 鶴岡公園

[教員免許状更新講習]

1. 渡辺文生, 森岡卓司, 福山泰男「国語教材の研究」, 平成26年度教員免許状更新講習(中学校教諭(国語)・高等学校教諭(国語)対象)平成26年8月4日~8月6日 山形大学人文学部 [論文指導]

卒業論文5名

[授業担当]

「初期村上春樹の世界(文学)」ほか基盤教育科目3, 「日本文学演習」ほか専門教育科目7, 「日本近現代文化論特別演習」ほか大学院担当科目2(と特別研究)。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

上記の通り, 翌年以降の準備にあてた時間が多かったとはいえ, 研究活動が低調であったことを否めない。管理運営上の業務として, 広報委員会(HP部会, 学部サイト全面リニューアル), [全学に関わる業務] 1, [学部に関わる業務] 2+2を担当し, さらに改組に関わって複数のWGに加わったことの影響は大きかった(が, 次年度以降さらにこの業務が増大しようとは思ってこなかった)。

学会活動としては日本近代文学会東北支部運営委員, 日本比較文学会東北支部事務局長, 日本文芸研究会全国委員, 日本文学協会委員。

上記以外の教育活動として, 上記の他に, 平成23年度より実施している日本近代文学東北インカレゼミ(平成22年は山形大学単独の自主ゼミとして実施)を, 本年は山形県で主管校として開催, 学生が企画運営を担当する補助を行った。福島大, 東北大, 弘前大, 盛岡大, 東京大からの参加があった。

地域連携等の活動として, 山形大学が行う朗読コンテストの審査員を, 平成26年度もまた継続して務めている。また, 学部国際学術講演会「共振する東アジア4」のコメンテーターとして登壇した。また, 新設された映像文化研究所の運営委員となり, 松浦寿輝氏による開設記念講演会のコーディネートを大久保清朗准教授とともに担当した。

山崎 彰

(1) 研究成果

- 学会報告「19世紀ブランデンブルク土地貴族の農場経営と農法改革」(政治経済学・経済史学会秋季学術大会), 青山学院大学, 10月19日

(2) 教育・地域連携等の活動

- 基盤教育

「ヨーロッパ史における共生と環境」(基幹科目), 「近代ヨーロッパ国家の多様なかたち」(教養科目)

- 専門教育

「文化動態論基礎」「文化動態論(ヨーロッパ)」「ヨーロッパ史講義(二)」「ヨーロッパ史演習

(二)」「ヨーロッパ史英書講読 (二)」「卒業論文」。以上の他に山内勲東海大山形高元校長, コーエンズ久美子教授と「教職実践演習」を実施した。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

山田 浩久

(1) 研究成果

著作

- 山田浩久 (2015) 『観光まちづくりによる中心市街地の再生』, 山形大学人文学部叢書 8, 総頁 375.
- Yamada, H. (2015) Spatial Characteristics of Land Evaluation in the Tokyo Metropolitan Area after the Great East Japan Earthquake. M. Hino and J. Tsutsumi eds, Urban Geography of Post-Growth Society, 159-178, Tohoku University Press.

招待論文

- 山田浩久 (2014) 「郊外開発を前提としたスマートグロースは可能か?? 山形県山形市を事例にして?」, NETT 86,12-15, ほくとう総研.

その他

- 山田浩久 (2015) 「東根市高齢化対策ビジネス研究会」, やまがた地域社会研究所ブックレット 1,22-25, 山形大学人文学部.

学会発表

- 山田浩久 (2014) 「宿泊客の行動類型から見た着地型観光の提案—山形県上山市の事例—」, 東北地理学会
- 山田浩久 (2014) 「人口減少下における地方零細都市の持続可能性—山形県東根市を事例にして—」, 東北地理学会
- 山田浩久 (2014) 「地価と土地生産性との関係に関する近年の動向」, 日本地理学会

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業

- 人文地理学概論, 地域構造論, 地誌学, 地域構造論演習, 都市地理学調査実習, 他生涯学習支援等
- 山形市定住自立圏地域計画講習講師
- 山形県教育センター, 小中学校教諭対象の GIS 講習講師
- 東根市商工会, 高齢化対策ビジネス研究会講師
- 山形大学人文学部オープンキャンパス模擬授業講師
- 2014年度関山街道フォーラム, パネリスト

学外の審議会, 委員会

- 国土交通省, 東北ブロック地理空間情報産学官地域連携協議会委員
- 山形市都市計画マスタープラン研究会委員

- 山形市にぎわい拠点整備事業審査委員会委員長
- 長井市まちづくり基金審査委員会委員

(3) 研究・教育活動に関するコメント

科研費による研究成果を著作として著すことができた。地域連携に関しては、COC事業の分野別研究として上山市に対する研究成果を著すことができた。また、現地学習を主体とする講義形式も軌道に乗り、特色のある授業を実践できるようになった。

山本 睦

(1) 研究成果

〈論文〉

「先史アンデスにおけるペルー北部チョコターノ川流域社会の形成と変遷」, 国立民族学博物館研究報告39(4), 2015, p.511-574

〈学会発表〉

「アンデス文明形成期における神殿をめぐる人々の活動」, 日本文化人類学会第48回研究大会, 2014年5月18日, 幕張メッセ国際会議場

「ペルー北部地域の遺跡踏査：地域間ルート試論」, 古代アメリカ学会第19回研究大会, 2014年12月6日, 名古屋大学東山キャンパス野依学術交流館

(2) 教育・地域連携等の活動

(3) 研究・教育活動に関するコメント

8月～9月には、「神殿をめぐる活動と地域間交流の相関からみたアンデス文明形成期の社会動態（科学研究費補助金・若手A）」によって、ペルー北部で調査・研究をおこなった。また、12月～3月にかけては、人文学部附属ナスカ研究所に滞在し、「アンデス比較文明論（科学研究費補助金・新学術領域研究）」によって、ナスカ市近郊で調査・研究を実施した。

平成26年10月に本学に着任いたしました。

吉井 文美

(1) 研究成果

[著書]

①吉井文美「日本の華北支配と開濼炭鉱」久保亨・波多野澄雄・西村成雄『日中戦争の国際共同研究5 中国の戦時経済と変容する社会』（慶應義塾大学出版会, 2014編）, 205-228頁。

[論文]

①吉井文美「日中戦争初年の天津海関」『東京大学日本史学研究室紀要』18号, 2014年, 73-90頁。

②吉井文美「中国在来秩序の改変と帝国日本の膨張 一一九三一～一九四一年一」(博士学位論文, 東京大学)。

[学会報告]

- ①吉井文美「中日戦争下の江海関（日本語訳：日中戦争下の上海海関）」、第十五届两岸三地歴史学研究生論文発表会（中国，鄭州大学），2014年10月。
- ②吉井文美「日中戦争期揚子江航行権をめぐる攻防」、中国現代史研究会例会（東京，東洋文庫），2015年1月。
- ③吉井文美「20世紀30年代的日本外務省与文化事業（日本語訳：1930年代における日本外務省と文化事業）」、第二屆抗日戦争史青年学者研討会（中国，西南大学），2015年3月。

[総説・書評]

- ①（総説）「回顧と展望（日本近現代 外交二）」『史学雑誌』123巻5号，2014年，179-182頁。
- ②（書評）熊本史雄著『大戦間期の対中国文化外交 外務省記録にみる政策決定過程』、『歴史評論』，769号，2014年，100-104頁。
- ③（新刊紹介）外務省編纂『日本外交文書 第二次欧州大戦と日本』第二冊上下，『史学雑誌』，123巻4号，2014年，625-626頁。

(2) 教育・地域連携等の活動

[授業]

（後期）日本史講義（一）／日本史演習（一）

(3) 研究・教育活動に関するコメント

平成26年10月に本学に着任いたしました。

ライアン スティーバン

(1) 研究成果

[発表] (2014.11) Featured Speaker: Recognizing the Hidden Bias in Cross-Cultural Diplomacy. The 5th Asian Conference on Media and Mass Communication (IAFOR) 大阪市.

(2014.11) Linking Intercultural Communication Theory and Cross-Cultural Diplomacy to Highlight Cultural Bias, International Journal of Arts and Sciences (IJAS). University of London, UK.

(2014.5) Keynote speaker: Recognizing the Affect of Hidden Cultural Bias in Cross-cultural Communication. The 2nd International Conference on Social Science and Management. (ICSSAM 2014). 京都市

(2014. 3). Journey to the American Revolution of 1776. Japan Association of Language Teachers (JALT). Yamagata city, Japan, Yamagata Chapter.

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業：英語コミュニケーション（上級），英作文（上級），英語(C)，英語(R)，異文化間コミュニケーション I，II

(3) 研究・教育活動に関するコメント

My research interest intersects with Intercultural Communication and Cross-Cultural Psychology with

emphasis on international relations.

渡辺 文生

(1) 研究成果

澤恩嬉・中林幸子・渡辺文生「初級日本語学習者を対象とした交流型遠隔授業における教室の役割—継続的なつながりをめざして—」ICJLE2014, University of Technology, Sydney, Australia, 2014.7.11

Mitsuko Takei, Fumio Watanabe, Etsuko Yoshida, Miho Fujiwara, The Role of Reactive Tokens in Storytelling as Feedback for Lexical Choices in Subsequent Storywriting, AILA 2014, Brisbane, Australia, 2014.8.15

渡辺文生・武田知子・川村よし子「文型分析ツール開発に向けた接続助詞的形式名詞の研究 —用例抽出ルールの設定と運用実験—」2014 CAJLE Annual Conference, Montreal, Canada, 2014.8.20
《出版物》

渡辺文生・武田知子・川村よし子 (2014)「文型分析ツール開発に向けた接続助詞的形式名詞の研究 —用例抽出ルールの設定と運用実験—」『2014 CAJLE Annual Conference Proceedings』pp. 192-199. カナダ日本語教育振興会

渡辺文生 (2015)「講義Gのインタビューの講義テーマに基づく分析 —表現検索による分析と「情報伝達単位 (CU) の残存との対応—」『大学学部留学生による講義理解の表現類型に関する研究』2014年度特定課題研究助成費 (研究代表者: 佐久間まゆみ) 研究成果報告書 pp. 186-197.

(2) 教育・地域連携等の活動

担当授業は、基礎講義 (言語)・言語学総合講義・日本語学文法講義・日本語学特殊講義・日本語学講読・日本語学演習・日本語 (二)《以上学部専門科目》, 日本語意味論特論・日本語意味論特演・特別研究《以上大学院科目》, スタートアップセミナー, ことばの分析 (言語学)・日本語上級2・遠い方言, 近い方言《以上基盤教育科目》。教員免許状更新講習の講師を務めた (2014.8.4)。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動については、研究分担者として参加した基盤(C)の科学研究費プロジェクトのほか、共同研究の成果を中心に学会発表を行った。教育活動については、日本語学の学部生および院生の指導を行ったが、卒業・修了年度の学生はいなかった。

渡辺 将尚

(1) 研究成果

学会発表:「ヒトラーとピブーン, 2つの大国化主義」(平成26年11月1日, 弘前大学)

(2) 教育・地域連携等の活動

(3) 研究・教育活動に関するコメント

渡邊 洋一

(1) 研究成果

(口頭, ポスター)

- Use of the lines and the line centers in locomotion on Nasca Pampa: An analysis of human visual information processing using wearable camera. Tadasuke Monma, Kaoru Honda, Yoichi Watanabe, Round Table Conference on Nasca, 2015. 山形大学, 2015.3.23.
- 福野光輝・渡邊洋一「大学1年生の自転車運転意識の変化」東北心理学会第68回大会(秋田大学) 2014.11.1

(文献).

- 渡邊洋一・本多薫「コラム:直線の地上絵は何を語るのか」, 青山和夫・米延仁志・坂井正人・高宮広土(編)「文明の盛衰と環境変動 - マヤ・アステカ・ナスカ・琉球の新しい歴史像」岩波書店, 2014.9.25.

(2) 教育・地域連携等の活動

(教育)

教養科目「認知心理学入門」(前・後期各2単位), 心理学講義(一)(後期2単位), 認知心理学演習(前・後期各2単位), 心理学実験(前期2単位), 心理学特殊実験(前・後期各2単位), 心理学情報処理実習(前期2単位)

(地域・高大連携)

- 出張講義 福島県立福島東高校(2014.7.10)
- 大学見学への対応 大阪府立春日丘高校3年生1名の大学見学(ナスカ研究)に対応(2014.8.20)
- 日本自動車連盟(JAF)山形支部交通安全実行委員会委員(委員長). 平成19(2007)年度～

(3) 研究・教育活動に関するコメント

【法経政策学科】

赤倉 泉

(1) 研究成果

特になし

(2) 教育・地域連携等の活動

【教育】

教養教育科目:中国語, 教養セミナー

専門教育科目:アジア政治論, アジア政治論演習

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面はこれまで通り毛沢東時代の政治と中国の民主化運動をテーマとした研究を進めたが, 論文として成果が出せなかったのが残念である。教育面では, 教養セミナーで山形市の市政という身近なテーマを取り上げて学生に好評だった。社会連携は不十分だったので頑張りたい。

阿部 未央

(1) 研究成果

- ・(判例評釈)「阪急トラベルサポート(派遣添乗員・第二)事件(最二小判平26・1・24後掲79頁)添乗員に対する事業場外労働のみなし制適用の可否」労働法律旬報1814号36-40頁(旬報社, 2014年4月)

(2) 教育・地域連携等の活動

[教育] 労働法, 公務員講座 [地域連携]・山形県医療審議会委員

(3) 研究・教育活動に関するコメント

2014年3月から2014年9月までの半年間, YU グローイングアッププログラム海外派遣により, イギリス・オックスフォード大学にて在外研究をする機会に恵まれた。また, 「イギリス・オランダにおけるパートタイム労働法制」(科研若手B)の最終年度であり, 在外研究中に, 文献読解に加え, イギリスの研究者や関係団体にヒアリングすることができ有益な示唆を得られた。帰国後再会した労働法ゼミでも, 熱心で活発な議論が行われ, そこから教育・研究における様々なヒントを得られている。

池田 弘乃

(1) 研究成果

【論文】「フェミニズム法理論における立法の復権」, 井上達夫編『立法学のフロンティア 第1巻 立法学の哲学的再編』(2014年7月, ナカニシヤ出版), 103-125頁。

【研究発表】「フェミニズムと立法府:クオータ制度の正当化をめぐる」(本学法律・政治系研究会〔11月12日〕)。

(2) 教育・地域連携等の活動

【担当科目】私法入門, 法哲学, 法哲学演習, 法経政策専門基礎演習。

【社会連携等】出張講義(新潟県立佐渡高等学校〔8月21日〕, 山形県立米沢東高等学校〔10月21日〕), 山形大学紀要(社会科学)編集委員, 山形県男女共同参画審議会委員。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

先輩の教員や職員の方々からご助言・ご助力をいただくことで何とか着任1年目を過ごすことができた。研究成果としては辛うじて論文を1本公刊した。授業では, 質問やコメントになるべく応答しようと試み, Web Classの活用もはかったが, 必ずしも十分なものではなかったので改善していきたい。

和泉田保一

(1) 研究成果

- ・著書(共著)

「都市法における市民参加手続と『行政的正義』」榊原秀訓編『行政法システムの構造転換 イギリスにおける「行政的正義」』(日本評論社・2014年) 274頁～300頁

- 論説

「漂着ごみの処理責任にかかる不作為の違法と海岸漂着物処理推進法の制定について」山形大学法政論叢60・61合併号153頁～191頁

「地方自治体と復興計画」山形大学法政論叢62号101頁～143頁

- 判例報告

大阪高判平成25年8月30日(平成25(行コ)1号)判例地方自治379号68頁(東北大学公法判例研究会,平成26年9月)

(2) 教育・地域連携等の活動

- 担当授業

行政法Ⅰ, 行政法Ⅱ, 行政法演習, 総合講座Ⅰ(「条例による地域政策」)・Ⅱ(「行政法」), 情報処理, 人文学部公務員対策講座(集団討論2コマを担当)

- 地域連携活動

[審議会等委員]

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員(継続)

山形県医療審議会委員～H26.9.30

山形広域環境事務組合エネルギー回収施設建設及び運営事業技術審査委員会委員(継続)

山形大学医学部倫理委員会委員(継続)

[外部研修講師]

国土交通省北陸地方整備局職員研修「法律」(7月)

長井市役所職員研修「政策法務」(～3月)

山形市役所職員研修「行政法」(9月)

山形市役所職員研修「政策法務」(9月)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動においては, 科研研究のアウトプットとして3本の論文を公刊したが, これらの作業により, これまで漠然としか定まっていなかった研究方針に, 一定の具体性が見えてきた気がする。

教育活動については, 少数ながら優秀なゼミ学生に恵まれ, その就職実績からも一定の成果があったものとする。

社会活動としては, 地方自治体職員に対する政策法務研修を受け持つことが多くなり, 非常に労力を取られるようになった。今後, 取捨選択も必要と思われる。

岩田 浩太郎

(1) 研究成果

[編著書]

- 『村田紅花商人文書－翻刻と解説－』(岩田浩太郎・日下龍生編著, 村田町文化遺産活用地域

活性化事業実行委員会, A4版全174頁, 2015年3月[平成26年度文化庁文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)による発行]

[随想・報告]

- 「佐々木潤之介ゼミの一九八〇年代」(『日本歴史』第800号・記念特集〈歴史家とその時代〉, 59-65頁, 2015年1月)
- 「歴史文化を活かした地域活性化事業－地域に学ぶ, 学術研究を問い直す－」(やまがた地域社会研究所編『山形大学人文学部地域社会連携教員の活動』〈山形大学人文学部やまがた地域社会研究所ブックレット1〉山形大学人文学部, 6-11頁, 2015年3月)

[講演]

- 「村田商人文書の世界－『蔵の町』の紅花取引－」(平成26年度文化庁文化遺産を活かした地域活性化事業・村田町文化遺産活用地域活性化事業古文書調査報告会, 村田町文化遺産活用地域活性化事業実行委員会主催, 2015年3月14日, 於村田町民体育館〔宮城県村田町〕)
- 「九左衛門家屋敷の故事来歴－聞き取り成果報告－」(山形県やまがた社会貢献基金「柏倉家『聞き書き』情報アーカイブ」報告会, 2015年3月29日, 於柏倉九左衛門家長屋門上座敷)

[外部資金]

- 三菱財団人文科学研究助成「被災蔵古文書資料の保存整理と調査研究－宮城県柴田郡村田町の旧家文書を対象に－」(研究代表者), 研究期間2013年10月～2015年9月

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業科目]

- 基盤教育科目: 基幹科目「歴史にみる共生」(共生を考える), 教養セミナー「山形の歴史」
- 学部共通科目: キャリアガイダンス(進路指導委員として担当。山崎彰教授と共に)
- 専門教育科目: 日本経済史, 地域経済史, 日本経済史演習, 総合講座Ⅲ(経済経営。オムニバス方式のうち1回担当)
- 大学院教育科目: 日本近世史特論Ⅰ, 日本近世史特別演習, 歴史文化特別研究Ⅱ

[委員会活動, その他]

- 全学: 就職委員会委員(就活支援・企業訪問など), 研究活動の不正行為に関する告発受付窓口の責任者
- 学部: 進路指導委員会副委員長(就活支援スケジュールに関する全学就職委員会への意見書作成, 企業訪問など), 人事選考委員会委員(経済政策論), 高校訪問重点校(仙台第三高等学校)担当, やまがた地域社会研究所所員, 「学内規則の点検整備」に関する意見書(5名で共同作成, 人文学部教授会へ提出, 2014年9月22日付), 「学内規則の点検整備」に関する再意見書(同前, 同前, 2014年10月24日付)

[出張講義・展覧会企画・地域での報告会など]

- 山形県立酒田西高等学校への出張講義(2014年7月3日, 講義「紅花の経済史」)。
- 村田町歴史みらい館開館20周年記念企画展「くれないの花と村田商人－調度品と歴史資料－」への企画協力(歴史資料の選定と説明文の作成)。
- NPO法人柏倉家文化村主催: 山形大学人文学部日本経済史ゼミナール共同研究発表会「近代

における柏倉家の社会的活動について」「明治期における柏倉九左衛門家の金融活動」(2015年3月22日, 於柏倉九左衛門家長屋門上座敷)

〔社会活動〕

- 山形市社会教育委員 (副代表。2012年～)
- NPO 法人「柏倉家文化村」顧問 (2006年～)
- 奥羽史料調査会世話人 (2002年～。宮城県柴田郡村田町大沼正七家文書整理・目録作成・調査研究など)
- 財団法人三浦新七博士記念会・三浦記念賞選考審査会審査員 (2012年4月～)
- 宮城県柴田郡村田町文化遺産活用地域活性化事業調査研究員 (2012年5月～2015年3月)
- 村田町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員 (2013年12月～)
- 山形県事業・やまがた社会貢献基金「柏倉家『聞書き』情報アーカイブ」調査研究員 (2014年6月～2015年3月)
- 柏倉九左衛門家・柏倉惣右衛門家所蔵古文書資料の整理保存・目録作成・調査依頼への対応
- 山形市の旧家及び東根市の郷土史家による歴史資料の相談への対応
- 京都市の旧家 (旧紅花問屋) からの問い合わせへの対応
- 宮城県村田町の旧家から村田町への古文書寄贈の相談への対応・支援
- 新潟県新潟市の旧家からの古文書調査依頼への対応
- 日本科学者会議山形支部事務局長 (2013年5月～)
- 『山形新聞』2014年6月2日付紙面「ふるさとの文化財189 県指定有形文化財 柏倉九左衛門家」への取材協力・校正
- YBC News every, 「中山・柏倉九左衛門家 紅花の栽培130年ぶりに復活」(7月16日オンエア) への取材協力・説明
- 声明「『安倍政権の高等教育政策』批判－山形大学の将来を憂える－」(2014年9月30日付, 日本科学者会議山形支部『山形支部つうしん』2014年10月2日号外)
- 「安倍政権の高等教育政策と改正学校教育法等にもとづく各大学の学内規則改正に関する声明」(2014年11月29日付, 緊急シンポジウム「大学は今－学校教育法・国立大学法人法と大学の現状」, 於東北大学金属材料研究所, 日本科学者会議ホームページ掲載)
- 『河北新報』2015年3月7日付宮城版紙面「紅花商人の商魂探る 古文書読み解く講演会」/ 河北新報 On-line News 同日「村田で古文書読み解く講演会」への取材協力
- 『河北新報』2015年3月23日付宮城版紙面「村田紅花商人活躍の軌跡紹介－山大教授が講演－」への取材協力

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究及び地域連携活動では, まず今年度も採択された三菱財団法人科学研究助成により, 宮城県柴田郡村田町の古文書資料の保存整理活動を継続した。また, 3年目となった文化庁の村田町文化遺産活用地域活性化事業調査研究員として同町職員とおこなった旧家調査の成果を, 史料集『村田紅花商人文書－翻刻と解説－』にまとめ刊行し, 報告会も開催した。同史料集では, 村田紅花商人の特徴を浮き彫りにする基本的な古文書91点を選定・翻刻し8章に編集・掲載すると共

に全点に平易な解説をつけ市民の歴史学習のテキストにもなるように工夫を試みた。今年度も村田町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員として「蔵の町並み」を中核とした町づくりに関与した。

一方、10数年調査を継続している山形県東村山郡中山町岡の柏倉家（本家・分家）に関わり、NPO法人柏倉家文化村の諸活動への協力をおこなった。今年度は同法人が「やまがた社会貢献基金」の採択を受け、柏倉家屋敷での生活や建物に関する故事来歴をご当主からお聞きし同屋敷の保存と利活用に資することを目的とした「聞き書きアーカイブ事業」を実施した。その報告会も開催した。

さらに、本年度人文学部で設立された「やまがた地域社会研究所」の所員となることを依頼され、同研究所のブックレットに従来私がおこなってきた「歴史文化を活かした地域活性化事業」の取り組みについてまとめ寄稿した。こうした取り組みに関するマスコミの各種取材や村田町歴史みらい館及び本学附属博物館での展示企画などにも協力をした。

教育活動では、大学院指導教員（主）として、東日本大震災で被災した岩手県大槌町出身の院生に対する指導を継続し、近世大槌商人に関する修士論文の指導と審査をおこなった。同院生と共に、8月に大槌町の現地調査を実施し、被災地の現状や文化財保存の状況を知り、同地域の歴史など学術研究の現代的意義と課題について学び認識を共有した（同院生は岩手県花巻市博物館に就職）。指導教員（副）としては、日本中世史専攻の院生2名に対して修士論文の指導・審査をおこなった。

委員会活動では、今年度も全学及び学部の就職関係の委員として、学部共通科目「キャリアガイダンス」（各界で活躍する卒業生など外部講師のオムニバス方式）の企画と実施担当、インターシップ指導・東北及び首都圏の企業訪問などの諸実務をおこなった。

社会活動では、日本の大学運営のあり方に根本的な影響をもたらす学校教育法及び国立大学法人法の「改正」に対して、日本科学者会議山形支部事務局長として、あるいは人文学部教授会構成員として、大学の内外で声明や意見書を執筆し発表・提出した。また、今年度も山形市社会教育委員や三浦記念賞選考審査会審査員を務め、山形市の生涯教育振興や産業界の懸賞に関わった。

小笠原奈菜

(1) 研究成果

[論文]

「ドイツにおける契約締結の際の情報提供義務違反における「残留信頼損害」の賠償—連邦通常裁判所2006年5月19日判決を手がかりとして—」山形大学法政論叢60/61合併号193-216頁（2015年3月）

「情報提供義務違反による損害賠償の範囲—ドイツにおける損害としての「高値取得」と減額規定の類推適用」山形大学紀要（社会科学）45巻1号21-43頁（2014年7月）

「情報提供義務による契約当事者の信頼の保護：損害としての「高値取得」」現代消費者法23号67-73頁（2014年6月）

[口頭報告]

「ドイツにおける契約締結の際の情報提供義務違反における「残留信頼損害」の賠償」2014年10

月 国際取引法研究会 (於 早稲田大学)

[その他]

「消費者法情報」現代消費者法25号89-91頁 (2014年12月)

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業科目]

- 基盤教育科目：判例を読もう (教養セミナー)
- 専門教育科目：契約法入門, 債権総論・担保物権, 民法演習, スタートアップセミナー (オムニバス方式) 総合講座Ⅱ (法律), 公務員試験対策セミナー
- 大学院

[地域連携]

山形県消費生活審議会委員

山形県個人情報保護運営審議会委員

山形県公益認定等審議会委員

消費者市民ネットとうほく検討委員会委員

山形県消費生活団体連絡協議会総会にて講演「適格消費者団体について」2014年5月21日

消費生活相談員養成講座講師 2014年9月13日

山形県税理士会主催研究会講師「民法(債権法)改正の現状 - 売主の担保責任を中心として -」
2014年9月8日

(3) 研究・教育活動に関するコメント

平成25年度に行なった口頭報告を公表し3本の論文を執筆することができた。論文執筆のために口頭報告が少なかったのが反省すべき点である。

地域連携について、消費者問題、とりわけ、唯一の空白地帯である東北地方に適格消費者団体を設立する活動を続けるとともに、地域の方々への理解を深めるための講演をすることができた。

教育について、卒論執筆学年の演習担当学生が11名となったが、勤勉で優秀な学生が多かったため相互の協力のもとに自発的に論文執筆に取り組める環境が作れた。

講義については、現在も続いている民法改正の議論も補足で入れつつも、混乱を避けるために現行法の基本知識を定着させることを意識して行なった。

金子 優子

(1) 研究成果

論文

『地域活性化のための市民活動量の計測とその寄与についての予備的考察』, 山形大学紀要 (社会科学) 第45巻第1号, pp59-77, 2014年7月

研究

「公益法人を巡る改革が公益法人の活動に及ぼす影響の定量的分析・評価に関する研究」(平成25-28年度科学研究費補助金 基盤研究C 研究課題番号: 25380277)

(2) 教育・地域連携等の活動

担当科目：

行政学，行政学演習，公共政策とはなにか，日本国憲法，スタートアップセミナー

審議会委員：

東根市情報公開・個人情報審査会委員，村山公立病院情報公開・個人情報審査会委員

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動については、「公益法人を巡る改革が公益法人の活動に及ぼす影響の定量的分析・評価に関する研究」（平成25-28年度科学研究費補助金 基盤研究C 研究課題番号：25380277）における研究第二年度の研究活動として，①平成24年経済センサス活動調査と特例公益法人概況調査の完全照合作業の実施，②社会福祉法人の集計に用いるための社会福祉法人名簿データの整備，③公益法人改革前後の活動状況の変化を把握するアンケート調査の実施及び調査結果の報告会の開催を行った。

教育活動については，プレゼンテーションソフトや映像ソフトを利用することにより視覚に訴えた分かりやすい講義となるように努めた。また，対話型の講義を行うように努め，学生の能動的学習を推進した。

亀井 慶太

(1) 研究成果

論文

"Pro-Competitive Effect, Division of Labor, and Firm Productivity." *Economics Letters*, (2014), Vol. 124 (1), pp. 132-135.

学会報告

"International Trade, Unemployment, and Firm Owners in a General Equilibrium with Oligopoly." 岡山大学現代経済セミナー，岡山大学，2014年11月26日。

"Trade Liberalization, Division of Labor, and Firm Productivity." 日本国際経済学会，京都産業大学，2014年10月26日。

"International Trade, General Oligopolistic Equilibrium, and Unemployment." 日本国際経済学会（関西支部），関西学院大学，2014年7月26日。

"International Trade, General Oligopolistic Equilibrium, and Unemployment." 日本経済学会，同志社大学，2014年6月14日。

"Trade Liberalization, Division of Labor, and Firm Productivity." 第8回若手マクロ経済学者のためのコンファレンス，千里阪急ホテル，2014年3月3日。

(2) 教育・地域連携等の活動

特に無し。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

2015年4月に山形大学人文学部に着任しました。講義・研究・地域貢献などに精をだし、大学に貢献していきたいと思っています。

川村 一義

(1) 研究成果

- ・「概念としての国会運営と新制度論 審議の合理性をめぐって」『法学』第78巻第4号, 21-67頁(単著)
- ・「震災復興と地方議会の統合機能」『法政論叢』第62号, 201-252頁(単著)
- ・「政党制の変容と国会」日本選挙学会議事部会(早稲田大学)2014年5月; 法律・政治研究会(本学)2014年6月(単独)
- ・「多様な国会論の政治学的検討と国会観の転換」科学研究費助成事業(若手研究B), 課題番号: 26780079

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当科目(全て本学)]

- ・政治過程論(前・後期)
- ・公共政策学
- ・公共政策学演習
- ・スタートアップセミナー
- ・総合講座Ⅰ(公共政策)(分担)

[社会連携]

- ・アカデミック・インターンシップ(宮城県仙台向山高等学校), 2014年7月

[その他]

- ・公務員対策セミナー統括責任者
- ・人文学部広報委員会委員(HP 部会)
- ・山形大学紀要(社会科学編)編集委員
- ・将来構想WG 地域公共政策課程部会員
- ・山形大学法学会運営委員(『山形大学法政論叢』編集担当)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

前年度は、後半になるほど様々なことが降りかかり、研究も公表できず、大学内外の方々に無用のご心配をおかけした。制度選択における経路依存性は、歴史的制度論の重要な概念であるが、時間を経るほど制度変化は起きにくくなるという理論は的を射ている。

そのような中、多くの先輩・同輩・後輩の先生方がご協力下さり、多少なりとも心に余裕が持てた。少しずつ「復帰」の歩みを進めていきたい。学会その他で心配して下さった方々に、この場を借りて、心よりのお詫びとお礼を申し上げたい。

北川 忠明

(1) 研究成果

[論文]

「レオン・ブルジョワにおける連帯・共和国・国際連盟構想（一）」, 法政論叢, 第60・61合併号, 平成26年12月。

「レオン・ブルジョワにおける連帯・共和国・国際連盟構想（二）」, 法政論叢, 第60・61合併号, 平成27年3月。

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業科目]

基盤教育科目「政治と人間」

専門教育科目

「政治学入門」「政治理論」「政治理論演習」

大学院「現代政治論特論」「現代政治論特演」

[地域連携]

山形県明るい選挙推進委員会委員

長井市振興審議会会長

山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議懇話会座長

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面では、レオン・ブルジョワの連帯主義論をまとめる目処が見ついたことが成果。

國方 敬司

(1) 研究成果

研究成果平成25年度未報告分

【学会発表】

パネル・ディスカッション『イギリス農業革命の諸相：18世紀後半～19世紀中葉のイギリス農業』, 社会経済史学会第82回全国大会（東京大学）, 2013年6月2日

- ①「組織者としての趣旨説明」
- ②「農業構造の転換と脱工業化」

(2) 教育・地域連携等の活動

【教育】

- ・山形大学での授業

西洋経済史, 環境と経済, 西洋経済史・環境と経済演習, 基礎演習, 経済からみた環境との共生

- ・東北文教大学での授業

くらしと経済

- ・福島大学大学院博士後期課程での授業
イノベーション演習 (1コマ分)

【学会役員】

比較家族史学会理事, 社会経済史学会評議員

【講演等】

- ・「産業革命はなぜイギリスで始まったのか」, 鶴翔アカデミア2014, 鶴岡南高等学校, 平成26年9月19日 (金)
- ・「山形いきいき子育て応援企業『ダイヤモンド企業』知事対談」, 対談コーディネーター, 県庁知事室, 2015年2月24日 (火) 等

【審議会委員等】

山形新聞報道審査会委員, 三浦新七博士記念会評議員, 「子育てするなら山形県」推進協議会委員, 山形市都市振興公社評議員 等

(3) 研究・教育活動に関するコメント

仕事の配分についてうまくいかず, 論文執筆ができなかった。

コーエンズ久美子

(1) 研究成果

[論文]

「証券振替制度における口座管理機関の法的地位と担保権」山形大学紀要 (社会科学) 45号 (1) (平成26年7月)

「受託者の権限違反行為と救済」『信託の理念と活用』(トラスト未来フォーラム研究叢書) (平成27年3月)

「消費者法情報」『現代消費者法』26号 (平成27年3月)

「振替制度における証券および証券口座の担保化—「支配」による担保権の設定について—」
法政論叢62号 (平成27年3月)

[研究報告]「証券口座の担保化」東北大商法研究会 (平成26年12月13日)

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業] 専門基礎演習, 商法 I, 商法 II, 商法演習 I, 国際取引マネジメント論 (理工学研究科)

[地域連携活動] 山形地方裁判所委員会委員, 山形地方最低賃金審議会公益委員, 山形県指定管理者選定委員会委員, 山形県建築士審査会委員, 寒河江市地域づくり推進委員会委員

(3) 研究・教育活動に関するコメント

証券振替制度における証券および証券口座の担保化について, 口座管理機関の法的地位の再検討およびユニドロアが策定したジュネーブ条約の規定を参照しつつ, 新しい担保制度の検討を行った。今後, アメリカ統一商法典第8編改訂過程の議論についてヒアリング調査, 分析をし, より具体的な提言をまとめて行きたい。

また、愛知大学、立命館大学の商法ゼミとの合同ゼミ合宿を立命館大学びわこ・くさつキャンパスで行った。初対面の学生同士がグループ作業を通して、集中的に学習し、交流もでき、極めて有意義だったと思う。

是川 晴彦

(1) 研究成果

「総合計画・実施計画と連動する有効かつ効果的な行政評価と進捗管理について—長井市における新・事務事業評価の意義と課題—」, 長井市受託研究成果報告書

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業]

ミクロ経済学, 応用ミクロ経済学, 公共経済学, 経済数学, ミクロ経済学演習
公共経済学特論, 公共経済学特別演習

[地域貢献活動など]

- 山形県（産業構造審議委員会委員, 入札監視委員会委員長, 指定管理者審査委員会の外部委員）
- 山形市（行財政改革推進懇話会座長）
- 天童市（農業振興審議会会長）
- 寒河江市（振興審議会会長）
- 長井市（行財政改革推進委員会委員長）
- 東北地方整備局入札監視委員
- 山形県長寿医療懇談会会長
- 東北税理士会集中講義の講師
- 天童商工会議所研修会の講師

(3) 研究・教育活動に関するコメント

科研費研究（中心市街地活性化に関する研究）では、玉野市や二戸市などの実態調査やヒアリングを行い、中心市街地活性化政策の課題に関する有益な知識や情報を得ることができた。また、不完全競争市場を対象とした課税理論の分析を継続して行った。受託研究では、従来の事務事業評価の課題や改善点を検討したうえで、長井市の新・事務事業評価において考慮すべき点などを提示した。

教育面では、前年度に引き続き、配布資料に記載する練習問題について内容の更新や記載数の増加を行い、受講生が講義内容を復習することに配慮した。大学院教育では、正指導教員として大学院生の指導を行った。

今野 健一

(1) 研究成果

- 著書（共著）：『基本判例1・憲法〔第4版〕』〔右崎正博＝浦田一郎編／法学書院〕（2014年5月）
〔版の変更に伴う加筆・修正；新規に2判例の解説を執筆〕
- 著書（共著）：『教育法の現代的争点』〔日本教育法学会編／法律文化社〕（2014年7月）〔「教師の教育権と市民的自由」の項目を執筆〕
- 学界回顧（単著）：「2014年学界回顧（教育法）」法律時報86巻13号（2014年12月）

(2) 教育・地域連携等の活動

①担当授業科目

- 学部専門科目：憲法Ⅰ，憲法演習Ⅱ，教育法，総合講座Ⅱ（法律）
- 基盤教育科目：日本国憲法，教養セミナー

②地域連携・高大連携活動

山形市情報公開・個人情報保護審査会委員，山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

福島南高校にて出張講義を実施（10月）

9条を守ろう県民連絡会で講演（4月）

(3) 研究・教育活動に関するコメント

年度を通じて「大学改革」に振り回されて疲弊した。研究面では、『法律時報』の「学界回顧」担当1年目ということで，要領を得るまで試行錯誤が続いた。教育面では，授業の工夫を凝らす努力を重ねているが，日暮れて道遠しの感が強い。

坂本 直樹

(1) 研究成果

【論文】

- Japan's revenue-expenditure nexus, Takimoto, T. and Sakamoto, N., Faculty of Economics Kyushu University Discussion Paper No.2014-3, pp.1-46, 2014.7.

【学会報告】

- 動学的多地域応用一般均衡モデルによる気候変動に伴う水害被害の計測，中寫一憲，森杉壽芳，森杉雅史，坂本直樹，土木計画学研究・講演集 CD-ROM, Vol.49, pp.1-10, 2014.6.
- Measurement of Use Value and Non-Use Value of Environmental Quality Consistent with General Equilibrium Approach, Sakamoto, N. and Nakajima, K., European Regional Science Association (ERSA) 2014, Paper #01105, pp.1-15, 2014.8.
- Measurement of Flood Damage due to Climate Change by Dynamic Spatial Computable General Equilibrium Model, Nakajima, K., Morisugi, H., Morisugi, M. and Sakamoto, N., European Regional Science Association (ERSA) 2014, Paper #00673, pp.1-27, 2014.8.
- 住民の地域への意識と非利用価値の大きさとの関連に関する研究 —救急救命の効果に着目して—，阪田和哉，中寫一憲，坂本直樹，瀧本太郎，生川雅紀，2014年度応用地域学会研究発表大会報告論文，pp. 1-12, 2014.11.

(2) 教育・地域連携等の活動

【担当科目】

財政学（前期），財政学（後期），地方財政論（前期），地方財政論（後期），財政政策論（東北学院大学経済学部，通年），環境経済（東北大学経済学部，通年）

(3) 研究・教育活動に関するコメント

財政学の研究として歳入と歳出の因果性に関する Discussion Paper を1編執筆し、費用便益分析に関連する研究4件を学会において報告した。

下平 裕之

(1) 研究成果

[翻訳]

- B・W・ベイトマン, 平井俊顕, M・C・マルクッツォ (編) 平井俊顕 (監訳) 『リターン・トゥ・ケインズ』東京大学出版会, 2014年 (第11章「ケインズと言葉の戦争」担当)

[研究会報告]

- テキストマイニング手法の経済学史への適用に関する報告 (第48・49回経済思想研究会, 東北大学)

(2) 教育・地域連携等の活動

- 教育活動

山形大学における担当授業:

[学部] 経済思想, 経済学史, 経済学史演習, 地域づくり特別演習, 公務員講座 (講義, 小論文指導)

[基盤教育] エコスタジアムプロジェクトを考えよう, 最上川の自然と文化, 震災復興学入門

非常勤: 羽陽短期大学 (経済学), 東北文教大学 (現代企業論)

- 地域連携活動

高校での出張講義等: 新庄北高校 (地域理解プログラム報告会でのコメンテーター)

山形財務事務所財務モニター

山形大学まちづくり研究所・山形仙台圏交流研究会への参加

山形大学東北創生研究所・社会創生研究部門長

最上地域政策研究所アドバイザー

山形県職員育成センター主査級研修講師

きらやか銀行中央営業部講演会講師

市民向け地域づくり講演会 (酒田市, 川西町)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動については、近年におけるケインズ経済学の理論的・政策的再評価に関する最新の論説集の翻訳を担当した。また研究会において引き続きテキストマイニングに関する共同研究を継続するとともに、最終年度となった科研費の研究成果に関する取りまとめを行った。

教育・地域連携活動については従来からの学内での活動に加え、村山総合支庁・最上総合支庁の地域連携事業に参画し、民間企業 (きらやか銀行) からの協力要請にも対応した。

尻無濱 芳崇

(1) 研究成果

【論文】

- 中澤 優介, 尻無濱 芳崇, 北田 皓嗣 (2014) 「アカウントビリティが開かれるとき：一関市国保藤沢病院の事例に見るアクターの複数性」『国民経済雑誌』210 (1)：101-119.
- 荒井 耕, 尻無濱 芳崇, 岡田 幸彦 (2014) 「医療法人における責任センター別損益業績管理による財務業績改善に関する検証：非営利組織での管理会計の有効性評価」『会計プロGRESS』15：14-25.
- 尻無濱 芳崇 (2014) 「組織の公益志向と業績測定尺度の利用：介護事業を対象として」『メルコ管理会計研究』7：39-51.
- 荒井 耕, 尻無濱 芳崇 (2014) 「医療法人における予算管理の実態：質問票調査に基づく現状把握」『産業経理』74 (3)：70-84.
- 荒井 耕, 尻無濱 芳崇 (2014) 「医療法人における予算管理の規模別実態：質問票調査に基づく分析」『一橋商学論叢』9 (2)：2-19.
- 荒井 耕, 尻無濱 芳崇 (2015) 「医療法人における予算編成主導層と予算管理実態との関係性：予算編成方法による異同」『経理研究』58：401-414.

【学会報告】

- 尻無濱 芳崇 (2014) 「社会福祉法人における原価情報の利用」大阪市立大学 福祉イノベーション経営研究会第7回定例会 (2014年10月5日報告).

(2) 教育・地域連携等の活動

- 担当科目：管理会計（前期），管理会計（後期），会計学（ゼミスター），管理会計演習，スタートアップセミナー
- 地域連携活動：特になし

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動では、病院に関する研究が5本、介護事業に関する研究1本と多数の論文を発表できた。研究会では現在取り組んでいる経営者の能力と原価情報の利用に関する報告を行った。

教育活動については初めての立ちコマを担当した。授業評価はおおむね良好だったが、内容を詰め込みすぎた講義もあったので、改善していきたい。

杉野 誠

(1) 研究成果

【著書】

杉野誠, 森田稔, 岩田和之, 有村俊秀「二国間クレジット制度による経済効果・削減効果に関する分析」, 第2章, 有村俊秀編『温暖化対策の新しい排出削減メカニズム』, 早稲田大学現代政治経済研究所研究叢書41, 日本評論社, 2015年3月

【論文】

杉野誠, 有村俊秀「温室効果ガス排出削減の方法－経済的手法の役割」, 『環境情報科学』, Vol. 44, No. 1, 36-43, 2015年

【報告】

「日本の製造業の技術は後退したのか－CO₂排出量の要因分解－」, 環境経済政策学会2014年大会 (法政大学), (2014年9月).

(2) 教育・地域連携等の活動

【担当科目】

(専門科目) 環境経済学

(基盤教育) 温暖化対策を考える

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動においては, 例年通り進めることができた。ただし, 論文の公表を来年以降となる点において努力する必要がある。

地域連携や社会連携は, 不十分で来年度取り組んでいく。

鈴木 明宏

(1) 研究成果

【論文】

- Easy Economic Experiment System を用いた経済実験の教育効果：囚人のジレンマと協調ゲーム, 山形大学紀要 (社会科学編) 46 (1), 1-29, 2015.3. (西平他との共著)

【報告】

- 携帯電話を用いた簡易経済実験システムについて, 関西大学経済実験センター ワークショップ日本における経済実験環境のコンソーシアム化をめざして, 2015.3.

(2) 教育・地域連携等の活動

【担当科目】

(専門科目) ゲーム理論, 産業組織論, 意思決定論演習

(基盤教育) 現代の経済理論 (工学部フレックスコース向け)

【社会連携等】

- 山形大学まちづくり研究所 (山形大学認定研究所) メンバー
- 山形・仙台圏交流研究会メンバー

(3) 研究・教育活動に関するコメント

26年度は携帯電話を用いた簡易経済実験システムの構築・運用を行うと共に, 広島市立大学で教室実験を実施した結果を論文としてまとめた。実際の講義での運用にはプログラムの種類が足りないなど問題も残されているので, 今後も継続してシステムの改善を進め他の教員にも利用できるようにしていきたい。

砂田 洋志

(1) 研究成果

- ・「デマンド型交通に関する予備的考察—歴史, 特性, 課題, 及び分類—」, 山形大学紀要(社会科学), 第45巻第2号 ,pp.29-50,2015年2月.
- ・「三重県玉城町における地域公共交通システム—元気バスの調査報告—」, 山形大学人文学部研究年報, 第12号 ,pp.67-82,2015年3月.

(2) 教育・地域連携等の活動

【担当授業】

計量経済学, 統計学, 経済数学 (前期), 専門演習 (学部), 計量経済学特論・特別演習 (大学院)

【地域連携】

山形県市町村職員共済組合と同互助会の学識経験監事として監事業務を行った。

山形・仙台圏交流研究会へ参加した。

山形県統計利用アドバイザーを引き続き任命されている。

山形県庁統計企画課主催の統計専門研修の講師として講義した。

山形県経済動向研究会に同会の構成員として参加した。

仙台向山高校とのアカデミックインターンシップの運営そして講義を学部目標評価委員会の委員として担当した。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

中心市街地活性化の研究では, 大阪市で開催された研究会と視察へ参加した。

デマンド交通バスの研究では, 茨城県神栖市, 高知県四万十市, 山形県川西町, 同高畠町, 長野県木曾町の事例を視察し, 報告書にまとめた。

教育関係では, 昨年度から経済数学 (前期) を担当した。講義では講義ノートを配布するなどして, 学生の理解を深めることに力を注いだ。

高倉 新喜

(1) 研究成果

- ・ジュシュア・ドレスラー=アラン・C・ミカエル『アメリカ捜査法』(指宿信監訳)(レクシスネクシス・ジャパン, 2014年) 735-820頁 [高倉新喜翻訳]
- ・高倉新喜「利益再審における再審開始決定と再審請求人の身柄」『山形大学法政論叢』60・61合併号(2014年) 59-102頁
- ・高倉新喜「最新判例演習室—控訴審判決中未決勾留日数算入部分が破棄された事例」『法学セミナー』712号(2014年) 134頁
- ・高倉新喜「最新判例演習室—第1審の無罪判決を事実誤認で破棄した控訴審判決の当否」『法学セミナー』715号(2014年) 152頁
- ・高倉新喜「刑事裁判例批評(271) 警察官らの違法な取調べにより直接得られた第1次的証拠である被告人の自白のみならず, 第2次的証拠である覚せい剤およびその鑑定書等をも違法取

集証拠として排除した事例』『刑事法ジャーナル』41号（2014年）230-234頁

- 高倉新喜「単純一罪の事案における攻防対象論の適用範囲」『新・判例解説 Watch』15号（2014年）173-176頁
- 高倉新喜「最新判例演習室—裁判所が主張上の対立点を争点として提示する措置をとる義務」『法学セミナー』718号（2014年）106頁
- 高倉新喜「最新判例演習室—勾留の必要性」『法学セミナー』721号（2015年）116頁
- 高倉新喜「包括一罪を構成する一連の暴行による傷害の訴因の特定」『判例セレクト2014 [Ⅱ]（法学教室別冊付録）』（2015年）39頁

(2) 教育・地域連携等の活動

- 専門科目：刑事訴訟法
刑事法基礎
刑事訴訟法演習
法と裁判
総合講座Ⅱ（刑事法3・刑事法4）
- 基盤教育：裁判員制度—刑事司法との共生を考える
- 地域連携
出張講義：山形県立鶴岡南高校（テーマ：「法律学って、何やるの？」）
山形県介護保険審査会委員
山形県精神医療審査会委員
山形地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員会委員
山形県弁護士会綱紀委員会予備委員
教職員不祥事防止に係る有識者会議座長

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動においては、法学セミナーの「最新判例演習室」の執筆を担当し、山形大学法政論叢の北野通世教授退職記念号に寄稿できた。教育活動においては、刑事訴訟法演習での現地学習として山形少年鑑別所および山形刑務所の見学を実施することができた。

高橋 和

(1) 研究成果

学会報告

「ヒトの国際移動に関する研究の動向と課題」

北東アジア学会第20回記念学術研究大会 2014年9月21日

日本大学三島キャンパス

(2) 教育・地域連携等の活動

(教育)

- 専門科目 国際関係論, 国際公共政策, 地域の国際化, 国際関係論演習を担当 (地域連携等)
- 出張講義 山形北高等学校
- 山形県労働委員会公益委員
- 山形労働局 最低賃金審議会公益委員
- 山形県公立大学法人評価委員
- 山形県障がい者施策推進協議会学識委員など

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究活動では, 科学研究費基盤研究 (B) 「ヒトの国際移動の自由と管理」のプロジェクト研究を行い, 研究会を開催した。また北東アジア学会において「ヒトの国際移動」に関するセッションを企画し, アジアとヨーロッパの移動に関する比較研究の発表を行った。

教育活動では, クリッカーを使った双方向対話型の授業を継続しておこなっているが, さらにそれぞれの授業において, 体験型の授業を取り入れて, より主体的な学習ができるように試みた。

高橋 良彰

(1) 研究成果

「翻訳語「債権」の成立」2014年7月『山形大学紀要 (社会科学)』第45巻第1号 (pp.45-57)

「明治民法典はなぜ別冊で制定されたか」2015年2月『山形大学紀要 (社会科学)』第45巻第2号 (pp.75-87)

「司法省法学校における日本民法草案財産編講義とボアソナード」2015年3月法政大学ボアソナード・梅謙次郎没後100年企画・出版実行委員会編集『BU100ボアソナード・梅謙次郎没後100周年記念冊子上巻 報告集』(pp.70-104)

(2) 教育・地域連携等の活動

金融法入門 (前期), 民法総則・物権総論 (前期ゼメ), 相続法 (後期), 民法演習Ⅲ (通年), 基盤教育科目基幹科目・共生 (後期), 進路指導委員としてインターンシップの添削など。また, 紀要の編集責任者, 公開講座の企画委員として活動した。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

2014年1月に足を骨折したために学生を含め様々な方々に迷惑をおかけした。このため外に出る活動はできなかったが, 研究成果としてはいくつかの原稿をまとめることができたことは存外のことであった。

溜川 健一

(1) 研究成果

[論文]

- Demand Uncertainty, Inventory and Business Cycles, Journal of Business Economics and Management

Volume 15(4), pp.664-683.

- A closed-form analysis of anticipated monetary policy, *Economia*, Vol.15, No.2, pp.155-161.
- A Time-Series Analysis of the Effects of Output Forecast Shocks on the Japanese Economy, *The Japanese Political Economy*, Vol.40(2), pp. 76-90. (Corrigendum, 2014, Vol.40 (3-4) , pp.117-123.)
- Macroeconomic Contribution of the Cloud Computing System to the Japanese Economy, *The Review of Socionetwork Strategies*. Vol. 8(2), 101-117. (鷗飼康東・千田亮吉との共著) (Corrigendum, 2015, Vol.9(2), pp.75-84.)

[学会報告]

- Macroeconomic Policy for Stagflation, 日本金融学会2014年度春季大会。

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業科目]

(専門科目) マクロ経済学, 応用マクロ経済学, マクロ経済学論演習

(基盤教育) スタートアップセミナー, 教養として知っておきたい経済

[地域連携等]

特になし

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究・教育・地域活動全てにおいて、まだまだ未熟であると感じている。納得できる成果を残せるよう精進したい。

戸室 健作

(1) 研究成果

[著書]

- 柴田努・新井大輔・森原康仁編『図説 経済の論点』旬報社, 2015年1月
戸室担当: 「労働組合とは何か」156-159頁, 「地域をむしばむ貧困 都道府県別貧困率とワーキングプア率」176-177頁。

[論文]

- 「自治体委託労働者の労働実態と労働組合の取り組み」『山形大学紀要 (社会科学)』45巻1号, 2014年7月, 203-217頁。

[学会報告]

- 社会政策学会第129回大会の共通論題「社会政策としての労働規制—ヨーロッパ労働社会との比較—」にて, 「コメント: 雇用政策・労使関係の観点から」と題して報告兼コメントを行う (2014年10月11日10:00~17:30. 岡山大学)。

[その他]

- 「労働組合と協同組合をとりまく社会」『寄付講座講義録2013』日本労働組合総連合会山形県連合会, 2014年, 99-108頁。
- 「非正社員増大の実態と背景」『山形の魅力再発見パート12』山形大学都市・地域学研究所,

2015年1月, 18-22頁。

- 「地域住民からの様々な相談に応える～連合山形, 山形県労福協の取り組み～」『連合山形を中心とする地域活動の展開—山形県内の地域活動に関する共同調査研究プロジェクト報告書一』山形県経済社会研究所・連合総合生活開発研究所, 2015年3月, 7-11頁。

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業科目]

- 専門教育科目: 社会政策論, 社会保障論, 労働と生活, 社会政策論演習, 卒業論文指導, 法経政策総合講座Ⅲ (オムニバス1回担当)
- 基盤教育: スタートアップセミナー
- 大学院: 社会政策特論 I

[委員会活動等]

- 人文学部教育委員会委員 (法経政策学科教務担当, 法経政策学科アドバイザー主任)
- 人文学部法経政策学科運営委員

[学会活動]

- 社会政策学会秋季大会企画委員会委員
- 日本労働社会学会幹事 (研究活動担当)
- 社会政策学会第129回大会の自由論題「労使関係」のセッションで座長を担当する (2014年10月12日 12:50~14:50。岡山大学)

[地域連携等]

- 連合山形総研・連合総研「山形県内の地域活動に関する共同調査研究プロジェクト」調査研究委員会委員
- 第5回地域ユニオン・青年ユニオン東北ブロック交流会にて講演。講演テーマは「非正社員増大と労働組合」(2014年6月21日13:15~14:15。宮城県鳴子温泉ホテル亀屋にて)
- 山形県立新庄北高校生1名の課題学習 (研究テーマは「経営と道徳のつり合いについて」) についての指導助言 (2014年7月30日 13:00~14:20。山形大学人文学部42演習室)
- 2014年度山形大学都市・地域学研究所公開講座にて講演。講演テーマは「非正社員増大の実態と背景」(2014年9月20日13:00~14:30。山形大学農学部附属やまがたフィールド科学センター演習林にて)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究においては, 特に社会政策学会の共通論題で報告兼コメントを行うという大役を何とか果たすことができた。教育においては, ゼミの新しい試みとして合同合宿を行った。福島大学, 東北学院大学, 埼玉大学, 立教大学の学生たちと, 互いの研究内容について報告・討論をし合うという経験は, ゼミ生たちに良い学問的刺激になったのではないかと。

中島 宏

(1) 研究成果

- 論文：「フランスにおける Baby Loup 事件についての予備的素描」山形大学法政論叢60=61号（2014年12月）129～152頁
- 判例解説：「『団体規制法』に基づく観察処分合憲性」平成25年度重要判例解説=ジュリスト1466号（2014年4月）21～22頁
- 学界回顧：「2014年学界回顧・フランス法」法律時報86巻13号（2014年12月）296～298頁
- 実践報告：「教養科目『日本国憲法』の実践例と課題について」山形大学高等教育研究年報9号（2015年3月）16～20頁
- 口頭報告：「フランスにおける Baby Loup 事件：労働と宗教」憲法理論研究会夏季合宿研究会（2014年8月24～26日，岩手県盛岡市清温荘）

(2) 教育・地域連携等の活動

[教育]

- 基盤：日本国憲法，教養セミナー「映画で考える憲法問題」
- 専門：法経政策専門基礎演習，憲法Ⅱ，憲法Ⅲ，憲法演習Ⅰ，公務員対策セミナー
- 大学院：人権論特論Ⅰ
- 非常勤：東北文教大学「くらしと憲法」，福島大学「憲法Ⅰ（人権）後半」，東北文教大学短期大学部「日本国憲法」
- 表彰：平成26年度基盤教育ベストティーチャー賞（教員推薦）

[地域連携]

- 審議会：山形市個人情報保護制度運営審議会副会長，天童市情報公開・個人情報保護審査会委員
- 講演：①西置賜地区平和センター学習会「集団的自衛権限定的容認論の問題点」（2014年6月5日，長井市民文化会館），②教職員組合山形地区支部学習会「集団的自衛権と7月1日閣議決定の意味」（同年7月30日，山形国際ホテル），③山形県平和センター平和セミナー21「7月1日閣議決定の意味と日米ガイドライン」（同年9月17日，大手門パルズ），④飽海地区憲法と平和を考える講演会「7月1日閣議決定の意味と日米ガイドライン改定」（同年12月4日，酒田市総合文化センター），⑤高教組第46回教育闘争推進討論集会「最近の国立大学改革について」（同年12月13日，大手門パルズ）
- オープンキャンパス2014模擬講義：「もののけ姫と憲法」（2014年8月2日）
- 公開講座：第1回「ヘイトスピーチ規制と表現の自由」（2014年10月2日）
- 出張講義：山形県立山形中央高校（2014年12月17日）
- 取材協力：読売新聞2015年3月15日関西版「市有地に神社 大阪市 VS 住吉さん」

(3) 研究・教育活動に関するコメント

本年度も様々な仕事をする事ができた。東北文教大での非常勤職は，得られる利益と失われる利益等の諸事情を比較衡量し，本年度をもって辞することにした。また，恥ずかしながら基盤

教育について賞を頂いた。応募に尽力して頂いた先生方に深く感謝申し上げたい。

西岡 正樹

(1) 研究成果

「累犯加重と常習犯について (1)」法政論叢60・61合併号 (2014年) 103-128頁

(2) 教育・地域連携等の活動

〔教育〕

担当授業科目

専門教育：スタートアップセミナー，刑事法基礎（刑法担当），総合講座Ⅱ（法律），刑法Ⅰ，刑事政策，刑法演習Ⅱ

〔地域連携等〕出張講義 東北学院中学・高等学校

(3) 研究・教育活動に関するコメント

前年度同様に諸先生方の協力の下で教育・研究活動に専心することができた。教育活動としては，刑法演習Ⅱにおいて置賜学院への施設見学を行った。研究活動としては，専門とする刑事責任論に関して，科研費補助金を得て，累犯加重規定と責任概念に関する研究を継続して行った

西平 直史

(1) 研究成果

西平：制御理論を用いた在庫管理モデルの一解析－リードタイムが変動する場合，山形大学人文学部研究年報，(12) 43-51

(2) 教育・地域連携等の活動

教育：学部 経営システム，応用情報処理，情報・システム論演習

基盤教育 情報処理

大学院 経営システム特論

地域連携活動 山形仙台圏交流研究会

(3) 研究・教育活動に関するコメント

研究面では，制御理論を用いた在庫管理モデルの解析についての研究を行い，その成果を論文として発表した。

教育面では，学部，基盤教育，大学院の授業を担当した。大学院生の1年生2名の研究指導も行った。地域連携活動では，山形仙台圏交流研究会に参加した。

藤田 稔

(1) 研究成果

「判例評釈 日本音楽著作権協会（JASRAC）事件審決取消訴訟東京高裁判決 - 原告適格

と実質的証拠法則－」2014年7月 山形大学紀要（社会科学）第45巻第1号129-151頁
「判例評釈 山形県発注工事の鋼鉄製橋梁談合に関する市民オンブズマン山形県会議による山形県知事に対する住民訴訟」2014年12月 山形大学法政論叢第60・61合併号271-284頁

(2) 教育・地域連携等の活動

「経済法1」「経済法2」「経済法演習」「法的なものの考え方と知的財産権(法学)」「専門基礎演習」と「総合講座1（公共政策）」の1コマを担当。(その他、東北学院大学で、非常勤講師を務めた。) 独占禁止政策協力委員として、独占禁止政策のあり方について、公正取引委員会に対して、意見を述べた。

山形県弁護士会綱紀委員会委員として、弁護士倫理の維持に協力した。

日本経済法学会理事として、学会の運営に従事した。

東北経済法研究会で座長として研究を行った。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

洪 慈乙

(1) 研究成果

洪 慈乙稿「リース取引に関する会計の基本問題」、『山形大学紀要』第45巻第1号、pp. 79-90、2014年7月。

(2) 教育・地域連携等の活動

- 学部担当授業
- 専門科目：会計学，財務会計，会計学演習
- 基盤教育：企業会計入門・大学院授業：比較会計学特論・特別演習，企業経営特別研究
- 地域連携
- まちづくり研究会：伊丹商店街および高松商店街見学，インタビュー調査
- 米沢興譲館高等学校出張講義

(3) 研究・教育活動に関するコメント

松本 邦彦

(1) 研究成果

(2) 教育・地域連携等の活動

○教育：専門教育「日本外交論」，「日本政治論」，「地域づくり特別演習(二)」(山本匡毅先生と)，「総合講座1（公共政策）」。基盤教育「スタートアップセミナー」，「基幹科目」共生 ○地域連携：上記「地域づくり特別演習(二)」では、学生の研修にあたっては山形市内の市民団体に多大な御協力をいただきました。

2013年度から山形市コミュニティファンド評議委員。

2015年3月と金山町にて「国際交流の集い」講師。

安田均先生が世話人をされている山形仙台圏交流研究会に参加。○出張講義：2014年10月に福島県立橋高校へ。

(3) 研究・教育活動に関するコメント

2012年度から三ヶ年計画の科研費の最終年度として、地方議員に対する意識調査をおこないました。2015年度中の発表をめざしています。

丸山 政己

(1) 研究成果

- (論文)「国連安全保障理事会による「国際立法」とその実施に関する一考察—国際立憲主義の観点から—」『山形大学法政論叢』第62号(2015年3月)145-199頁
- (翻訳協力)「安全保障理事会決議二一七八(イスラム国等への外国人テロリスト戦闘員関係)」奥脇直也・岩沢雄司編集代表『国際条約集【2015年版】』(2015年3月)

(2) 教育・地域連携等の活動

- 担当科目:国際法, 国際人権法, 国際法演習, 法経政策専門基礎演習, 総合講座I(公共政策), 国際法入門(基盤教育)
- 山形大学人文学部公開講座『グローバル世界と日本はどうつきあうか』「第4回 南極海捕鯨事件から見えてくるもの」(2014年10月)
- 福島県立喜多方高校出張講義「国際法って何?—捕鯨問題を通して考えてみよう—」(2014年10月)
- 福島県立橋高校出張講義「国際法って何?—捕鯨問題を通して考えてみよう—」(2014年10月)

(3) 研究・教育活動に関するコメント

平成26年度は、前年度に法経政策学科教務委員を務めたご褒美(?)として「準サバティカル」(星野前学科長の命名)を認めていただき管理運営業務を免除されたため、比較的、研究に打ち込むことができた(比較的というのは、改組関連で…以下略)。科研費の成果として、上記論文を一応まとめることができたが、折角の機会を十分に活かしきれたとは言い難い。教育面で特筆すべき点は、ゼミで初めて卒業論文(2名)を指導した。必須としているゼミ論文との差別化・基準設定について若干の課題が残されたと言えようか。社会連携では、2014年3月に下された国際司法裁判所の判決を素材として、一般の方や高校生に国際法を身近に感じてもらえるような講義をそれなりの時間をかけて準備した。印象に過ぎないが、殊の外、関心をもってもらえたように思われる。

村松 怜

(1) 研究成果

(論文)

- ・「『増税なき財政再建』へ至る道」, 井手英策・小西砂千夫・諸富徹編『日本財政の現代史 第1巻 土建国家の時代1960～1985』(有斐閣)所収, pp.51-74
- ・「『近代財政』の再検討」, 『三田学会雑誌』107巻4号(2015年1月)

(学会報告)

- ・「日本占領期税制史研究」, 政治経済学・経済史学会春季総合研究会, 2014年6月28日
- ・「『増税なき財政再建』へ至る道」, 日本財政学会第71回大会, 2014年10月26日

(2) 教育・地域連携等の活動

(3) 研究・教育活動に関するコメント

2015年4月に着任のため、「教育・地域連携等の活動」は該当なし。

安田 均

(1) 研究成果

[論文]

- ・博士論文「生産的労働概念の再検討とその現代的意義」(九州大学経済博甲第189号, 2015年3月25日)。

[報告]

- ・「生産的労働の理論的位置づけ」SGCIME 研究合宿(2014年8月8日, 八王子セミナーハウス)。

[その他]

解説記事「経済指標の解説」(連合山形『春季生活闘争方針』, 2015年2月)。

(2) 教育・地域連携等の活動

[担当授業科目]

教育：市場と人間の生活(人間を考える), 教養セミナー「格差を考える」

専門：経済原論, 市場と組織, 経済原論演習, 学部共通科目「地域社会論」, 公務員講座(春休み, 論作文2コマ), 宮城学院女子大学「経済社会特論」。

大学院：株式会社論特論, 株式会社論特別演習, 修士論文指導。

[地域連携等]

- ・連合山形総研・連合総研「山形県内の地域活動に関する共同調査研究プロジェクト」調査研究委員会委員
- ・山形県村山総合支庁との共同研究会「山形仙台圏交流研究会」幹事。関連して県より「地域課題解決型実践活動モデル事業」(対象高瀬地区)を受託し, 現地事前調査会, 紅花祭り, 高瀬地区学生動員に伴うワークショップ, 現地成果報告会に参加。
- ・出張講義：山形県立山形南高校(2014年9月17日), 同新庄南高校(同9月17日)

[委員会活動等]

- 紀要社会科学編編集委員
- 人文学部法経政策学科運営委員
- 基幹科目ディレクター, 同会議および基盤教育評価改善委員会

(3) 研究・教育活動に関するコメント

最近, 講義はオンラインでなく, 教室でのレスポンスカードを用いての復習・確認, 質問・回答に時間を割くよう務めている。学外団体から要請される経済指標等の解説記事の執筆, あるいは共同調査への参加は研究の間口を広げてくれるので, 時間の許す限り引受けたい。

山口 昌樹

(1) 研究成果

受賞

Best paper award for a WBI journal (International review of business research papers) at Annual Tokyo Business Research Conference, 15-16 December, 2014 Yamaguchi, M., Participation of Japanese regional Banks in International Syndicated Loans : Lending behavior and explanatory factors

論文

- 「欧州銀行における自己資本比率の変動」『経済学論纂』, 中央大学経済学研究会, 第55巻第5,6合併号, pp.229-244, 2015年

寄稿

- 「地方銀行による外貨建て貸出の実態」『金融ジャーナル』2014年10月号, pp.36-39

Proceeding

- Participation of Japanese regional Banks in International Syndicated Loans : Lending behavior and explanatory factors, WBI Conference Proceedings, Tokyo Conference 2014

学会報告

- 「地方銀行の外貨建て貸出-構図と変動要因-」日本金融学会2014年春季大会, 慶應義塾大学, 2014年5月24日
- Infrastructure Financing in Indonesia and the Role of Japanese Banks : Observations through a Network Analysis, The 14th International Convention of the East Asian Economic Association, Chulalongkorn University, Bangkok, November 1-2, 2014
- Participation of Japanese regional Banks in International Syndicated Loans : Lending behavior and explanatory factors, Annual Tokyo Business Research Conference, Waseda University, 15-16 December, 2014
- Participation of Japanese regional Banks in International Syndicated Loans : Lending behavior and explanatory factors, SIBR-UniKL 2015 Conference (Kuala Lumpur) on Interdisciplinary Business and Economics Research, 16th-17th February 2015, Kuala Lumpur.

学会討論者

- 日本金融学会2014年秋季大会, 山口大学, 2014年10月18日

国際金融パネル「邦銀のアジア進出」

- The 14th International Convention of the East Asian Economic Association, Chulalongkorn University, Bangkok, November 1-2, 2014, Rina Indiatuti and Maman Setiawan, Cost Efficiency and Market Power Effect in the Indonesian Banking Industry

研究会報告

- Participation of Japanese regional Banks in International Syndicated Loans : Lending behavior and explanatory factors, 経済産業研究所, 企業金融・企業行動ダイナミクス研究会, 2015年3月6日

(2) 教育・地域連携等の活動

教育

- 担当授業：スタートアップセミナー, 金融論, 国際金融論, 証券経済論, 国際金融論演習

(3) 研究・教育活動に関するコメント

腰を据えて研究に打ち込むことができた。人文学部の教職員の方々に感謝したい。

山本 匡毅

(1) 研究成果

〈書籍〉

山本匡毅 (2014) 「第4章第二節 東北——震災復興への足取り」, 竹内淳彦・小田宏信編著『日本経済地理読本』東洋経済新報社

山本匡毅 (2014) 「第12章 東日本大震災のインフラ被害による中小製造業への影響と地域政策の課題—サプライチェーン問題を中心にして—」, 塩見英治・谷口洋志編著『現代リスク社会と3・11複合災害の経済分析』中央大学出版部

山本匡毅 (2015) 「第4章 航空機産業のグローバルな生産立地と国内産業集積の形成」, 法政大学比較経済研究所・近藤章夫編『都市空間と産業集積の経済地理分析』日本評論社

〈論文〉

小田宏信・遠藤久美子・山本俊一郎・山本匡毅 (2014) 「台東・墨田産業集積の伝統と革新——第60回大会エクスカーション総括——」『経済地理学年報』第60巻第3号

山本匡毅 (2014) 「変化するマーケットと山形県の地域産業政策」『山形県の社会経済2014』第27号

山本匡毅 (2014) 「地方圏のモノづくり企業の事業環境変化への対応—山形県を事例として—」『新産業政策研究かわさき』第12号

〈学会発表〉

山本匡毅「医療機器産業の特性と異業種からの参入過程——機械製造業を事例として——」第52回産業学会全国研究会, 2014年6月14日, 九州大学

(2) 教育・地域連携等の活動

〈学部授業〉

地域政策論, 地域づくり特別演習, 地域政策論演習

〈基盤教育〉

スタートアップセミナー, 基礎から産業・中小企業を考える (経済学)

〈地域・社会連携〉

山形・仙台圏交流研究会メンバー

一般財団法人機械振興協会経済研究所「健康・福祉機器市場における中堅・中小企業の販路拡大策」研究委員会委員

山形県村山総合支庁「地域課題解決実践活動モデル事業実態調査業務委託」の事務業務及び学生指導

長井市ながい市民未来塾講師

〈出張講義〉

山形県立上山明新館高校 (テーマ: 地域づくりを通じたボランティアへの気づき)

〈テレビ出演〉

NHK 山形「山形ディスティネーションキャンペーンについて」

山形放送「衆議院選挙公約の比較について」

〈講演〉

東北航空宇宙産業研究会他7回

(3) 研究・教育活動に関するコメント

大学2年目で一定の教育と研究を行うことができた。また地域・社会連携も少しずつ進められた。引き続き、質の高い教育の実施と研究成果、及び地域・社会連携の実践を行いたい。

「山形大学人文学部研究年報」投稿規程

1 投稿資格

「山形大学人文学部研究年報」に投稿の資格を有するのは、以下の者とする。

- (1) 山形大学人文学部の教員（教授、准教授、講師、助教、外国人教師）
- (2) 山形大学大学院社会文化システム研究科学生（指導教員の推薦ある者）

また、

- (3) 本学部教員以外の者との共同研究についても、応募を認めることがある。
- (4) 山形大学人文学部もしくは山形大学大学院社会文化システム研究科の主催で開催された講演会の原稿も掲載可とするが、原稿依頼および原稿のとりまとめについては当該の講演会を担当した本学教員の責任においておこなう。

2 原稿の種類

- (1) 原稿の種類は「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「判例評釈」「書評」「講演」その他学術研究に資すると判断されるものとする。
- (2) これら以外に、本学部教員の研究活動に関する報告等を掲載する。

3 原稿枚数

- (1) 原稿は、各号原則として一人一編までとするが、2 に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「講演」は、原則として400 字詰め原稿用紙に換算して100 枚以内とする。
- (3) 「判例評釈」「書評」については、原則として400 字詰め原稿用紙に換算して30 枚以内とする。

4 書式

刷り上がりの版型はB5版とする。なお、以下に記載のない書式の詳細については、山形大学紀要の書式に準ずるものとする。

- (1) 原稿は、縦書きもしくは横書きとする。縦書きの場合は二段組みとする。
- (2) 横書きの場合は裏表紙から始める。
- (3) 外国語論文原稿の投稿も認める。
- (4) 原稿は原則としてワープロで作成し、使用したワープロ・ソフト名を明記した電子ファイル（フロッピー・ディスクなど）とプリントアウトしたもの2部（1部は所属・氏名を記載しない）を提出する。
- (5) 日本語（外国語）の場合は外国語（日本語）のレジメを付ける。その枚数も上記の原稿

枚数に含める。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語レジュメを編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語によるレジュメに限り、編集委員会が仲介するものとする。

5 原稿掲載の可否の決定および査読

原稿掲載の可否は、当該分野の専門家の査読を経て、編集委員会が決定する。

6 校正

- (1) 校正は執筆者の責任でおこなう。
- (2) 校正時における大幅な訂正は認めない。

7 抜刷

- (1) 抜刷を必要とする者は、投稿申し込み時に申告する。
- (2) 抜刷の作成費用は、制限部数を超過した分について執筆者の負担とする。

8 図版等

図版、図表、グラフなど印刷に特別の費用を要するものについては、執筆者の負担とする場合もある。

9 原稿提出期日

原稿提出期限は11月末とする。

10 原稿提出先

原稿は、編集委員に提出する。

11 著作権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学人文学部に対し、当該論文に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

Faculty of Literature & Social Sciences, Yamagata University Annual Research Report

Vol. 13

CONTENTS

Articles

La Madonna col Bambino, sei santi e quattro angeli (Pala di San Barnaba) di Sandro Botticelli:

l'iscrizione dalla *Divina Commedia* e il culto mariano

..... Yasunori ISHIZAWA..... 1

Philosophisch-methodologische Einsicht von Kants Ablehnung des apagogischen Beweises

..... Kiyoshi CHIBA..... 21

Trends Observed in Poverty Rates, Working Poor Rates, Child Poverty Rates and Take-Up

Rates of Public Assistance Across 47 Prefectures in Japan

..... Kensaku TOMURO..... 33

Investigation Report

Awareness of Public Interest Institution Reform in Yamagata Prefecture:Survey Results and Analysis

..... Yuko KANEKO..... 55

An Investigation into the Demand Responsive Transportation System of Takahata, Yamagata Prefecture

— An Investigation Report on Demand Responsive Taxi —

..... Hiroshi SUNADA..... 65

2014 Academic Year Report on Research and Education 83

Requirements for Contributors 144

MARCH 2016

Faculty of Literature & Social Sciences
Yamagata University